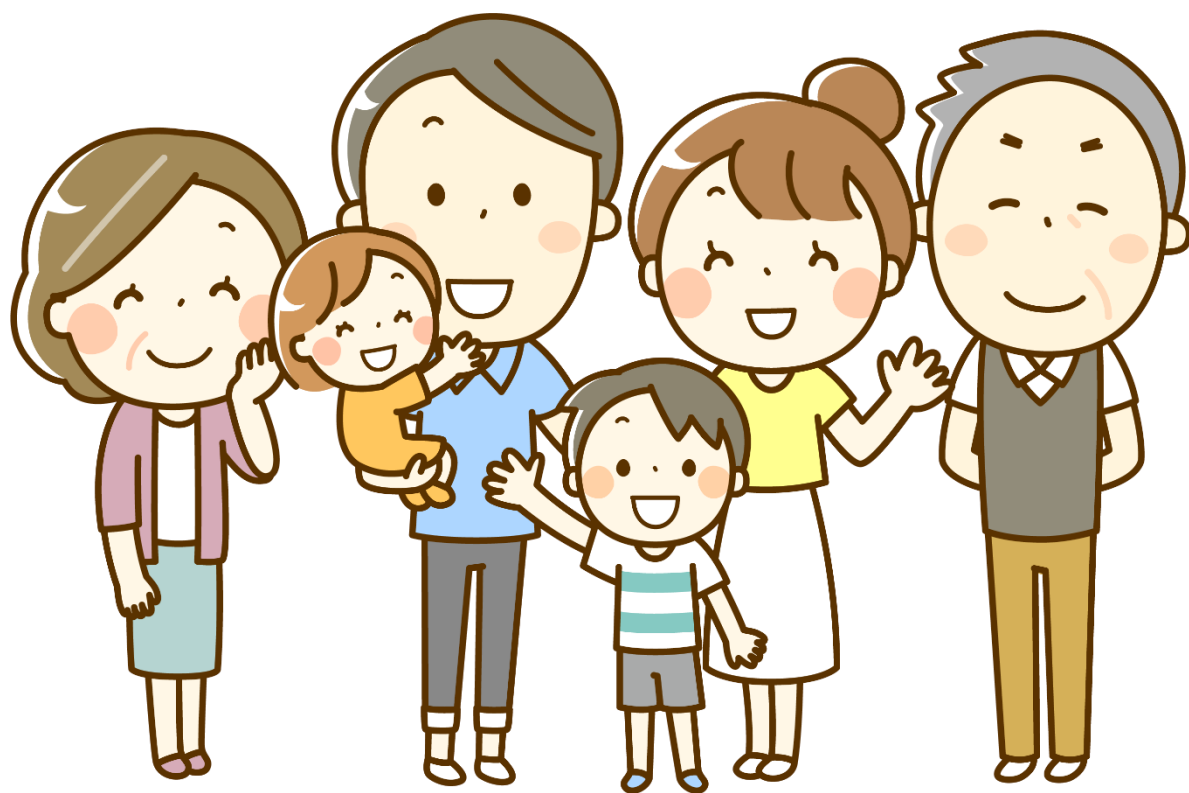


第3期中間市地域福祉計画 第3期中間市地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度



令和5年3月

中間市・中間市社会福祉協議会



はじめに



昨今、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえで課題は、複雑化・複合化しています。例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある50代の子が同居することによる問題(8050問題)や介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。これらは、単一の公的支援では解決が困難であり、複合的に支援していくことなどが必要とされています。一方で少子高齢化や人口減少といった国や地域が抱えている大きな課題は、市全体の経済・社会の存在の危機に直結する大きな課題であり、社会経済の担い手の減少が地域の活力や持続可能性を脅かすこととなります。

これらの変化などの背景や新型コロナウイルス感染症の影響により暮らしにおける人と人とのつながりが希薄化する中で、孤立し、誰にも相談できず適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような、人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が地域課題を自分たちのこととして捉え解決しながら、自分らしく生きていけるように地域住民等が支え合い、一人ひとりが生きがいを見つけ、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められます。

本計画では、地域共生社会の実現のために「笑顔あふれる地域(まち)づくり」を基本理念として、市民、地域・関係団体等、社会福祉協議会、そして行政が取り組むべき内容を盛り込んでいます。本計画の実現のために、各関係機関だけでなく、市民の皆様とも連携して取り組みを推進することが重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見等をいただいた本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、また、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

中間市長 

はじめに



今日の社会を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や認知症・単身者世帯(高齢者等)の増加、いじめ、育児放棄、児童虐待、貧困、介護問題等、枚挙すればきりが無いほど身近に喫緊の課題が山積しており、地域に極めて厳しい状況に置かれているのが現況です。

更にここ数年は新型コロナの感染拡大に伴う新たな問題が加わり、従来からの生活様式が根底から覆され人々の日常が大きく脅かされる事態となり、地域住民同士の交流や支援・相互扶助等の必要性はこれまで以上に高まってきております。

中間市社会福祉協議会では、平成25年に中間市と合同して「第1期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」を策定して社会福祉の増進を図る第1歩を踏み出し、平成30年からは中間市と社協の役割・分担をより明確にした「第2期計画」を策定して地域の福祉サービス提供の向上に邁進してまいりましたが、加速する社会の混乱を収め、人々の安心・安全の街づくりを進めていくためには、行政をはじめ関係諸機関が市民と渾然一体となって、より一層の福祉の充実を図ることの必要性を勘案し、新たに「第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」を策定して地域福祉の充実に取り組むことといたしました。皆様方におかれましてはこれまでと変わらぬご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶と致します。

令和5年3月

社会福祉法人中間市社会福祉協議会

会 長 舩 津 革

目 次

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景・目的	3
2 地域福祉とは	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制	10
第2章 中間市の現状と課題	13
1 統計からみた中間市全体の現状	13
2 市民意識調査からみた現状	23
3 社会福祉法人・事業所ヒアリング調査からみた現状	31
4 校区まちづくり協議会の取り組み	39～52
第3章 計画の基本方針	55
1 基本理念	55
2 基本目標	55
3 重層的支援体制整備に向けた取り組み	56
4 施策体系図	58
第4章 施策の展開	61
基本目標1 みんながつながる「なかま」	61
1 思いやりの心を育てる	61
2 心とところをつなぐ交流の促進	63
3 地域で支え合うネットワークの強化	65
基本目標2 みんなが安心して暮らせる「なかま」	67
1 防災・防犯体制の整備	67
2 住みよい住環境づくり	70
3 サービスを利用しやすい環境づくり	72
4 サービス向上の仕組みづくり	75
基本目標3 みんなが心豊かになれる「なかま」	81
1 地域での福祉活動への参加促進	81
2 ころもからだも健康増進への取り組み	84
第5章 社会福祉協議会の取り組み(地域福祉活動計画)	89
1 第3期地域福祉活動計画にあたって	89
2 地域福祉とは	90
3 地域共生社会の実現	91
4 施策体系図	96
5 具体的な事業・活動内容	97
基本目標1 みんながつながる「なかま」	97
(1) 思いやりの心を育てる	97
(2) 心とところをつなぐ交流の促進	98
(3) 地域で支え合うネットワークの強化	99

基本目標2 みんなが安心して暮らせる「なかま」	100
(1) 防災・防犯体制の整備	100
(2) 住みよい住環境づくり	101
(3) サービスを利用しやすい環境づくり	102
(4) サービス向上の仕組みづくり	104
基本目標3 みんなが心豊かになれる「なかま」	108
(1) 地域での福祉活動への参加促進	108
(2) こころもからだも健康増進への取り組み	110
第6章 地方再犯防止推進計画	115
1 計画策定の趣旨	115
2 計画の位置づけ等	115
3 計画の期間	115
4 再犯防止施策の対象者	115
5 犯罪情勢等について	116
6 現状と課題	116
7 取り組みの方向性	117
第7章 計画の推進	121
1 計画の推進体制	121
(1) 住民の役割	121
(2) 福祉サービス提供者の役割	121
(3) 社会福祉協議会の役割	121
(4) 行政の役割	121
2 計画の点検・評価体制	122
参考資料	125
1 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員名簿	125
2 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	126
3 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	128
4 策定経過	130

<「障害」の表記について>

本市では、新たに作成・発出及び改定する計画、文書、広報、ホームページ、パンフレット等については、基本的に「障害」の「害」の字はひらがなで表記することにしました。

ただし、次に掲げる場合は、引き続き「障害」を漢字で表記します。

1. 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられ特定のものを指す用語
2. 組織、関係団体、関係施設の名称、固有名詞
3. 医学用語、学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
4. 他の文書や法令等の引用する場合
5. その他漢字使用が適切と認められる場合

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

(1)社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中で地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がいのある方、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するためには、公的支援とともに地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、ともに支え合うことが重要です。このことにより、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含めた誰もが役割を持つことで、それぞれが、日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるものと考えられます。これからは、生活の基盤である地域における高齢者、障がいのある方、子どもなどを含めた世代や背景の異なる全ての人々の人と人とのつながりがより一層重要となっていきます。

国では、「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者、障がいのある方、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて、社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

このたびの計画策定は、平成29年度に策定した「第2期中間市地域福祉計画・第2期中間市地域福祉活動計画」が令和4年度に計画終了となることから、近年の国・県の動向を踏まえ計画を見直すとともに、「第2期中間市地域福祉計画・第2期中間市地域福祉活動計画」の進捗状況の評価を行い「第3期中間市地域福祉計画・第3期中間市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

本市においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第3期中間市地域福祉計画・第3期中間市地域福祉活動計画」は、本市における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向

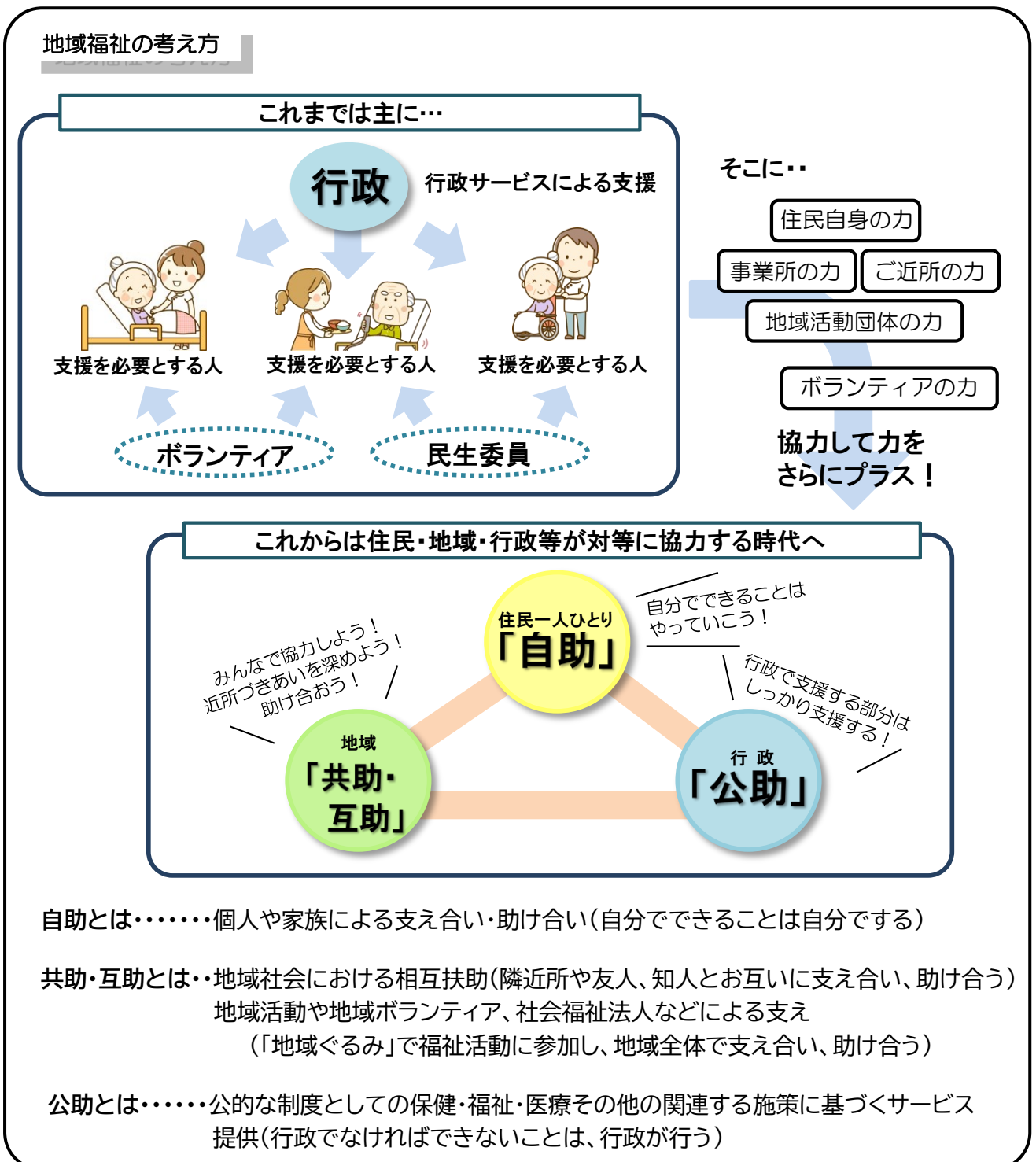
平成 28年	7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成 29年	6月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成30年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成 29年	12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和 2年	6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 (令和3年4月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記 ・福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の創設等
令和 3年	3月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

2 地域福祉とは

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるように、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくかを定めたものが地域福祉計画です。



3 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得ながら、地域のさまざまな生活課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを示す計画です。

改正社会福祉法 抜粋（令和 3 年 4 月 1 日施行）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

※波線部が追加となった部分。この他に、第 106 条の4に重層的支援体制整備事業についての内容が追加。(P.69)

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

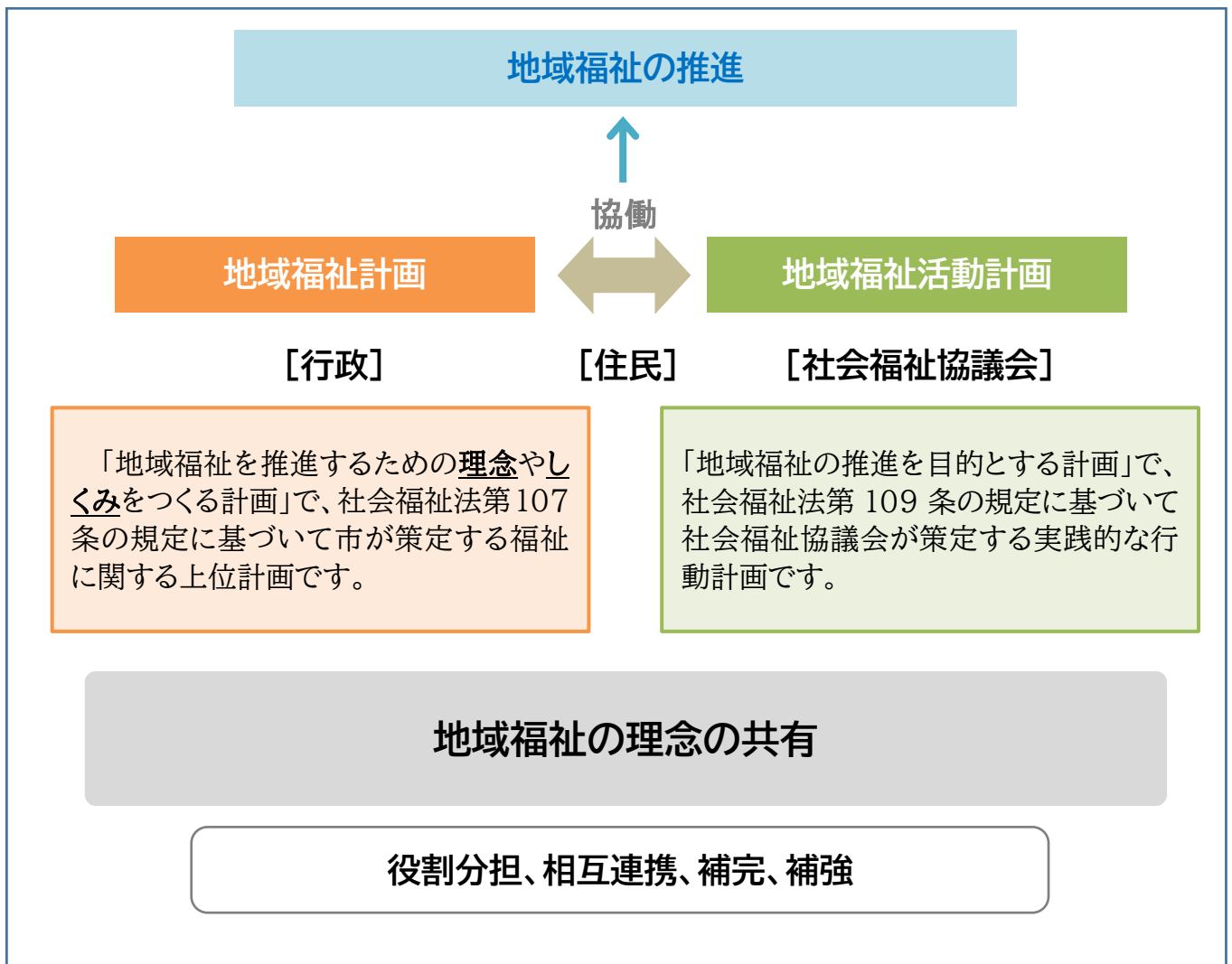
地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」は、市が地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。両計画は、車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画づくりが可能となります。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】

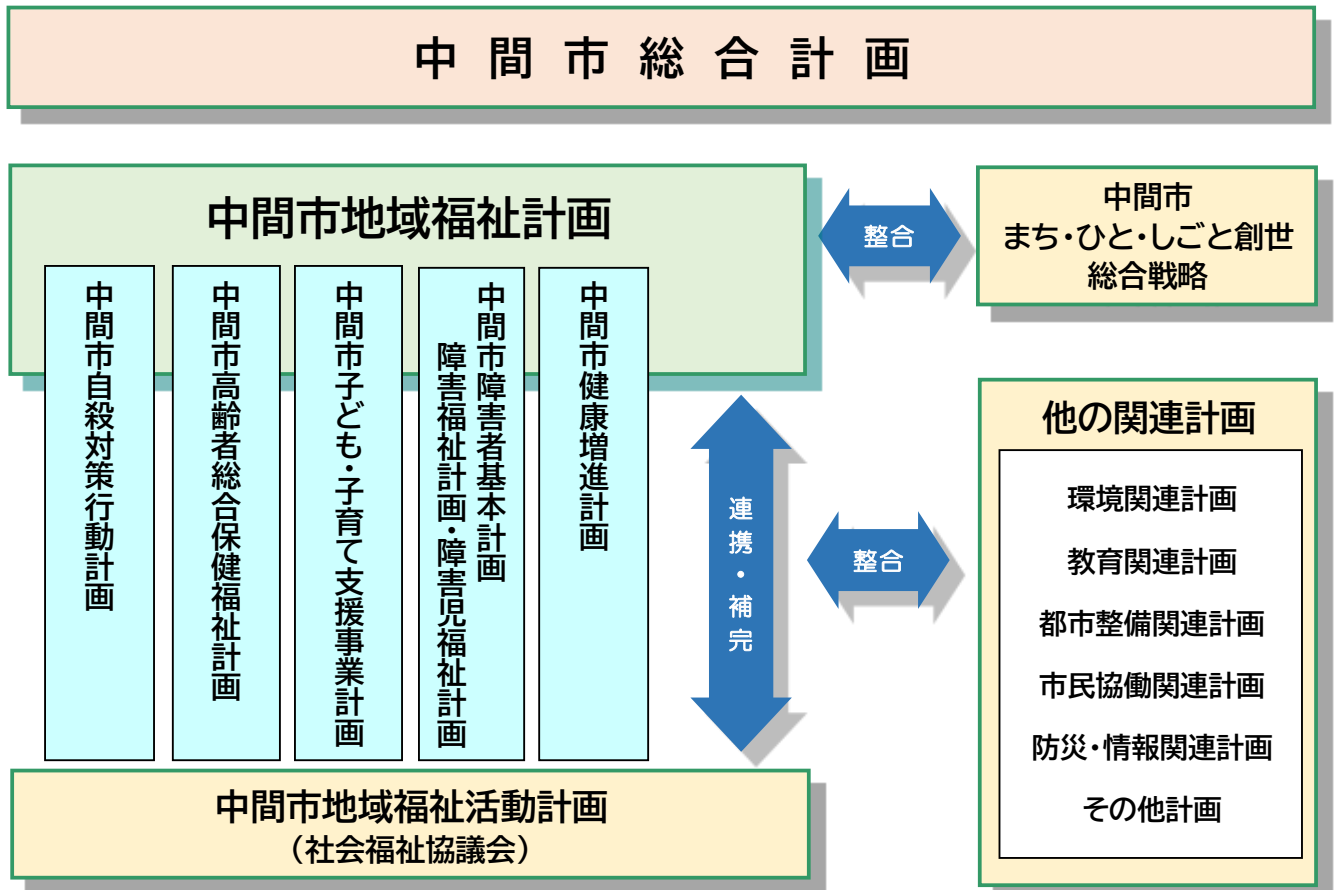


(4)他の計画との関係

中間市地域福祉計画は、中間市総合計画を上位計画とし、各分野の福祉関連計画(健康増進計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者総合保健福祉計画、自殺対策行動計画)が共通して取り組むべき事項を記載する、「福祉分野の上位計画」として位置付けます。

なお、計画の内容については、厚生労働省が作成した「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」や、県が策定する「福岡県地域福祉支援計画」等との整合に留意しました。

また、本計画の一部に、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「地方再犯防止推進計画」を含みます。



(5)SDGsの理念

SDGs(エス ディー ジーズ)とは、平成 27 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、令和 12 年までに達成する 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 30 年度	~	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	~	令和 14 年度
第2期	計画期間										
第3期			見直し	計画期間							
第4期								見直し	計画期間		

5 計画の策定体制

(1) 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、保健・医療・福祉、教育、行政、各種団体代表者等の幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために「第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

市民の地域における暮らしや地域福祉についてのご意見、地域福祉活動への参加意向などを把握することによって、今後の地域福祉推進の参考とするためにアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	中間市在住の満 20 歳以上の市民 2,500 人(無作為抽出)
調査方法	郵便による調査票配布・回収
調査期間	令和4年2月3日～令和4年2月18日

(3) ヒアリング調査の実施

地域で活動している社会福祉法人や各種事業所から、地域との関わり方や地域福祉についての現状認識、地域団体との連携状況、連携意向などをうかがうことによって、今後の地域福祉推進の参考とするためにヒアリング調査を実施しました。

【ヒアリング調査の実施概要】

調査対象	中間市内で活動している8社会福祉法人及び107事業所
調査方法	郵便による調査票配布・回収
調査期間	令和4年3月8日～令和4年3月25日

(4) パブリックコメントの実施

本市では、市政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、市民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和5年2月15日から令和5年3月14日まで意見の募集を実施しました。

(5) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

第2章 中間市の現状と課題

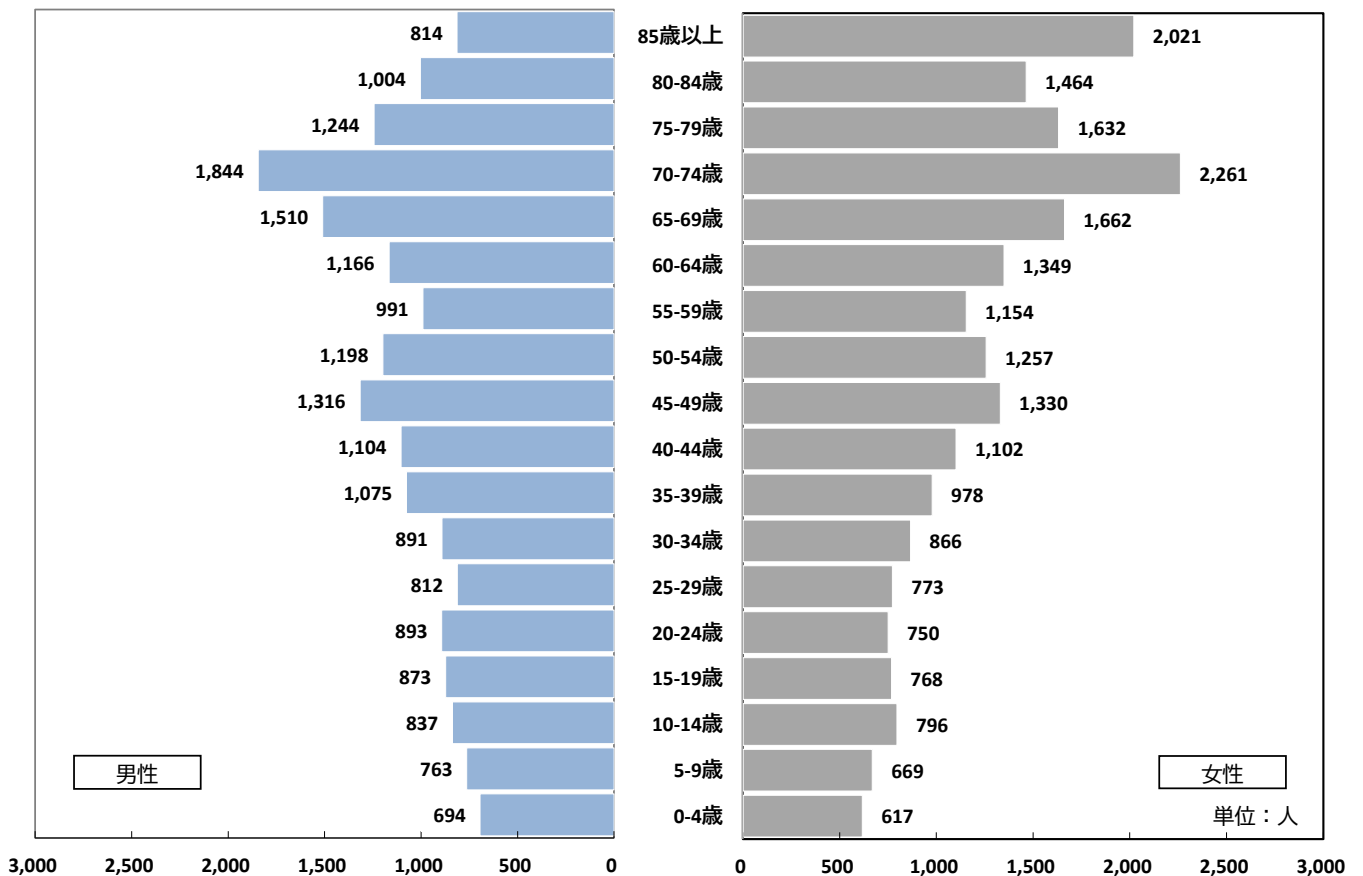
第2章 中間市の現状と課題

1 統計からみた中間市全体の現状

(1)人口・世帯

①人口ピラミッド

令和3年10月1日現在における本市の人口は 40,478 人(男性 19,029 人、女性 21,449 人)となっており、男女とも 70～74 歳の人口が最も多くなっています。



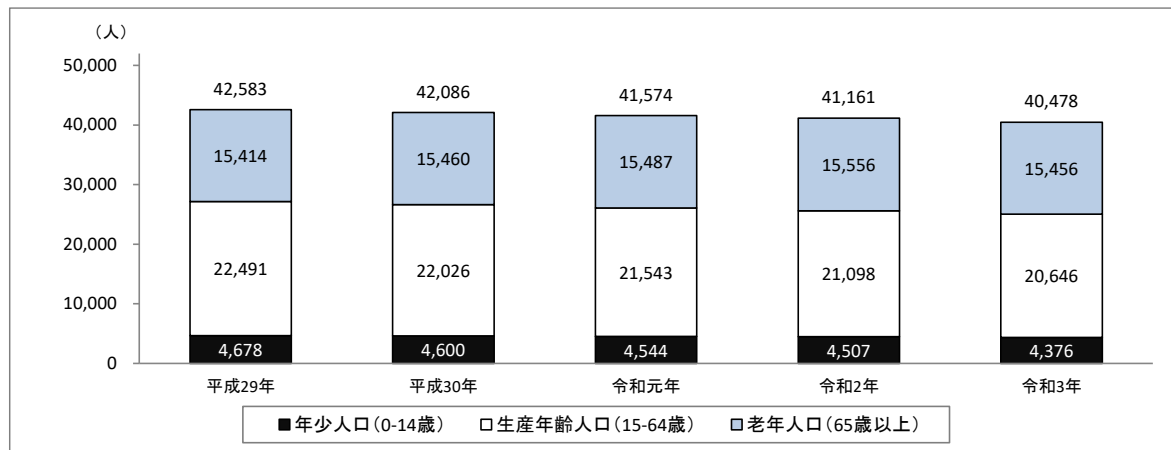
資料：住民基本台帳(令和3年10月1日)

②年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成29年の42,583人から令和3年の40,478人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分人口では、年少人口、老年人口において減少傾向で推移していますが、高齢人口はほぼ横ばいで推移しており、少子高齢化が進行しています。

なお、令和3年10月1日現在の高齢化率は38.2%となっています。

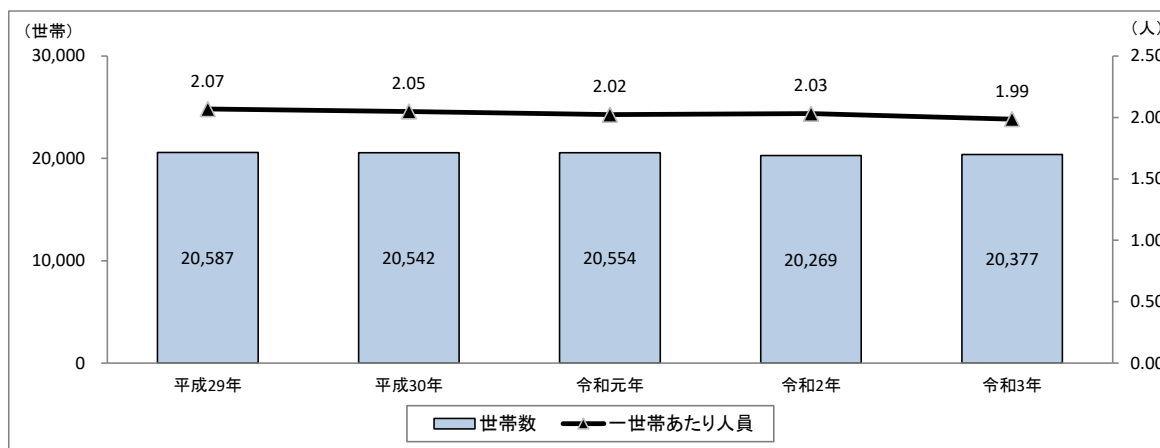


	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総人口	42,583	42,086	41,574	41,161	40,478
年少人口	4,678	4,600	4,544	4,507	4,376
生産年齢人口	22,491	22,026	21,543	21,098	20,646
老年人口	15,414	15,460	15,487	15,556	15,456
前期高齢者	7,474	7,445	7,323	7,316	7,277
後期高齢者	7,940	8,015	8,164	8,240	8,179
高齢化率	36.2%	36.7%	37.3%	37.8%	38.2%
年少人口率	11.0%	10.9%	10.9%	10.9%	10.8%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

③世帯の状況

一般世帯の状況を見ると、世帯数は緩やかな減少傾向にあります。一世帯あたりの平均人員も減少傾向で推移しており、核家族化が進んでいることがわかります。

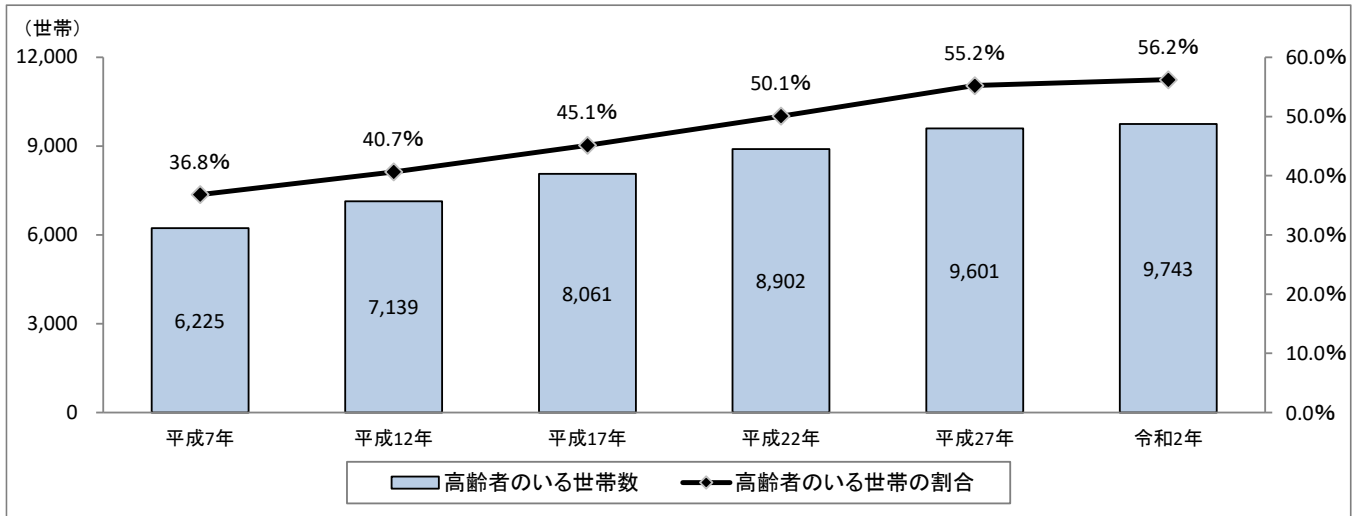


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

④高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加しており、令和2年には一般世帯の半数以上を占めています。

高齢単身世帯も年々増加しており、高齢者夫婦のみ世帯は平成27年まで増加傾向で推移しており、令和2年には減少しています。



	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	16,913	17,560	17,864	17,778	17,389	17,331
高齢者のいる世帯	6,225	7,139	8,061	8,902	9,601	9,743
高齢単身世帯	1,219	1,666	2,086	2,552	2,915	3,049
高齢者夫婦のみ世帯	1,823	2,251	2,492	2,743	3,094	2,832
高齢者のいる世帯の割合	36.8%	40.7%	45.1%	50.1%	55.2%	56.2%

資料:各年国勢調査

※一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を指す。

※高齢者のいる世帯とは、65歳以上親族人員のいる世帯を指す。

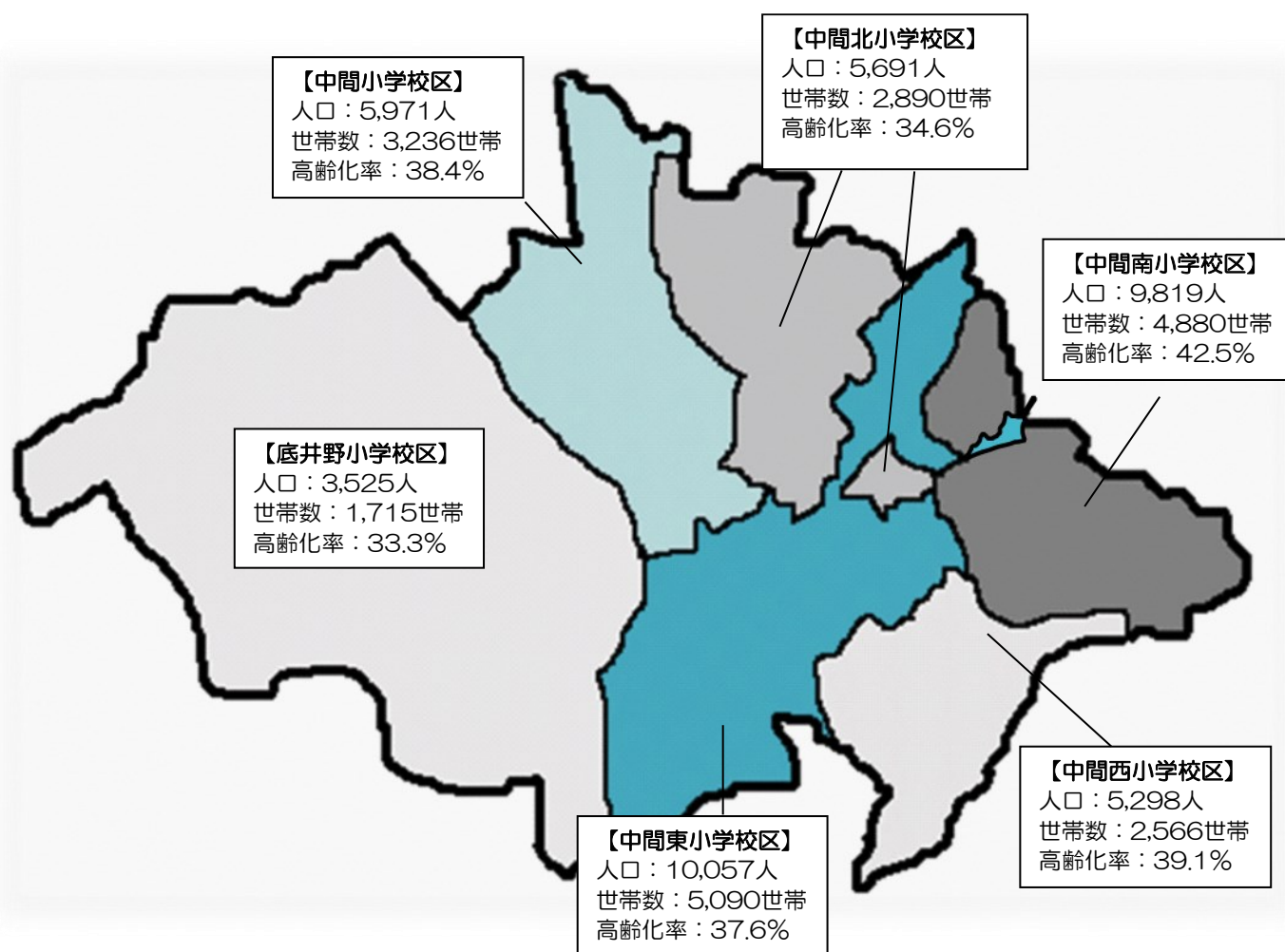
※高齢者夫婦のみ世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の世帯を指す。

⑤小学校区別人口と世帯の状況

小学校区別の人口は、以下のとおりとなっており、最も高齢化率が高いのは中間南小学校区(42.5%)、次いで中間西小学校区(39.1%)となっています。

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	65歳以上人口 (人)	高齢化率
底井野小学校区	1,715	3,525	1,173	33.3%
中間東小学校区	5,090	10,057	3,777	37.6%
中間西小学校区	2,566	5,298	2,073	39.1%
中間小学校区	3,236	5,971	2,295	38.4%
中間北小学校区	2,890	5,691	1,968	34.6%
中間南小学校区	4,880	9,819	4,172	42.5%

資料:住民基本台帳(令和3年10月1日現在)



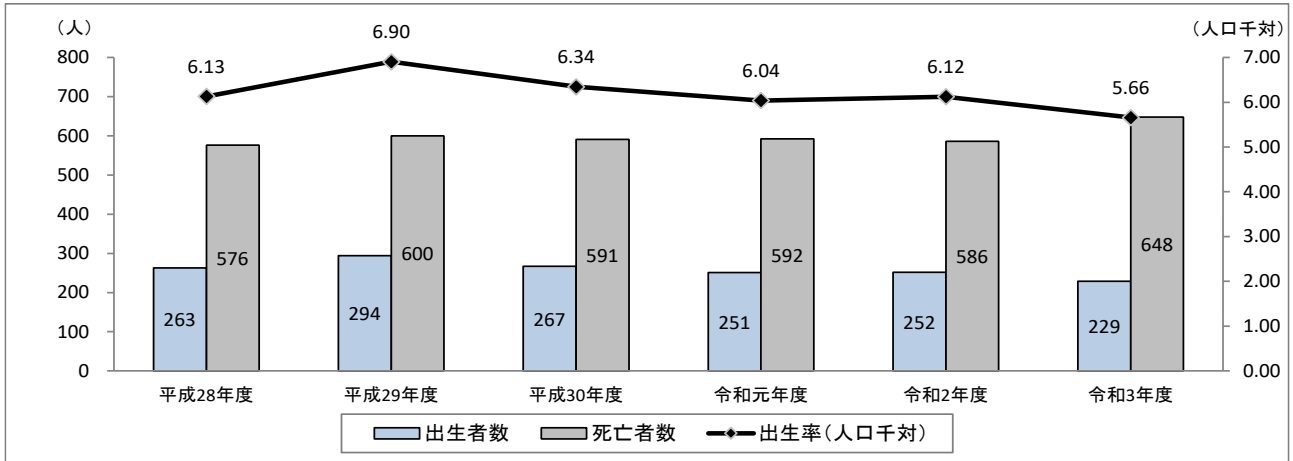
(2)自然動態・社会動態

①出生と死亡の状況

出生・死亡の状況をみると、出生者数は減少傾向で推移し、令和3年度は229人となっています。

死亡者数は年度ごとの増減がみられ、令和3年度は648人となっています。

平成28年度以降、すべての年度において自然減(※)となっています。



資料:市民課

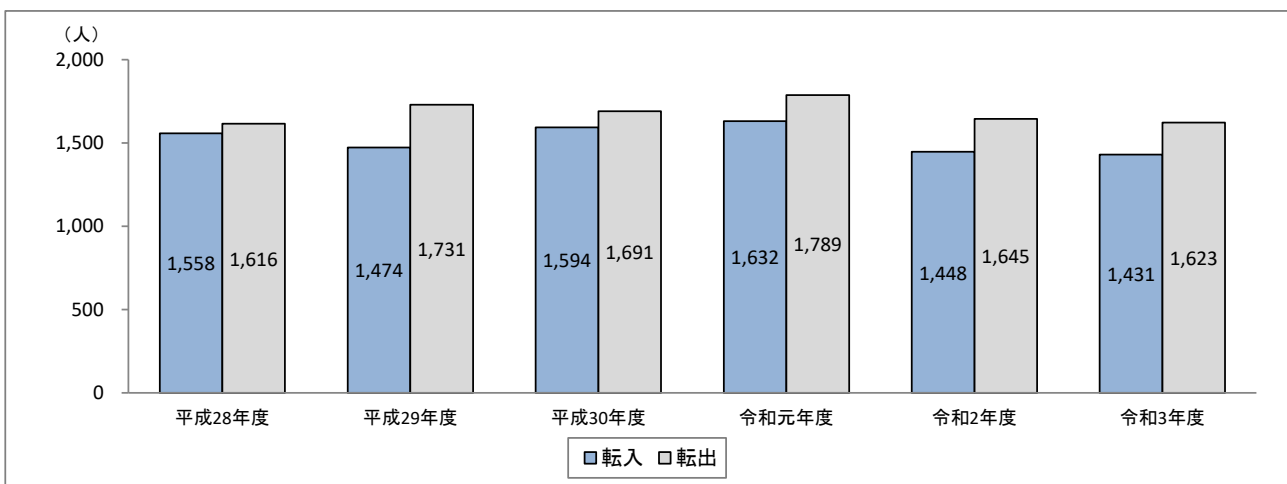
※ 自然減・・・死亡者数が出生者数を上回っている状態

②転入・転出

転入・転出の状況をみると、転入者は令和元年度に1,600人台に増加しましたが、その後は減少し1,400人台となっています。

転出者は令和元年度の1,789人から減少傾向で推移しています。

平成28年度以降、すべての年度において社会減(※)となっています。

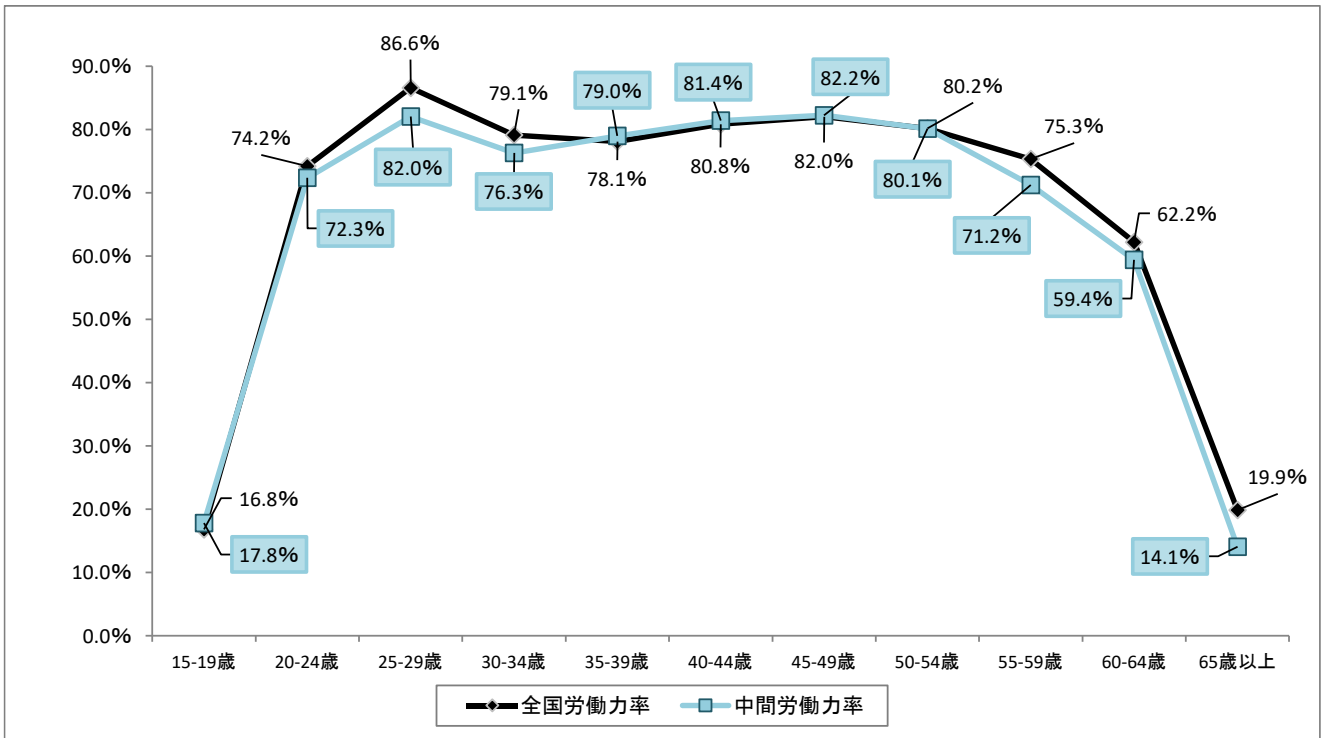


資料:市民課

※ 社会減・・・転出者が転入者を上回っている状態

(3)女性の就労の状況

女性の労働力率をみると、全国とほぼ同様の傾向となっていますが、全国よりやや緩やかなM字型カーブを描いています。

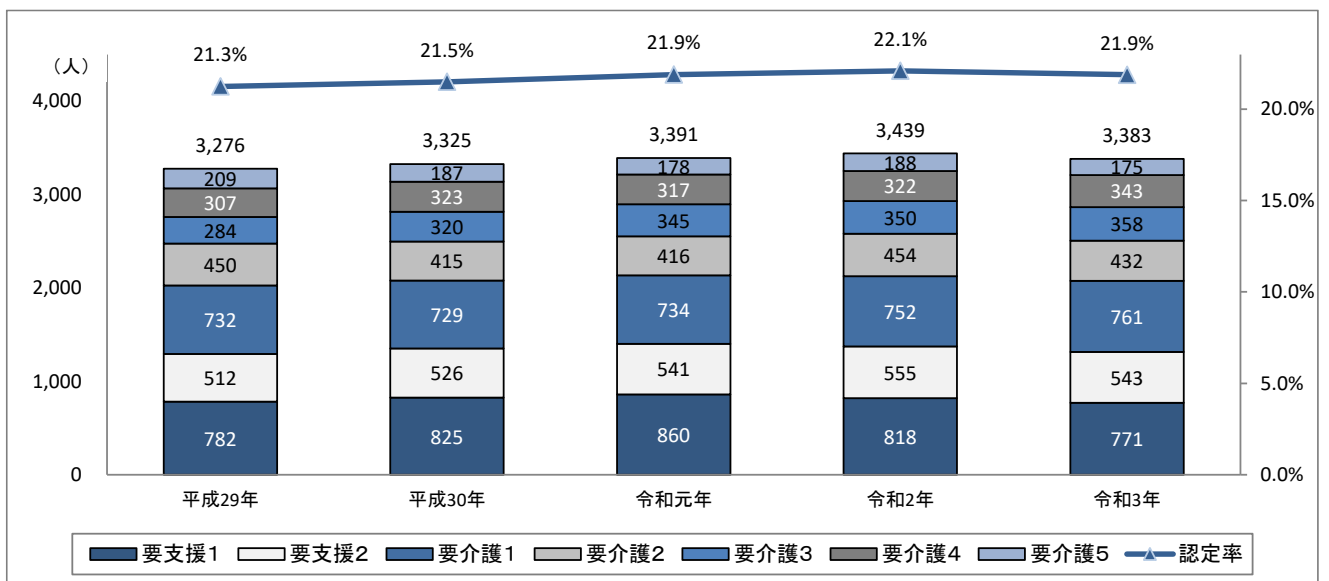


資料:令和2年国勢調査

(4)介護を要する方について

介護を要する方についてみると、要介護認定者数、要介護認定率ともに令和2年まで増加傾向で推移していましたが令和3年に減少しています。

要介護度別の認定者の状況では、全ての年において要支援1が最も多く、次いで要介護1が多くなっています。



資料:介護保険課(各年10月)

(5)主要死因・死亡者数

主要死因・死亡者数をみると、「新生物(腫瘍)」が最も多く、次いで「循環器系の疾患」と続いています。

また5年前の調査と比較して、「悪性新生物(腫瘍)」が157人から176人に、「心疾患(高血圧性を除く)」が58人から69人に、「老衰」が14人から26人に増加しており、その他は減少しています。「自殺」は10人から5人に減少しています。

疾病名	死亡者数
新生物(腫瘍)	180
悪性新生物(腫瘍)	(176)
循環器系の疾患	122
心疾患(高血圧性を除く)	(69)
脳血管疾患	(32)
呼吸器系の疾患	73
肺炎	(37)
症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	52
老衰	(26)
消化器系の疾患	29
肝疾患	(11)
傷病及び死亡の外因	23
不慮の事故	(18)
自殺	(5)
内分泌, 栄養及び代謝疾患	15
神経系の疾患	13
腎尿路生殖器系の疾患	13
腎不全	(4)
精神及び行動の障害	11
感染症及び寄生虫症	9
筋骨格系及び結合組織の疾患	6
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	1
皮膚及び皮下組織の疾患	1
周産期に発生した病態	1
先天奇形, 変形及び染色体異常	1
総 数	550

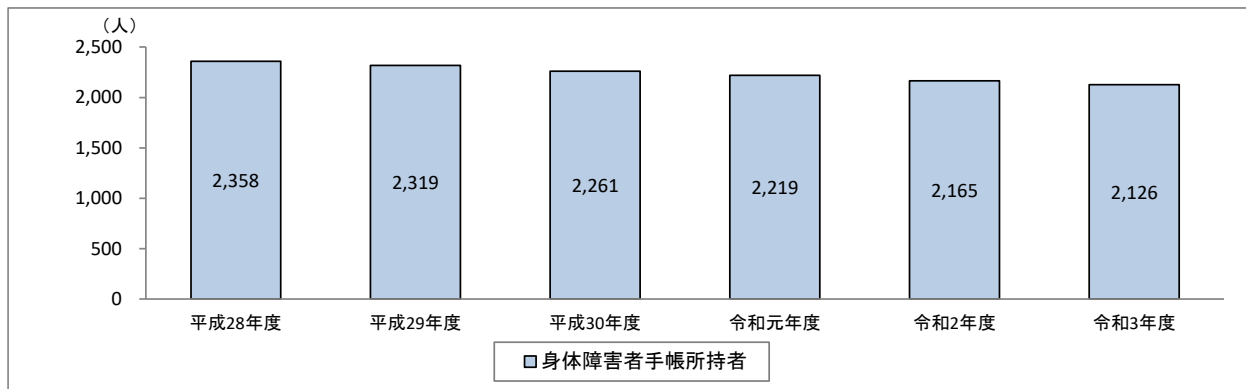
資料:令和2年度福岡県保健統計年報

(6)障がいのある方について

①身体障害者の状況

身体障害者手帳(※)所有者は、平成28年度以降、減少傾向で推移し令和3年度には2,126人となっています。

障害程度別の状況では、全ての年度において、「1級」が最も多く、障害種別では「肢体不自由」が最も多くなっています。



【障害程度別】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	616	613	602	714	694	673
2級	415	389	376	331	333	328
3級	429	438	432	350	334	336
4級	579	560	540	523	509	510
5級	131	126	122	115	111	108
6級	188	193	189	186	184	171

【障害種別】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
視覚障害	151	149	149	151	149	151
聴覚・平衡機能障害	259	267	256	244	248	236
音声・言語・そしゃく機能障害	27	27	28	24	25	24
肢体不自由	1,229	1,181	1,135	1,111	1,071	1,050
内部障害	692	695	693	688	672	665

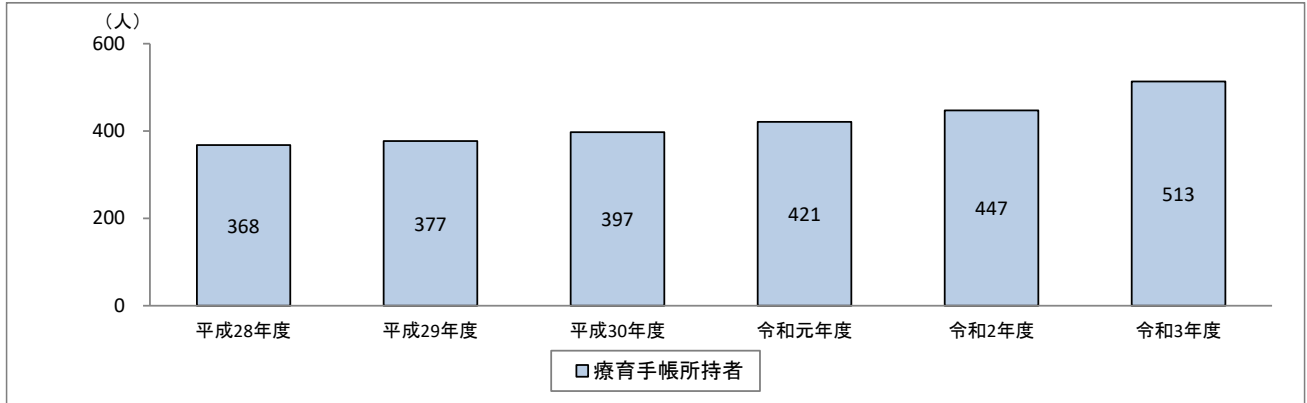
資料:福祉支援課(各年度3月末現在)

※ 身体障害者手帳・・・身体障がいのある方が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた人に対して交付される手帳

②知的障害者の状況

療育手帳(※)所有者は、平成28年度以降、増加傾向で推移し令和3年度には513人となっています。

障害程度別の状況では、全ての年度において、「B(中・軽度)」の方が多くなっています。



【障害程度別】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A(重度)	170	165	170	177	200	249
B(中・軽度)	198	212	227	244	247	264

資料:福祉支援課(各年度3月末現在)

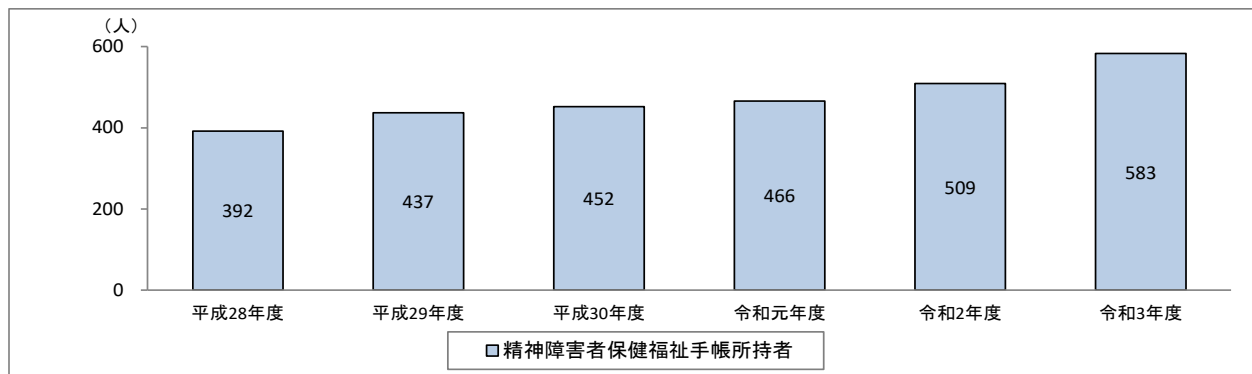
※ 療育手帳・・・児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳

③精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳(※)所有者は、平成28年度以降、増加傾向で推移し令和3年度には583人となっています。

障害程度別の状況では、全ての年度において、「2級」が多くなっています。

自立支援医療公費負担対象者も、年々増加傾向で推移しています。



【障害程度別】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	28	27	32	31	33	43
2級	241	277	275	282	314	352
3級	123	133	145	153	162	188

【自立支援医療公費負担対象者の推移】

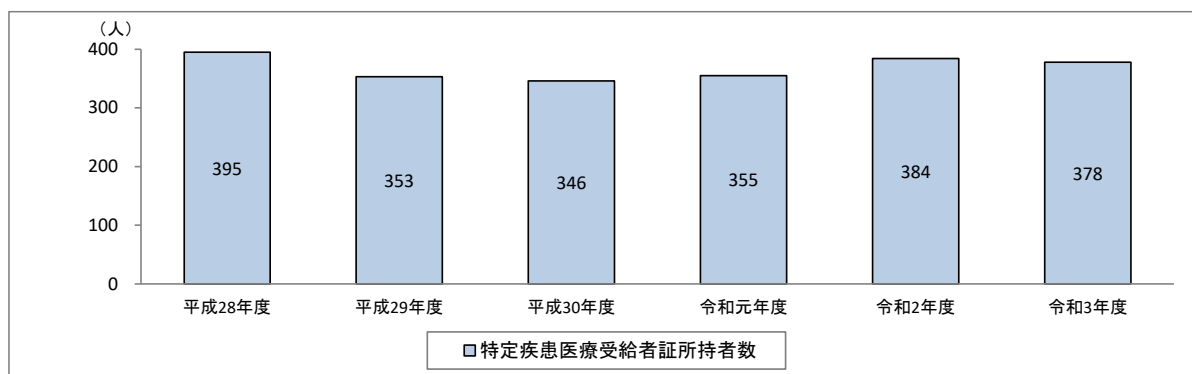
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自立支援医療公費負担対象者	754	749	788	797	839	829

資料：福祉支援課(各年度3月末現在)

※ 精神障害者保健福祉手帳・・・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める一定の精神障がい
の状態にある人に対して交付される手帳

④難病患者の状況

特定疾患医療受給者証所持者は、平成28年度以降、年度ごとにバラつきがみられ令和3年度には378人となっています。



資料：福岡県(各年度3月末現在)

2 市民意識調査からみた現状

(1) アンケート調査概要

① 調査目的

「第3期中間市地域福祉計画・第3期中間市地域福祉活動計画」の策定にあたり、市民の地域における暮らしや地域福祉についてのご意見、地域福祉活動への参加意向などを知るため、令和3年度に市民意識調査を行いました。

② 調査概要

- 調査対象者 中間市在住の満20歳以上の方の中から 2,500 人を無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査時期 令和4年2月

③ 回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
2,500	884	35.4%

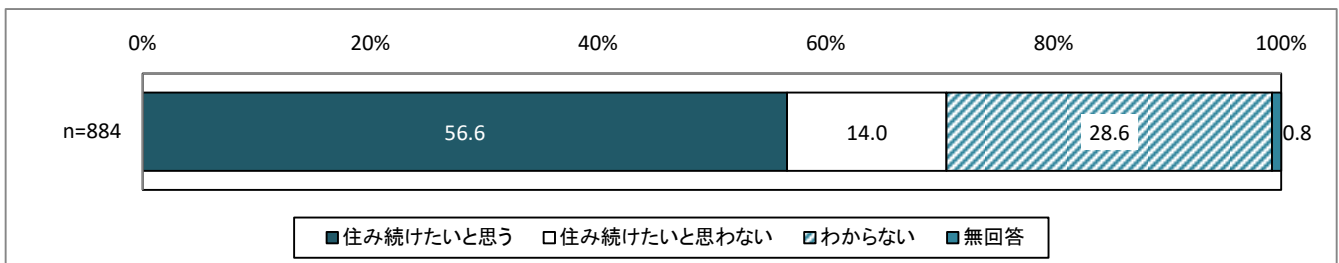
④ 集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問(設問末尾に「(複数回答)」と記載)は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(2) アンケート調査結果

① 継続居住意向

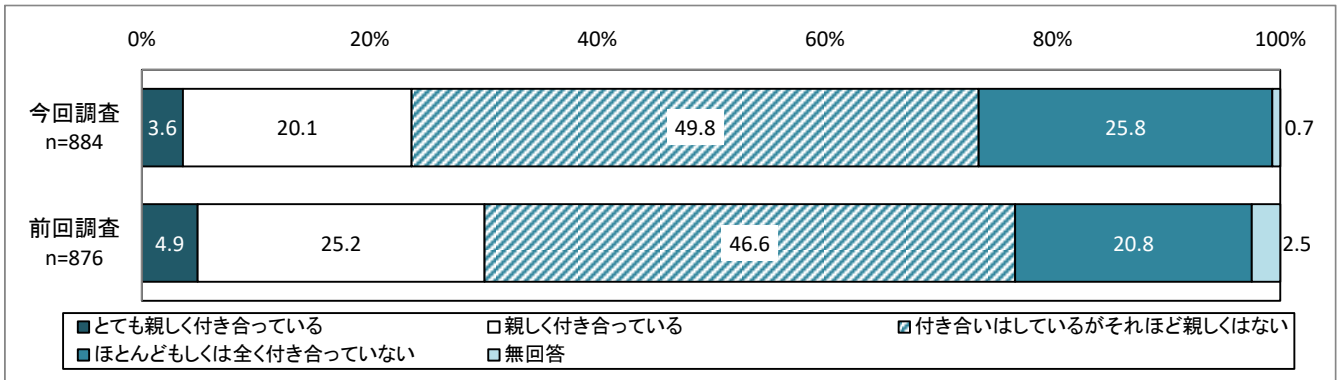
今後も中間市に住み続けたいと思うかどうか尋ねたところ、「住み続けたいと思う」が56.6%、と『居住継続派』は全体の6割弱を占めています。



②近所付き合いの程度

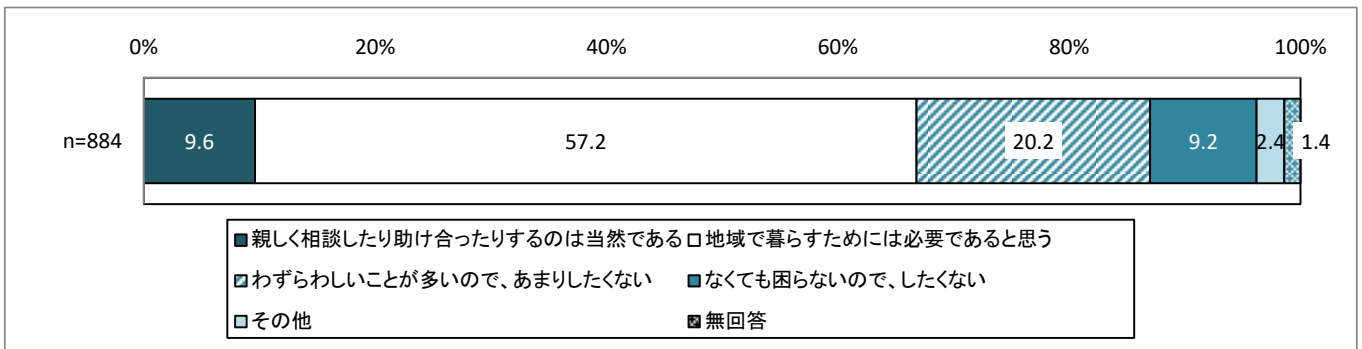
現在の近所付き合いの程度を尋ねたところ、「とても親しく付き合っている」が 3.6%、「親しく付き合っている」が 20.1%と、これらを合わせた『親しく付き合っている』層は2割強にとどまっています。一方、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」が 49.8%、「ほとんどもしくは全く付き合っていない」が 25.8%と、これらを合わせた『親しく付き合っていない』層が7割強を占めています。

前回調査と比較すると、「親しく付き合っている」と回答した人が少なくなっており、『親しく付き合っている』は11.8ポイント減少しています。



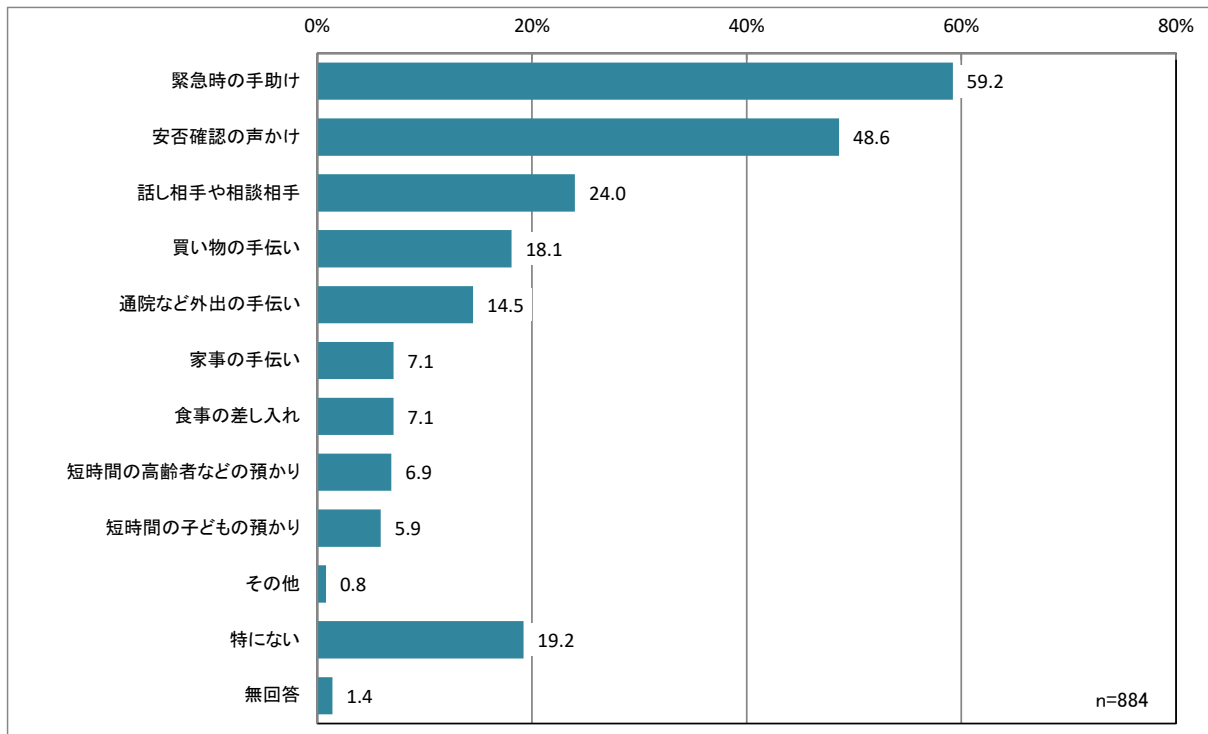
③近所付き合いに対する考え方

近所付き合いに対する考え方を尋ねたところ、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が 9.6%、「地域で暮らすためには必要であると思う」が 57.2%と、これらを合わせた『近所付き合い肯定派』は全体の7割弱を占めています。



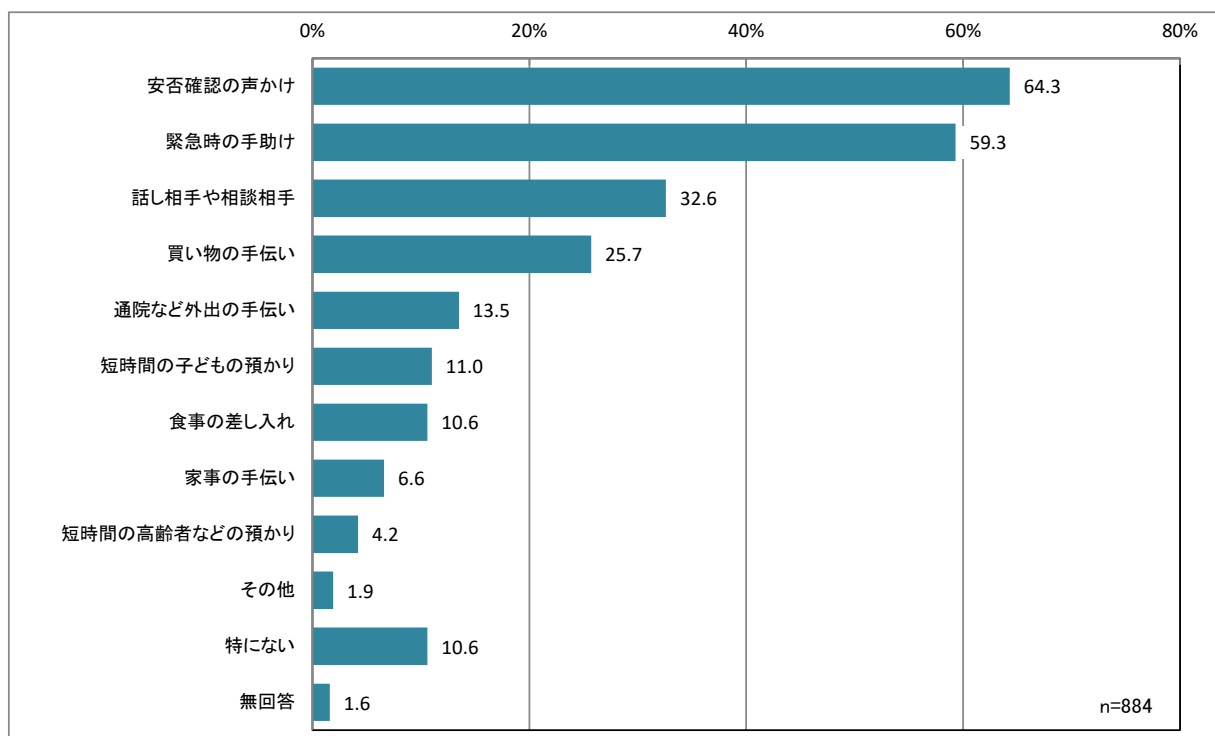
④手助けしてほしいこと(複数回答)

日常生活が不自由になったとき、地域や隣近所からどのような手助けをしてほしいかを尋ねたところ、「緊急時の手助け」が 59.2%で最も多く、次いで「安否確認の声かけ」48.6%、「話し相手や相談相手」24.0%の順となっています。



⑤手助けできること(複数回答)

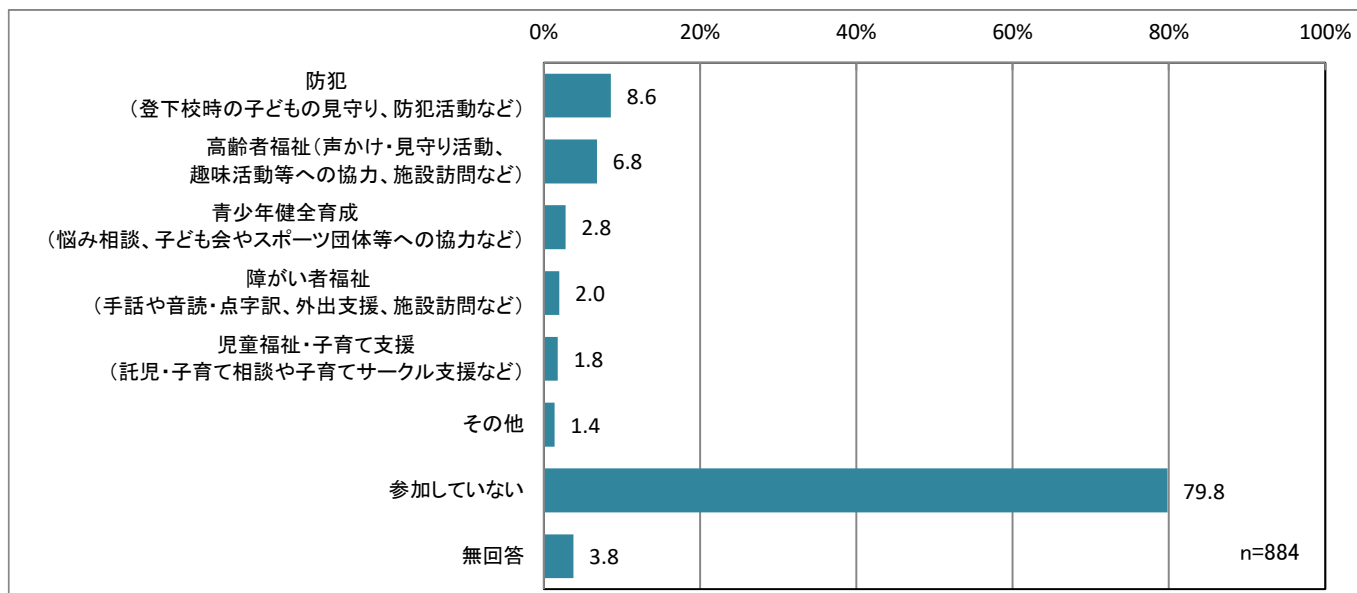
隣近所に困っている家庭があった場合、どのような手助けができるかを尋ねたところ、「安否確認の声かけ」が 64.3%で最も多く、次いで「緊急時の手助け」59.3%、「話し相手や相談相手」32.6%の順となっています。



⑥ ボランティアやNPO活動等への参加状況(複数回答)

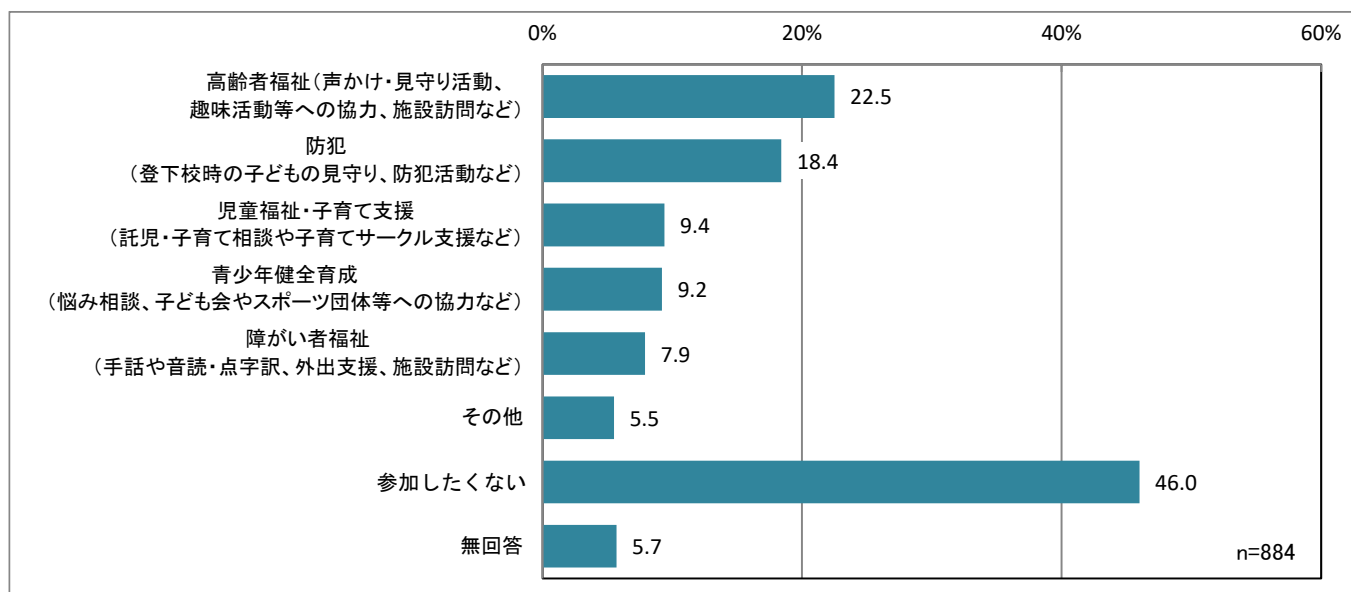
過去3年間の福祉に関わるボランティアやNPO活動等への参加状況を尋ねたところ、「参加していない」と回答した人が79.8%と圧倒的に多くなっています。

参加しているものとしては「防犯」が8.6%、「高齢者福祉」が6.8%で、比較的多くなっています。



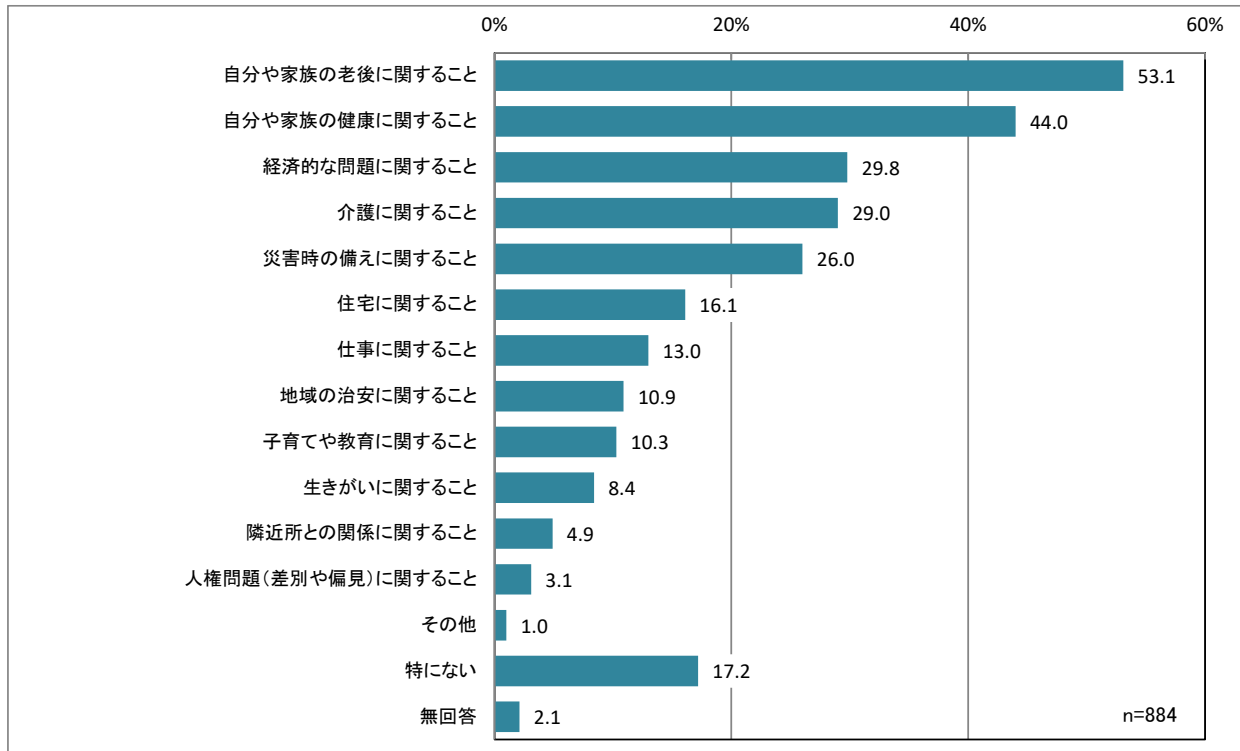
⑦ ボランティアやNPO活動等への参加意向(複数回答)

今後の福祉に関わるボランティアやNPO活動等への参加意向を尋ねたところ、全体の46.0%の人は「参加したくない」と回答していますが、参加したいと思うものについては、「高齢者福祉」が22.5%、「防犯」18.4%、「児童福祉・子育て支援」9.4%、と続いています。



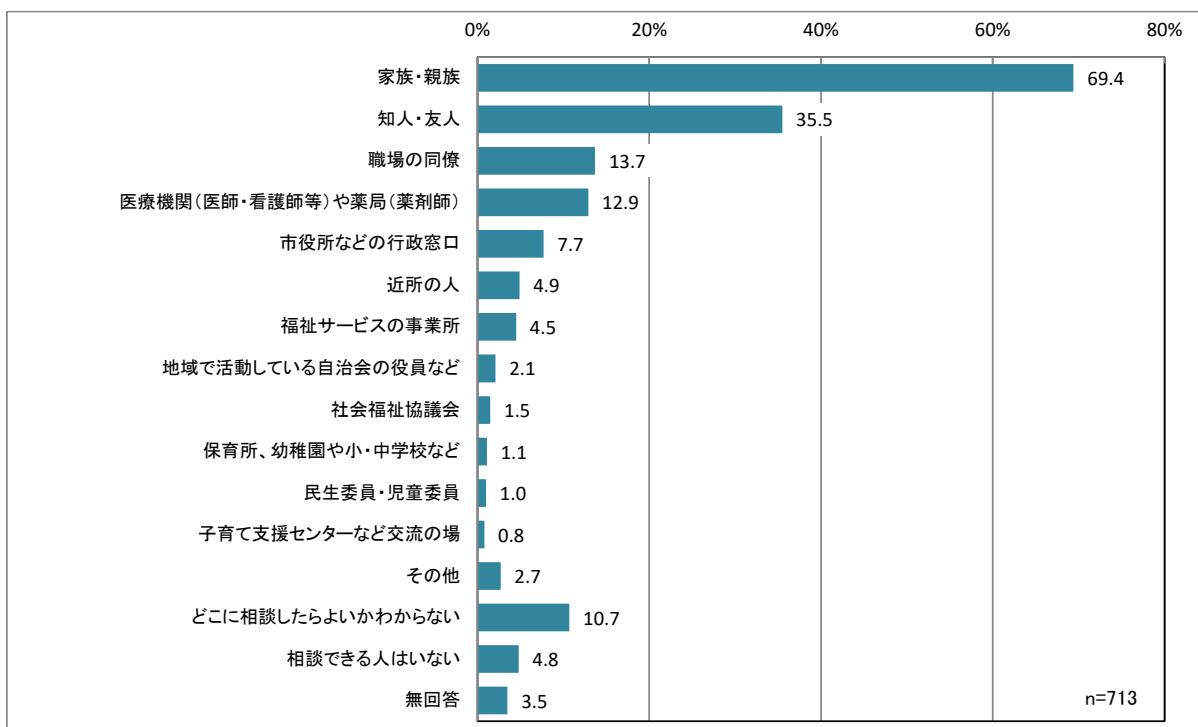
⑧日々の生活における悩みや不安(複数回答)

日々の生活でどのような悩みや不安を感じているかを尋ねたところ、「自分や家族の老後に関する事」が53.1%で最も多く、次いで「自分や家族の健康に関する事」44.0%、「経済的な問題に関する事」29.8%の順となっています。



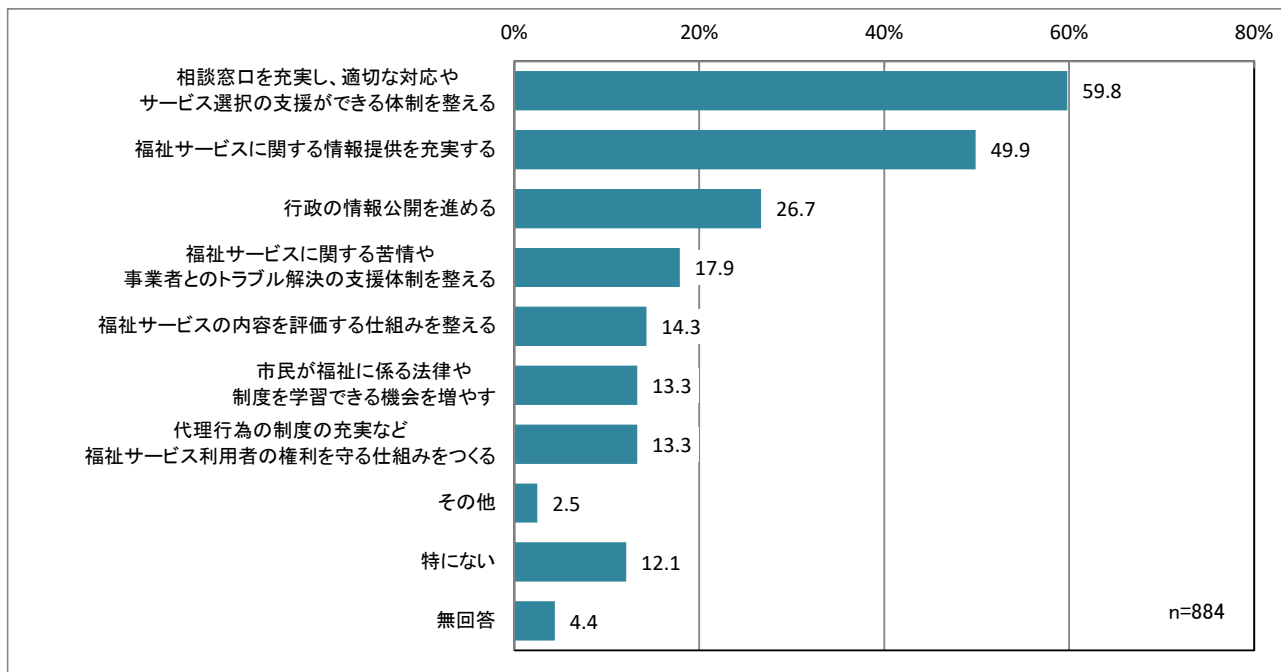
⑨悩みや不安についての相談先(複数回答)

日々の生活における悩みや不安がある人に対して、悩みや不安の相談先を尋ねたところ、「家族・親族」が69.4%と圧倒的に多く、次いで「知人・友人」35.5%、「職場の同僚」13.7%の順となっています。



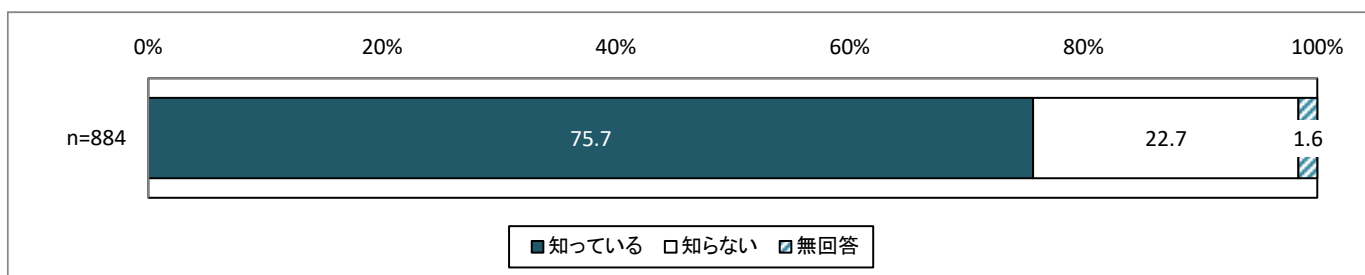
⑩最適な福祉サービスを安心して利用するために必要な取組(複数回答)

自分に最適の福祉サービスを安心して利用するために、今後中間市に取り組んでほしいと思うことを尋ねたところ、「相談窓口を充実し、適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」が59.8%で最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供を充実する」49.9%、「行政の情報公開を進める」26.7%の順となっています。



⑪災害時の避難場所

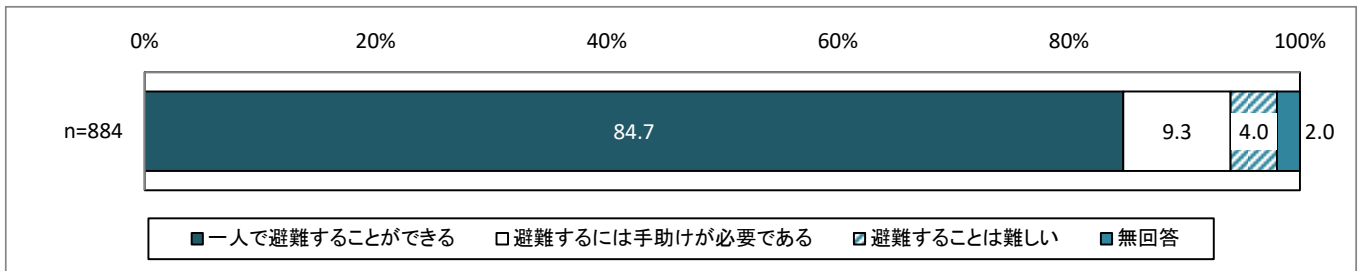
災害時の避難場所に関して「知っている」と回答した人の割合は全体の75.7%、「知らない」と回答した人は22.7%となっています。



⑫災害発生時の避難

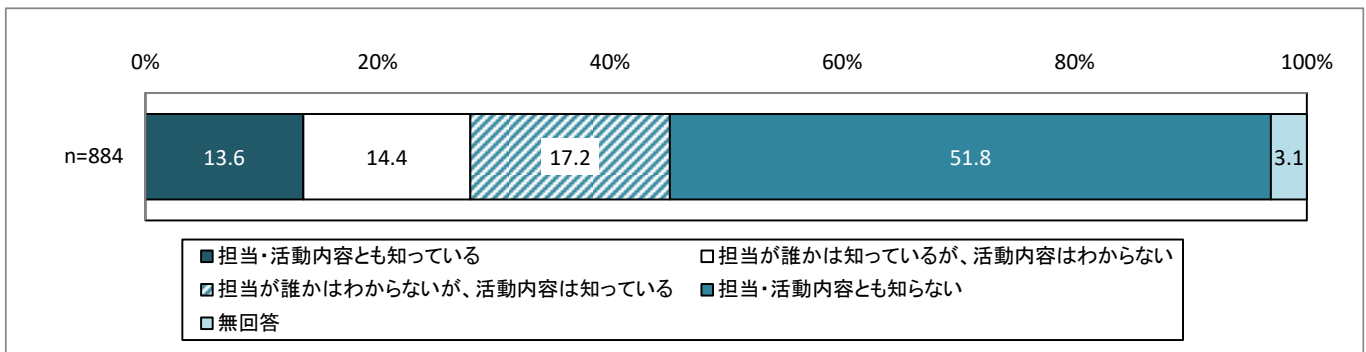
災害(地震や水害)発生時に避難することができるかを尋ねたところ、「一人で避難することができる」が最も多く全体の8割以上を占めています。

しかし、「避難することは難しい」と回答した人が 4.0%、「避難するには手助けが必要である」が 9.3%と避難が難しい方も少数ですがみられます。



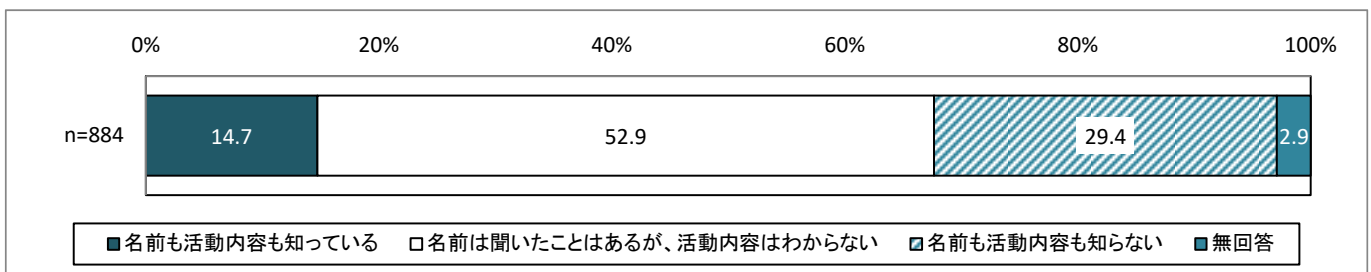
⑬民生委員・児童委員の認知度

居住地域を担当している民生委員・児童委員の認知度については、「担当・活動内容とも知らない」と回答した人の割合が全体の 51.8%と最も多く、「担当・活動内容とも知っている」と回答した人の割合は全体の 13.6%と少なくなっています。



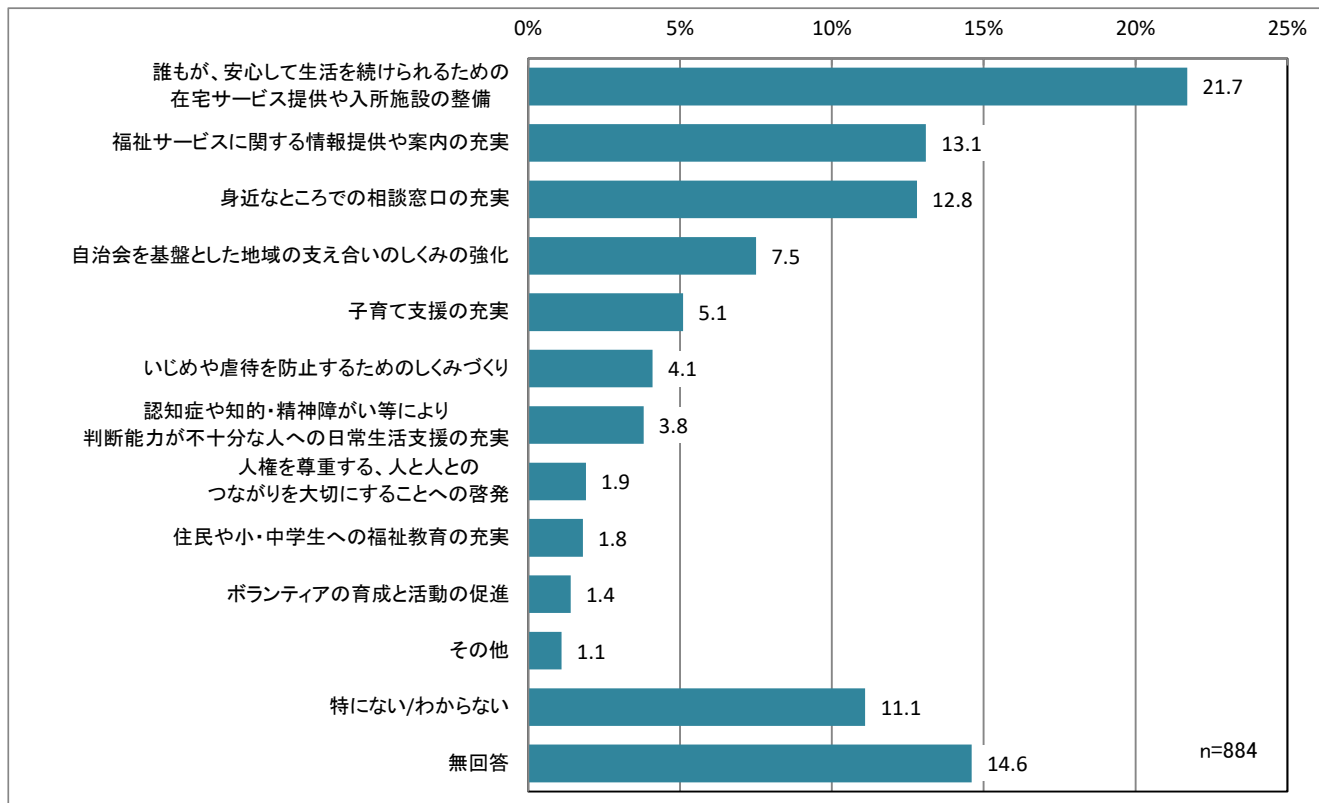
⑭中間市社会福祉協議会の認知度

中間市社会福祉協議会の認知度については、「名前は聞いたことはあるが、活動内容はわからない」と回答した人の割合が全体の 52.9%と最も高く、「名前も活動内容も知っている」と回答した人の割合は全体の 14.7%と少なくなっています。



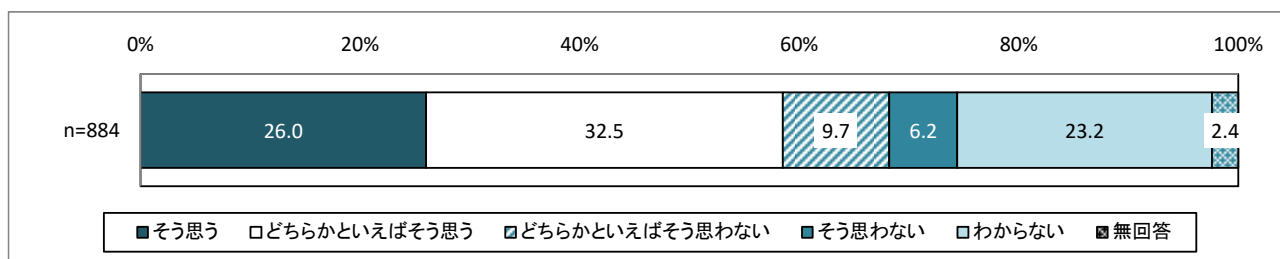
⑮地域福祉の充実を図るためには、優先的に取り組むべき施策(複数回答)

今後、中間市の地域福祉の充実を図るために優先的に取り組んでほしい施策について尋ねたところ、「誰もが、安心して生活を続けられるための在宅サービス提供や入所施設の整備」が21.7%で最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」13.1%、「身近なところでの相談窓口の充実」12.8%の順となっています。



⑯再犯防止対策について

「再犯防止のためには、犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という意見について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は全体の58.5%で、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合15.9%を42.6ポイント上回っています。



3 社会福祉法人・事業所ヒアリング調査からみた現状

(1)ヒアリング調査概要

①調査目的

「第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画」の策定にあたり、地域で活動している社会福祉法人や各種事業所から、地域との関わり方や地域福祉についての現状認識、地域団体との連携状況、連携意向などを知るため、令和3年度にヒアリング調査を行いました。

②調査概要

- 調査対象 市内で活動している 8 社会福祉法人及び 107 事業所
- 調査方法 郵送による配布、回収調査
- 調査時期 令和4年3月

③回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
115	61	53.0%

④集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が 100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第 2 位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問(設問末尾に「(複数回答)」と記載)は、すべての構成比(%)を合計すると 100%を超える場合があります。
- 図中の”n=”は、各設問の対象者数を表しています。

(2)ヒアリング調査結果

①利用者とその家族等が困っていることや、地域の生活課題(抜粋)

番号	高齢者・介護分野
1	グループホームや小規模多機能、認知症の方への選択肢が少ない。
2	近所に買い物する所が無いことや通院に時間がかかること。
3	高齢化が進み、老人を巡る介護問題など。
4	高齢社会ということもあり、単身で生活している人や身寄りのない方に対する緊急時の対応が難しくなっています。
5	高齢者の独り暮らし又は高齢者同士での在宅生活において、認知症状が進行した際の今後について等。
6	高齢者同士の横の繋がりや地域を引っ張っていく人が少ないと思います。
7	坂が多いため買い物困難。遠賀川から鞍手側は医療機関が少ない。
8	坂道が多く高齢者にとっては外出意欲の低下になっている。買い物をする場所が減ったが公共交通機関が少なくお金がかかる。
9	坂道が多く買い物に困る。イオンがなくなり出かける場所がなくなっている。出張販売が少ない。個別の乗り合いタクシーが必要。ごみのステーション化でゴミ出しができない人がいる。シルバーのワンコインサービス利用について地域格差がある。
10	社会資源が少なく選択肢が少ない。
11	新型コロナウイルスの流行や老年期うつ病等によるひきこもり生活。
12	地域的に病院が少ない。買い物等、交通不便等、よく聞き取る事として多いです。
13	独り暮らしの方で家族や地域の方とも交流がない。
14	独居の方など身体状況の急変等あった場合の連絡体制。
15	独居の方の生活支援。
16	認知機能や歩行機能低下し、ひとりでの生活に不安がある利用者が多い。子どもさんは他県に住んでいたり、身寄りのない利用者がおられたりするので地域で独居高齢者の把握をする必要があると思われます。
17	認知症や受け入れ困難な方への対応できる事業所が必要。
18	買い物、病院受診等、自力でできない方の支援や介護保険が利用できない方等の支援。
19	買い物に行けない、近くに店がない。
20	福祉バスの範囲を広くしてほしい。通っていない所がある。
21	利用者の認知症問題、食の確保、夫婦の老々介護問題。
22	利用者様、家族様が望むサービスが使えず困っているとされる。
23	老々介護等の理由による自宅での介護困難。

番号	障がいのある方・子ども分野
1	一番困っていることは金銭的な事で物価上昇もあり、生活に困っています。障がいに対する理解が思っている以上に足りない世の中であるため、色々な事(場面)で大変だと感じている方が多いです。
2	家族の入院時などその家族のまわりに支援できる環境が整わずに困った。地域の生活課題として市内に子どものショートステイができる緊急避難施設の確保が必要だと思います。
3	関係機関がたくさんありすぎて相談先がわからないという声をよく聞きます。また包括的なサービスを提供できる事業所がないこと。
4	共働き、一人親で療育されている場合、勤務時間に合わせた通所ができにくく、時間外対応の通所や急な入所に対応できる事業所がなく、ニーズに答えられない場合があるので検討してほしい。
5	障がいの重度化、保護者の高齢化
6	障がいのある子ども(障がいのある方)に対してのトイレに介助用のベッドがほしい。ベッドに横になってオムツ交換等する為。車椅子用。ベビー用(赤ちゃん)では小さすぎる。
7	障がいのある方の住む所。グループホームの建設。
8	利用者とその家族ともに支援が必要だと思われるケースがある。他の社会資源とのチーム支援が難しい。

番号	子ども・子育て分野
1	近くにスーパー等、歩いて行ける施設が増えたらいい。
2	地域の横の繋がりが少なくなっている気がします。
3	幼児の健康状態。母親の育児相談。
4	利用者とその家族ともに支援が必要だと思われるケースがある。他の社会資源とのチーム支援が難しい。

②既存の仕組みやサービス提供における課題等(抜粋)

番号	高齢者・介護分野
1	グループホームでの課題にはなりますが、医療ニーズの高まりに伴い、訪問診療や訪問看護を活用している現状ですが、リハビリ関係においては医療保険外の為、施設職員が対応することが多く、専門的なリハビリを提供できていない状況です。そのため保険外の専門的なリハビリサービスがより手軽に起用できればご本人のADL(※)低下にもつながると考えております。
2	ケアマネージャーに相談させて頂き、円滑に支援を進められるようにしています。
3	シルバー人材やワンコイン有償ボランティアを検討したが、マッチングできず介護保険に頼らざるをえない。
4	デイサービス中の買い物は法的制限がある。
5	デイでは送迎時、一人暮らしの方は再度入浴の着替え等の確認をしたり、朝お迎え時電話確認したり行っている。送迎に対し細かいサービスを行っているが提供時間等に算定できない。
6	ヘルパー増員。
7	介護保険が施行され社会福祉法人も競争原理の仕組みの中に入ってしまった。事業所間の協力体制、ネットワークが薄くなった。
8	看護師、介護士などのスタッフの確保。
9	市が先頭に立ち、事業所を巻き込んだ事業が必要。
10	書類業務の多さが課題です。
11	新型コロナウイルス感染防止により在宅サービスを休止させていただいております。令和3年11月に短期入所の再開をしましたが、クラスターなどで事業展開がうまくいかない状況です。
12	人材不足(医師、看護師)。
13	早朝のゴミ出しの支援ができるワンコインサービスなど請け負う人がいない地域があります。また駐車スペースがないため訪問をお断りされるケースがあるそうです。
14	他介護事業所の情報が把握できない。
15	地域で行っている取組みがもっと誰でも簡単にわかるようにしてもらったらいと思います。
16	福祉用具の導入による高齢者への安楽な生活の提供だけではなく、より可能な限り自立した生活が送れるようにするためのサービス提供ができるか。
17	利用者様のニーズと家族のニーズが違う時の支援が難しいです。

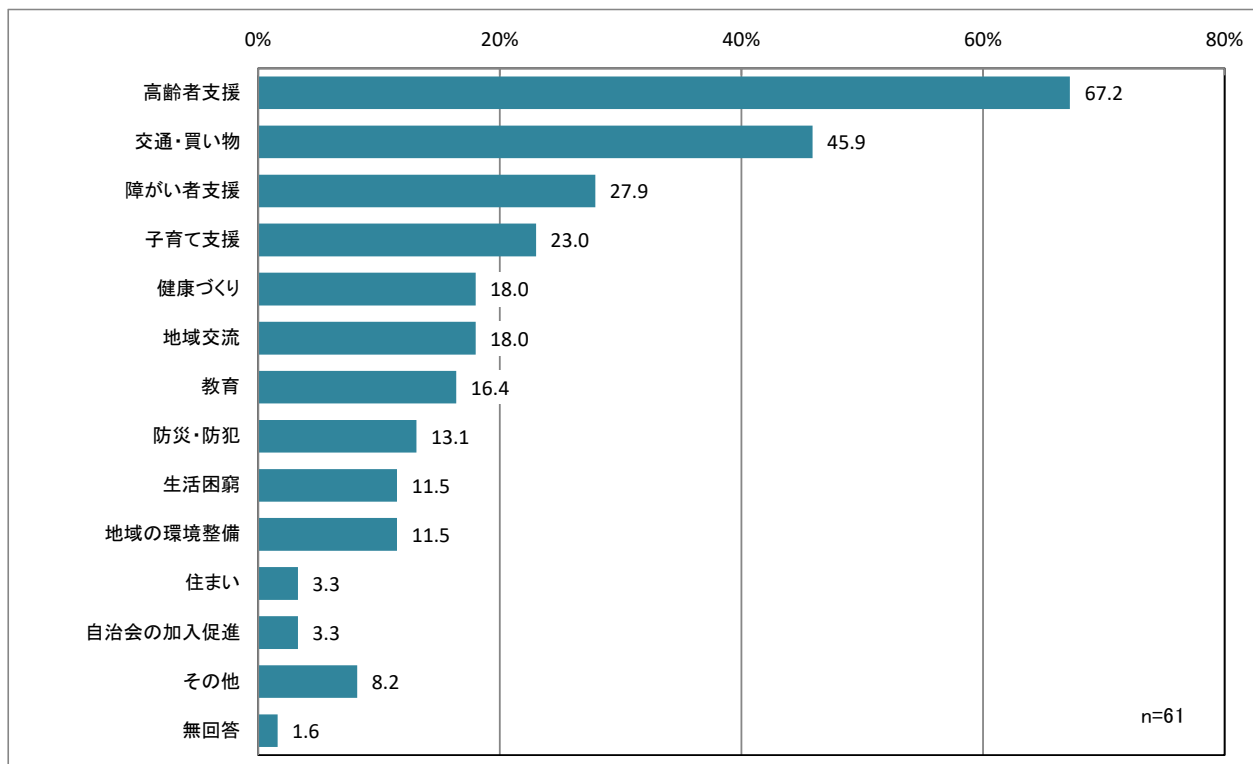
※ ADL(Activities of Daily Living)・・・歩行・排泄・食事・入浴等の日常生活を送るために最低限行う必要のある動作のこと

番号	障がいのある方・子ども分野
1	65才到達者の介護保険への移行。
2	引きこもりなどの人たちの情報、存在と協力体制。
3	地域で障がいのある方に仕事、作業の場を沢山設けてほしい。市が事業所に紹介してほしい(例えば清掃サービスとか)。
4	保育所、幼稚園、学校(特に特別支援学級)との連携、相互理解。

番号	子ども・子育て分野
1	無償化の書類を簡素化してほしい。幼稚園教諭に対する手厚い補助制度があれば。圧倒的に不足しています。
2	通院。

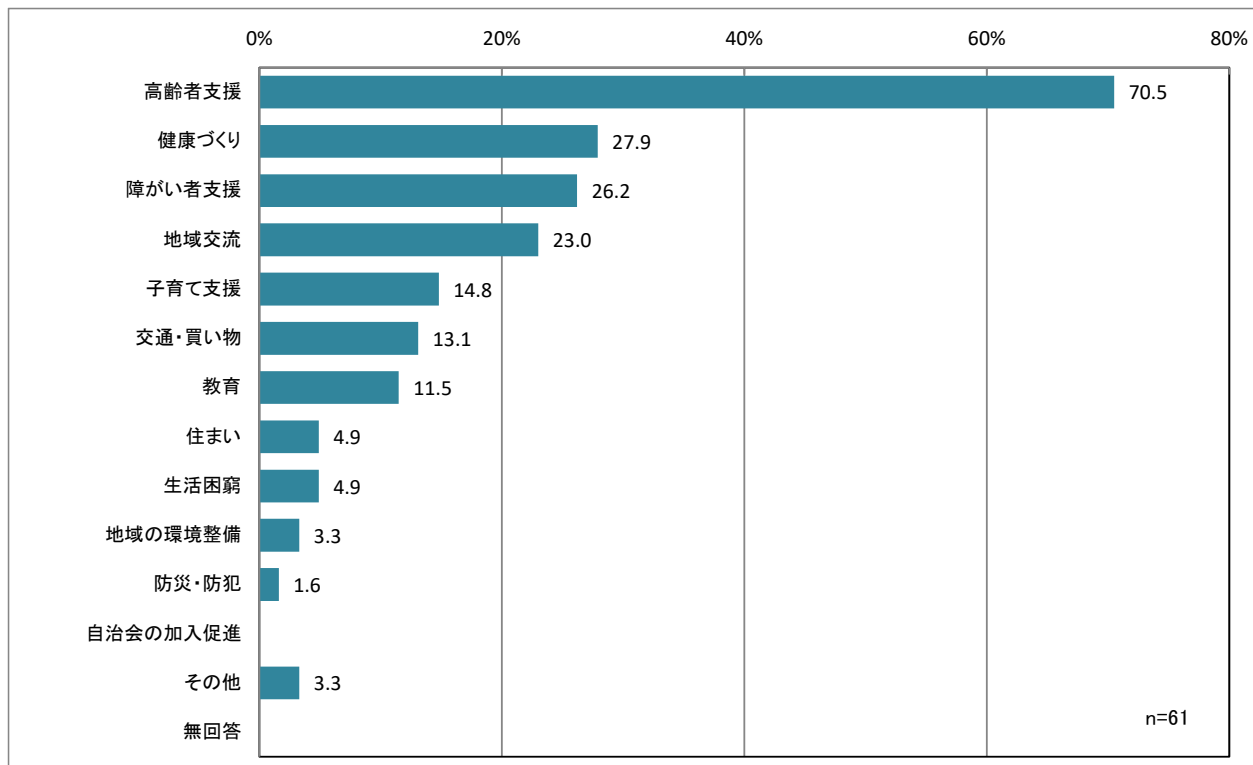
③各種課題分野のうち、特に重要だと思うもの(複数回答)

現在、中間市が課題として考える分野のうち、特に重要だと思うものについて尋ねたところ「高齢者支援」が67.2%で最も多く、次いで「交通・買い物」45.9%、「障がい者支援」27.9%の順となっています。



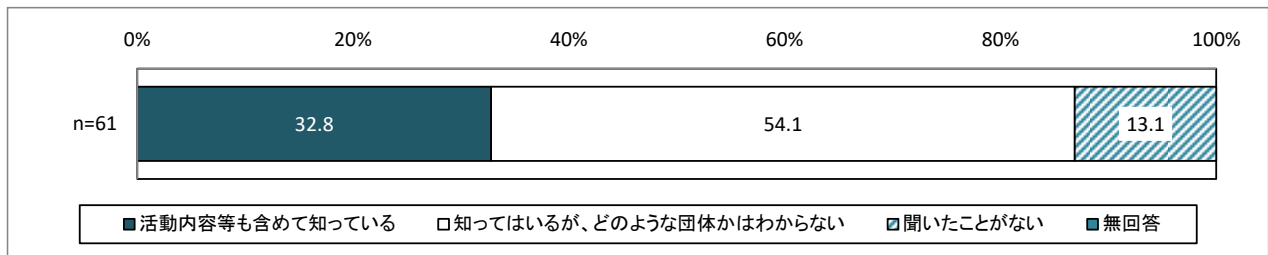
④特に協力できる課題分野(複数回答)

特に協力できる課題分野を尋ねたところ、「高齢者支援」が70.5%で最も多く、次いで「健康づくり」27.9%、「障がい者支援」26.2%の順となっています。



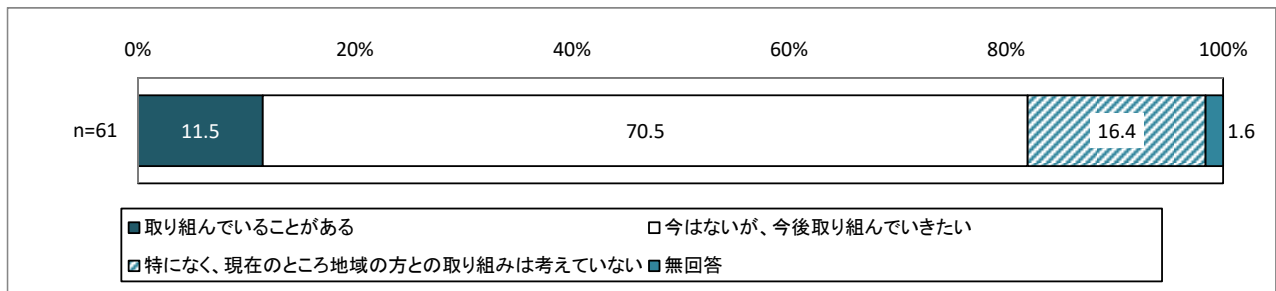
⑤校区まちづくり協議会の認知度

校区まちづくり協議会の認知度を尋ねたところ「活動内容等も含めて知っている」という回答は全体の32.8%で、「知ってはいるが、どのような団体かはわからない」が54.1%と最も多くなっています。



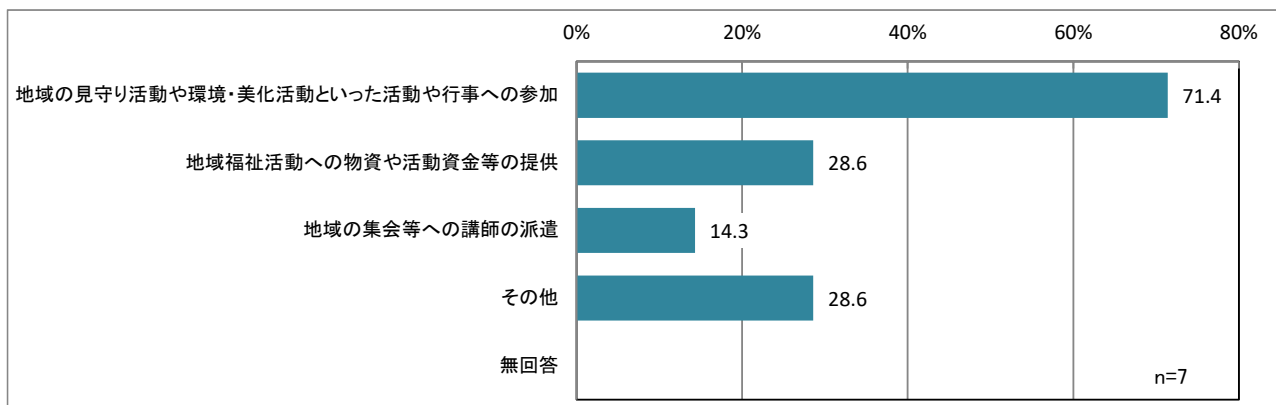
⑥地域住民との協力体制

地域住民と協力して「取り組んでいることがある」と回答した事業所等の割合は全体の11.5%、「今はないが、今後取り組んでいきたい」と回答した事業所等の割合は70.5%となっています。



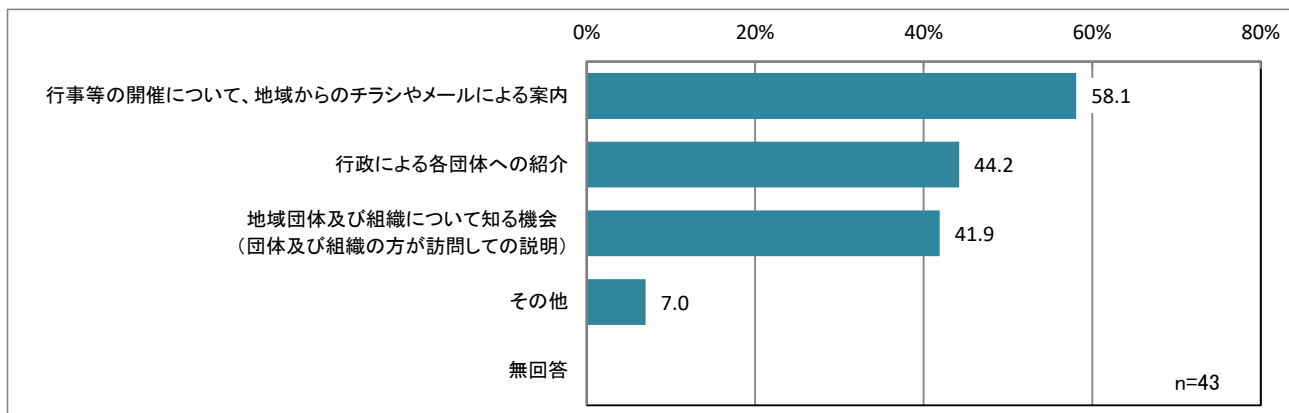
⑦地域住民と協力して取り組んでいること

地域住民と協力して「取り組んでいることがある」と回答した事業所等にその内容を尋ねたところ、「地域の見守り活動や環境・美化活動といった活動や行事への参加」が71.4%、「地域福祉活動への物資や活動資金等の提供」が28.6%、「地域の集会等への講師の派遣」が14.3%となっています。



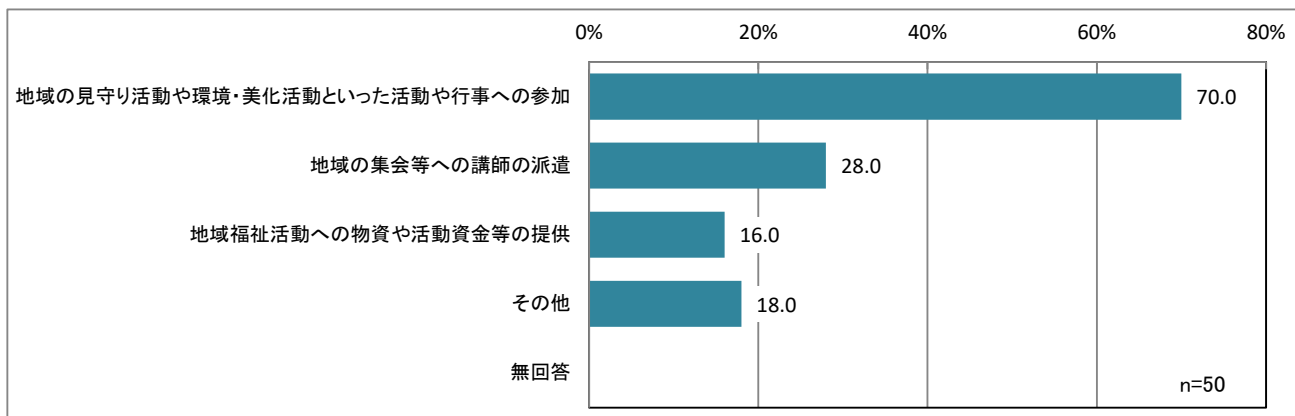
⑧地域住民と関わるために必要な機会

地域住民と協力して取り組んでいることについて、「今はないが、今後取り組んでいきたい」と回答した事業所等に、どのような機会があれば地域住民と関わりやすいと感じるか尋ねたところ、「行事等の開催について、地域からのチラシやメールによる案内」という回答が全体の 58.1%と最も高い割合となっています。



⑨地域住民に協力できそうなこと

地域住民と協力して取り組んでいることについて、「取り組んでいることがある」「今はないが、今後取り組んでいきたい」と回答した事業所等に、地域住民に協力できそうなことを尋ねたところ「地域の見守り活動や環境・美化活動といった活動や行事への参加」が 70.0%で最も多く、「地域の集会等への講師の派遣」28.0%、「地域福祉活動への物資や活動資金等の提供」16.0%となっています。



4 校区まちづくり協議会の取り組み

(1) 取りまとめの概要

本市では、地域コミュニティの新しい形として、市民が主役となって地域づくりを行う「校区まちづくり協議会」を、平成25年度から平成28年度までに市内の6小学校区すべてに1箇所ずつ整備しました。

校区まちづくり協議会の設立に伴い6つの小学校区ごとに、校区まちづくり協議会が取り組むべき活動を見つけることを目的に「市民体験型研修(ワークショップ)」を開催しました。

この「市民体験型研修(ワークショップ)」で抽出された地域課題に対する進捗状況や地域で抱える新たな課題に関して、今回、各校区まちづくり協議会で話し合いを行っていただき、その中で出た意見をヒアリングシートに記入してもらいました。

① 校区の目標

各校区まちづくり協議会が掲げている校区の目標です。

② 地域課題に対する進捗状況

- 校区で解決すべき課題・・・校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で住民の皆様から出された意見です。
- 評価・・・次の例を参考に評価をお願いしました。

評価	評価を行うための大まかなイメージ
5点	イメージどおりかそれ以上に解決ができており、達成率 100%
4点	イメージどおりにほぼ解決できており、達成率 80%~99%
3点	おおまかな解決はできたが一部は未解決で、達成率は 50%~79%
2点	一部は解決できたが未解決の方が多く、達成率は 20%~49%
1点	未対応又はほぼ解決できておらず、達成率は 0%~19%

- これまでの取り組み・・・課題解決のために行ってきた取り組みをお聞きしました。
- 課題や問題点・・・これまでの取り組みに関して問題になったことや取り組みができない場合の課題などをお聞きしました。
- 今後の取り組み・・・今後、「校区で解決すべき課題」を解決するために実施する取り組みをお聞きしました。

③ 地域で抱える新たな課題

- 新たに地域が抱えている課題・・・これまで活動した中で新たに見つかった課題をお聞きしました。
- 課題とした理由・・・「新たに地域が抱えている課題」として考えることとなったきっかけや理由をお聞きしました。
- 課題と問題点・・・課題を解決するために、困っていることをお聞きしました。
- 今後の取り組み・・・課題を解決するために行う予定の今後の取り組みをお聞きしました。

次のページ以降に、各校区まちづくり協議会でまとめたヒアリングシートを掲載しています。

中間市地域福祉計画策定のためのアンケート（底井野校区）まとめ

1. 底井野校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で、校区の皆様から次のような「解決すべき課題」があげられました。
地域課題を解決し、「みんなでつくろう明るく元気な住みよいまち底井野校区」を実現するため、校区まちづくり協議会が行っている取り組みについてお伺いします。

【注意事項】

- 校区で解決すべき課題・・・校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で住民の皆様から出された意見です。
 住みよい校区をつくるため、校区まちづくり協議会が主体となり取り組む活動です。
- 評価・・・次の例を参考に評価をお願いします。

評価	
5点	イメージどおりかそれ以上に解決ができており、達成率 100%
4点	イメージどおりにほぼ解決できており、達成率 80%~99%
3点	おおまかな解決はできたが一部は未解決で、達成率は 50%~79%
2点	一部は解決できたが未解決の方が多く、達成率は 20%~49%
1点	未対応又はほぼ解決できておらず、達成率は 0%~19%

- これまでの取り組み・・・課題解決のために行ってきた取り組みを教えてください。
- 課題や問題点・・・これまでの取り組みに関して問題になったことや取り組みができない場合の課題などを教えてください。
- 今後の取り組み・・・今後、「校区で解決すべき課題」を解決するために実施する取り組みを教えてください。



校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
例) こどもと地域との関わり	4	・小学校の出前授業に参加。 ・夏休みに学習教室を開催。	・こどもだけでなく親とも関われる機会を作り関係性を作る必要がある。	・親子と交流できる活動を行う。
自治会等の組織への加入促進	3	入居した世帯には自治会長が訪問し、勧誘を行っている。	地域の人の関わりを求めている。加入した場合の具体的なメリットがない。若い世代の加入率が低い。役員、組長を引き受けたくない理由で高齢者が退会する。	根気よく勧誘するが、行政の支援もお願いしたい。
地域の交流（近所同士の交流・イベント）	3	夏祭り、盆踊り、敬老会、文化祭、子ども会主催のクリスマス会の開催。ゲートボールやケアランポリン、会報の配布等。	高齢化に伴い参加者が減少。老人会、子ども会の加入率の低下により参加者が減少。ウィズコロナの対策。	参加を積極的に呼びかける。老人から子どもまで楽しめる公民館行事の計画と行事を継続して実施する。
地域活動への住民参加	3	地域と児童が集うふれあいまつり、垣生公園の満開の桜の下で行う校区まち協まつり、歴史講演会、小学校の除草作業の実施。	小学校で行ったふれあいまつりは地域の方や児童、保護者の参加で大変好評だった。校区まち協まつりは地域の伝統的な踊りや、各公民館活動の成果を披露する場として好評であった。歴史講演会、除草作業は若い世代の参加者が少ない。	コロナ禍でもできる行事を計画する。子どもたちが興味を持つ行事を計画し、保護者の参加率を上げ、地域活動に興味を持ってもらいたい。
高齢者の見守り・老人会活動などの高齢者対策	4	各自治会で見まわり、声掛けを実施。災害時の避難支援は組内で態勢を整えている。	進む高齢化と孤独死の危険、徘徊防止策は充分ではない。見回り隊の人員不足。	行政との一層の連携と予算の増額を。

校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
環境整備（ゴミ・清掃活動）	4	自治会では道路や水路、公民館、公園、神社の清掃を実施。ゴミステーションの点検。廃品回収。 まち協では小学校、垣生公園等、イベントを実施する際に清掃活動を実施。	ゴミステーションの鳥獣被害。ゴミ出しのマナー。 まち協の清掃活動は、主にまち協役員、自治会長といつも決まった方の参加にとどまっている。協力者を増やしたい。	小学校の除草作業を運動会前の8月だけではなく、定期的に行う。年間計画の作成。
交通手段、買い物の利便性向上	2	店舗が少ないため、遠くまで買い物に行く必要がある。	交通手段の確保。コミュニティバスは不便。	さくら館の充実。大型スーパーの招致が望ましい。
防犯、防災、安全	3	各自治会による見守り隊の見回り活動。児童下校時の青パト巡回、不審者出没場所の巡回。街灯の新設、取替。 防災講演会の実施。避難ルートマップの作成及び校区全戸配布。校区避難所防災連絡会の設置。	水害に対する対策。不審者の出没。	防災面を考えると、全戸自治会加入が望ましい。 不審者の出没場所に防犯カメラを設置する等、具体的な対策が必要である。

2. 底井野校区まちづくり協議会が発足してからこれまで活動した中で新たに見つかった地域が抱えている課題がありましたら教えてください。

【注意事項】

- 新たに地域が抱えている課題・・・これまで活動した中で新たに見つかった課題を教えてください。
- 課題とした理由・・・「新たに地域が抱えている課題」として考えることとなったきっかけや理由があったら教えてください。
- 課題と問題点・・・課題を解決するために、困っていることがあれば教えてください。
- 今後の取り組み・・・課題を解決するために、今後取り組みをする予定がある場合は教えてください。

新たに地域が抱えている課題	課題とした理由	課題や問題点	今後の取り組み
例) 子育て世帯の支援の不足	地域の方から子育てに関係する相談を聞くことが増えたため。	具体的にどのような支援や活動をしたら良いかが決まっていない。	小学校やPTAと連携して、地域として子育て世帯に対してどのような取り組みを行うか探す予定。
各組織の役員不足 (引き受けるひとがいなくて、確保が難しい)	様々な行事への参加が高齢者頼みになっている。	少子化や高齢化がどの地域にもみられ、これらが早急に改善される事は難しい。自治会の加入にはメリットが感じられず、世話役等を受けたくないのが現状と思われる。	役員の負担を軽減するような組織作りを考える。 (1人で受けるのではなく、10人で1人とする) 地域として子ども達との関係作りから保護者へと繋がるような活動事業を考え、ボランティア等の人材確保の組織作りを考える。
地域交流の不足	地域交流に興味がない。地域の繋がり、人間関係が希薄。	75歳位まで働く時代なので、地域活動に協力する人が減っている。家族で趣味を持ち、友人との繋がりを重視し、近隣住民との付き合いが減っている。	ふれあいまつり、校区まち協まつりのような地域交流の場を設ける。幅広い層に参加してもらえる企画を考案する。地域活動に興味を持ってもらい、参加率を上げ、協力者を増やしたい。女性の協力者が増えて欲しい。
公民館利用率の低下。 高齢化による公民館活動の縮小、廃止。子ども会加入者減少による行事の縮小。共働きによる世話役の減少。	昔は自治会活動、老人会、婦人会、子ども会による公民館活動が盛んで、キャンプ、ソフトボール大会等、地域で子育てを行ってきたが、今は公民館活動が減少し、地域の交流が減っている。	自治会に加入していない人にも、公民館を利用してもらうにはどうすべきかを考える。 下大隈の文化祭は毎年盛況だが、若い世代に繋がっていない。	例えば夏休みに公民館に地域の指導者に来てもらい、子ども学習教室、保護者対象の習い事教室を行う。 保護者や高齢者対象に大人カフェを作り、雑談ができる場を設ける。

中間市地域福祉計画策定のためのアンケート（東校区）

1. 東校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で、校区の皆様から次のような「解決すべき課題」があげられました。
地域課題を解決し、「みんなの力が未来へつながる東校区」を実現するため、校区まちづくり協議会が行っている取り組みについてお伺いします。

【注意事項】

●校区で解決すべき課題・・・校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で住民の皆様から出された意見です。
 住みよい校区をつくるため、校区まちづくり協議会が主体となり取り組む活動です。

●評価・・・次の例を参考に評価をお願いします。

評価	
5点	イメージどおりかそれ以上に解決ができており、達成率 100%
4点	イメージどおりにほぼ解決できており、達成率 80%～99%
3点	おおまかな解決はできたが一部は未解決で、達成率は 50%～79%
2点	一部は解決できたが未解決の方が多く、達成率は 20%～49%
1点	未対応又はほぼ解決できておらず、達成率は 0%～19%

●これまでの取り組み・・・課題解決のために行ってきた取り組みを教えてください。

●課題や問題点・・・これまでの取り組みに関して問題になったことや取り組みができない場合の課題などを教えてください。

●今後の取り組み・・・今後、「校区で解決すべき課題」を解決するために実施する取り組みを教えてください。



校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
例) こどもと地域との関わり	4	・小学校の出前授業に参加。 ・夏休みに学習教室を開催。	・こどもだけでなく親とも関われる機会を作り関係性を作る必要がある。	・親子と交流できる活動を行う。
自治会への加入促進	3	○チラシ・回覧等で加入を促進している。 ○入会時と退会時に自治会費の納入を義務付けている。	○高齢化・施設入居・子どもの所に住むなどの理由で自治会の加入者が減少している。	○避難訓練等まちづくり協議会としての行事開催の際に、自治会加入の呼びかけを行う。
環境整備（ポイ捨て、犬猫のフン、清掃活動）	4	○年3回公園等の清掃を実施している。	○居住者不在の民地の清掃・草刈りの対応に苦慮している。	○年に何回か校区としての清掃日を決めて、一斉清掃を実施する。 ○周りの環境に悪影響となりそうな空き家や空地については、情報を行政に提供する。
高齢者対策（高齢者の見守り、孤独死防止、老人会活動の促進）	3	○民生委員を中心に高齢者宅の訪問を行っている。 ○また、老人会でカラオケ・トランポリン・卓球等の行事を実施している。	○民生委員の協力体制が必要である。	○民生委員が把握した一人暮らしの高齢者等を各自治会だけでなく、校区まちづくり協議会で把握し、無理のない範囲で青パト活動の際に見守りを行う。

2. 東校区まちづくり協議会が発足してからこれまで活動した中で新たに見つかった地域が抱えている課題がありましたら教えてください。

【注意事項】

- 新たに地域が抱えている課題・・・これまで活動した中で新たに見つかった課題を教えてください。
- 課題とした理由・・・「新たに地域が抱えている課題」として考えることとなったきっかけや理由があったら教えてください。
- 課題と問題点・・・課題を解決するために、困っていることがあれば教えてください。
- 今後の取り組み・・・課題を解決するために、今後取り組みをする予定がある場合は教えてください。

新たに地域が抱えている課題	課題とした理由	課題や問題点	今後の取り組み
例) 子育て世帯の支援の不足	地域の方から子育てに関係する相談を聞くことが増えたため。	具体的にどのような支援や活動をしたら良いかが決まっていない。	小学校やPTAと連携して、地域として子育て世帯に対してどのような取り組みを行うか探す予定。
・空き家・空地の処理	○防犯や地域美化の観点から早急に考える必要があると考えたため。	○空き家や空地は他人が手を加える事ができないことから、直接的に行動をすることが難しい。	○空き家や空地については、行政に情報提供する。 ○居住者不在となった際に所有者と連絡がとれるように、普段からできる限り地域の関係づくりに努める。
・災害対応の工夫	○高齢者・障害者の避難を具体的に考える必要があるため。	○高齢者・障害者の把握する方法が確立していない。	○民生委員や自治会、市老連等他の団体と情報共有し、避難時に支援を必要とする人を抽出する。 ○避難訓練を実施する。
・地域活性化の促進	○東校区がより良い地域となることで、他の課題解決のための一因になるため。	○中間市のまちづくりの方針に沿って、校区の特色やニーズをもとに考える必要がある。	○まずは地域が求めることを把握し、それに沿った活動や行事を開催する。例えば青空市場、コミュニティカフェ、公民館を活用した催しなど。

中間市地域福祉計画策定のためのアンケート（西校区）

1. 西校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で、校区の皆様から次のような「解決すべき課題」があげられました。
地域課題を解決し、「ふれあいがつなく人の和地域の輪」を実現するため、校区まちづくり協議会が行っている取り組みについてお伺いします。

【注意事項】

- 校区で解決すべき課題・・・校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で住民の皆様から出された意見です。
 住みよい校区をつくるため、校区まちづくり協議会が主体となり取り組む活動です。
- 評価・・・次の例を参考に評価をお願いします。

評価	
5点	イメージどおりかそれ以上に解決ができており、達成率 100%
4点	イメージどおりにほぼ解決できており、達成率 80%～99%
3点	おおまかな解決はできたが一部は未解決で、達成率は 50%～79%
2点	一部は解決できたが未解決の方が多く、達成率は 20%～49%
1点	未対応又はほぼ解決できておらず、達成率は 0%～19%

- これまでの取り組み・・・課題解決のために行ってきた取り組みを教えてください。
- 課題や問題点・・・これまでの取り組みに関して問題になったことや取り組みができない場合の課題などを教えてください。
- 今後の取り組み・・・今後、「校区で解決すべき課題」を解決するために実施する取り組みを教えてください。



校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
例) こどもと地域との関わり	4	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の出前授業に参加。 ・夏休みに学習教室を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもだけでなく親とも関われる機会を作り関係性を作る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子と交流できる活動を行う。
人とのつながり	4	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校のプール開き前、運動会前に除草作業を実施。 ・小学校のまつりに共催参加。 ・校区防災訓練実施。 ・「どんど焼き」開催。 ・校区一斉清掃の実施。 	<p>取組の成果により、本協議会の構成団体間の結束が強まり、各種の取組内容に厚みが出て年々レベルアップしている。しかしながら、現状の「人とのつながり」は、概ね本協議会の構成団体に属する人々の範囲にとどまっている。この範囲を広げるためには、自治会加入の促進やどの団体にも属していない人々をどうやって取り込んでいくかが課題である。</p>	<p>今までの取組を継続するとともに、課題解決に向け情報伝達や周知方法を検討する。</p>
高齢者支援	1	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する啓発(情報提供や小学校のまつりで寸劇披露)。 ・介護予防事業紹介・情報提供。 	<p>情報提供やきっかけづくりとして取組んでいるが、現状は各自治会や民生委員の地道な活動に頼らざるを得ない。</p>	<p>今後も情報提供やきっかけづくりとして取組んでいく。「まち協主催」とした取組の可能性を検討する。</p>

校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
モラルの向上	3	<ul style="list-style-type: none"> ・児童登下校時の交通安全見守り対策。 ・青パト巡回による交通安全対策及び巡回時におけるゴミ拾い。 ・交通安全や飼い犬の糞害防止など各種啓発物の掲示。 ・校区一斉清掃の実施。 	<p>取組の成果により、児童・生徒が被害者となる交通事故の抑止、ゴミのポイ捨てや飼い犬の糞害の減少につながっている。</p> <p>更に住民意識に浸透させるためにも継続的な取組の実施が必要であるため、主体的に活動する人員の確保・増員が課題である。</p>	<p>今後もモラル向上に資する取組を行い、住民意識の醸成に繋げる。また、さらに効果的な取組方法を検討する。</p>
独居老人の把握	1	校区まちづくり協議会では取組めていない。	地域課題ではあるものの校区で解決すべき課題としては、あまりにも情報がなく把握できていない。現状として、各自治会長や民生委員の地道な活動に頼らざるを得ない。	どのようにして情報を把握するか、把握したのちにどのような取組・対策を行うか検討する。

2. 西校区まちづくり協議会が発足してからこれまで活動した中で新たに見つかった地域が抱えている課題がありましたら教えてください。

【注意事項】

- 新たに地域が抱えている課題・・・これまで活動した中で新たに見つかった課題を教えてください。
- 課題とした理由・・・「新たに地域が抱えている課題」として考えることとなったきっかけや理由があったら教えてください。
- 課題と問題点・・・課題を解決するために、困っていることがあれば教えてください。
- 今後の取り組み・・・課題を解決するために、今後取り組みをする予定がある場合は教えてください。

新たに地域が抱えている課題	課題とした理由	課題や問題点	今後の取り組み
例) 子育て世帯の支援の不足	地域の方から子育てに関係する相談を聞くことが増えたため。	具体的にどのような支援や活動をしたら良いかが決まっていない。	小学校やPTAと連携して、地域として子育て世帯に対してどのような取り組みを行うか探す予定。

中間市地域福祉計画策定のためのアンケート（中間校区）

1. 中間校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で、校区の皆様から次のような「解決すべき課題」があげられました。
地域課題を解決し、「心ふれあう明るく元気な住みよいまち中間校区」を実現するため、校区まちづくり協議会が行っている取り組みについてお伺いし
ま
す。

【注意事項】

- 校区で解決すべき課題・・・校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で住民の皆様から出された意見です。
住みよい校区をつくるため、校区まちづくり協議会が主体となり取り組む活動です。
- 評価・・・次の例を参考に評価をお願いします。

評価	
5点	イメージどおりかそれ以上に解決ができており、達成率 100%
4点	イメージどおりにほぼ解決できており、達成率 80%～99%
3点	おおまかな解決はできたが一部は未解決で、達成率は 50%～79%
2点	一部は解決できたが未解決の方が多く、達成率は 20%～49%
1点	未対応又はほぼ解決できておらず、達成率は 0%～19%

- これまでの取り組み・・・課題解決のために行ってきた取り組みを教えてください。
- 課題や問題点・・・これまでの取り組みに関して問題になったことや取り組みができない場合の課題などを教えてください。
- 今後の取り組み・・・今後、「校区で解決すべき課題」を解決するために実施する取り組みを教えてください。



校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
例) こどもと地域との関わり	4	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の出前授業に参加。 ・夏休みに学習教室を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもだけでなく親とも関われる機会を作り関係性を作る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子と交流できる活動を行う。
自治会加入率の低下・加入促進・活性化	1	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会任せの状態 ・学校を通し「夏休みなかま校区っこ学習室」へ未加入先へも参加を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決に繋がるような新たな組織を作る必要がある ・まち協・自治会の魅力ある活動不足、加入推進不足 市(行政)の自治会活動への援助不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災避難訓練等の行事を通し、ある程度の強制的加入促進(行政と連携して) ・まち協・自治会の活動を PR する工夫
買い物がされるまちに	2	<ul style="list-style-type: none"> ・一部自治会で「市場」を開催 ・一人暮らしの高齢者に対し「買い物代行」事業も検討したが、問題点が多く、前に進まなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会が中心となって新たなしくみを考える必要がある ・移動買物サービス車の運行の検討 ・一人暮らし高齢者の近所の方による日頃からの助け合い体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかま校区市場の開催(各自治会共同)
環境を良くする	3	<ul style="list-style-type: none"> ・年末の校区一斉清掃(アースデー)活動が定着できた 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に清掃活動を実施している自治会もあり、自治会毎、日常的に取り組む必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・まち協として「アースデー」を恒例の活動として位置付ける ・「親子ゴミ拾いウィーク(仮)」のような事業を検討

校区で解決すべき課題	価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
高齢者を見守り、孤独死をなくす	2	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動や青パトによる見守り活動 ・見守り活動を実施している自治会による活動報告講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかま校区の実態を把握し、協議会全体の活動に広げる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の実施
住みよい街づくり	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康教室」や「認知症対策講座」、「オレオレ詐欺問題」等講演会の開催 ・「夏休みなかま校区っこ学習室」の実施 ・アースデーの実施 ・青パト活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内の住民に役にたち、為になる役にたつ日常的な活動を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、ニーズにあった日常的な活動事業の企画・実施

2. 中間校区まちづくり協議会が発足してからこれまで活動した中で新たに見つかった地域が抱えている課題がありましたら教えてください。

【注意事項】

- 新たに地域が抱えている課題・・・これまで活動した中で新たに見つかった課題を教えてください。
- 課題とした理由・・・「新たに地域が抱えている課題」として考えることとなったきっかけや理由があったら教えてください。
- 課題と問題点・・・課題を解決するために、困っていることがあれば教えてください。
- 今後の取り組み・・・課題を解決するために、今後取り組みをする予定がある場合は教えてください。

新たに地域が抱えている課題	課題とした理由	課題や問題点	今後の取り組み
例) 子育て世帯の支援の不足	地域の方から子育てに係る相談を聞くことが増えたため。	具体的にどのような支援や活動をしたら良いかが決まっていない。	小学校やPTAと連携して、地域として子育て世帯に対してどのような取り組みを行うか探す予定。
子どもと地域のかかわり	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは実態把握を行う必要はあるが、その方法をどうするか 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政やPTA、学校と連携して、不登校児童・生徒の解消をして、教育環境整備に与りたい

中間市地域福祉計画策定のためのアンケート（北校区）

1. 中間北校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で、校区の皆様から次のような「解決すべき課題」があげられました。
地域課題を解決し、「子どもたちと高齢者の元気な声がる活気のあるまち中間北校区」を実現するため、校区まちづくり協議会が行っている取り組みについてお伺いします。

【注意事項】

- 校区で解決すべき課題・・・校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で住民の皆様から出された意見です。
 住みよい校区をつくるため、校区まちづくり協議会が主体となり取り組む活動です。
- 評価・・・次の例を参考に評価をお願いします。

評価	
5点	イメージどおりかそれ以上に解決ができており、達成率 100%
4点	イメージどおりにほぼ解決できており、達成率 80%~99%
3点	おおまかな解決はできたが一部は未解決で、達成率は 50%~79%
2点	一部は解決できたが未解決の方が多く、達成率は 20%~49%
1点	未対応又はほぼ解決できておらず、達成率は 0%~19%

- これまでの取り組み・・・課題解決のために行ってきた取り組みを教えてください。
- 課題や問題点・・・これまでの取り組みに関して問題になったことや取り組みができない場合の課題などを教えてください。
- 今後の取り組み・・・今後、「校区で解決すべき課題」を解決するために実施する取り組みを教えてください。



校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
例) こどもと地域との関わり	4	・小学校の出前授業に参加。 ・夏休みに学習教室を開催。	・こどもだけでなく親とも関われる機会を作り関係性を作る必要がある。	・親子と交流できる活動を行う。
住民のマナー向上（ゴミ・犬猫のフン）	1	・各自治会では環境美化活動の取組は行っているが、まち協としては取組んでいない。	・環境美化活動の取組は、各自治会日程が違う。	校区一斉での取組は難しいが、自治会単位の清掃活動を計画していく。
自治会の加入促進	1	・各自治会では取り組んでいるが、まち協としては取り組んでいない。	・運営委員会で、加入促進についての議題を提案していない。 ・各自治会では加入促進を行っているが、加入のメリットが感じられない、人付き合いが苦手であると言われる。	運営委員会で、自治会の加入促進の議題について話し合ってみる。

校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
地域の交流（近所同士の交流・イベント）	3	①「夏休み習字教室」 ②「ほくほく夢まつり（バザー）」 ③「どんど焼き」 ④「北校区フットパス」	①児童の参加人数を制限しないと指導者の確保が難しい。 ②手伝いの方が忙しく、他の催し物を見学できず楽しめなかった。 ③正月飾りが思ったように集まらなかった。 ④実施日目前で中止になる。	①新たに、夏休みの取組みを計画する。 ②人員を増やし、手伝いの方も楽しめるよう配慮する。 ③実施するかどうか検討する。 ④北校区を知ってもらうため是非実施したい。
災害に強いまちづくり	4	・「救命救急講習会」 ・「北校区避難訓練」	・コロナ禍のため、校区全体の避難訓練が実施できない	・来年度も北小学校との合同避難訓練を計画予定。
高齢者の見守り・老人会活動（孤独死防止）	3	・「健康づくり教室」	・実施が難しい自治会がある。	・介護保険課、社協と連携し、 II 自治会で開催できるよう自治会長に働きかける。
防犯力の向上（ふるさとみまわり隊）	3	・青パト巡回パトロール	・青パトに乗務する人の負担になり、巡回回数を減らした。	・小学校の保護者にも呼びかけ、巡回回数を増やすようにする。

2. 中間北校区まちづくり協議会が発足してからこれまで活動した中で新たに見つかった地域が抱えている課題がありましたら教えてください。

【注意事項】

- 新たに地域が抱えている課題・・・これまで活動した中で新たに見つかった課題を教えてください。
- 課題とした理由・・・「新たに地域が抱えている課題」として考えることとなったきっかけや理由があったら教えてください。
- 課題と問題点・・・課題を解決するために、困っていることがあれば教えてください。
- 今後の取り組み・・・課題を解決するために、今後取り組みをする予定がある場合は教えてください。

新たに地域が抱えている課題	課題とした理由	課題や問題点	今後の取り組み
例) 子育て世帯の支援の不足	地域の方から子育てに関係する相談を聞くことが増えたため。	具体的にどのような支援や活動をしたら良いかが決まっていない。	小学校やPTAと連携して、地域として子育て世帯に対してどのような取組みを行うか探す予定。
一人暮らし高齢者の見守り	・現在、各自治会で登録している人のみ見守りをしているが、登録していない人が数多く居るため。	・どのような見守り活動ができるか決まっていない。	・民生委員と連携し、どのような取組みが行えるか話し合い、進めていきたい。
子どもの通学安全対策	・小・中学校近隣に大型ホームセンターとスーパーが開店し、通学路は自動車の往来が増え、児童、生徒の安全が脅かされているため。	・登校時はカバーできているが、下校時の安全見守りをしてくれる人材が不足している。	・カーブ等危険な場所に『飛出し注意』の看板を設置予定。 ・学校・PTAと今まで以上に密に連携し、児童・生徒が安全に通学できるよう見守りを続ける。

中間市地域福祉計画策定のためのアンケート（南校区）

1. 中間南校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で、校区の皆様から次のような「解決すべき課題」があげられました。
地域課題を解決し、「みんなが笑顔で元気になるまち」を実現するため、校区まちづくり協議会が行っている取り組みについてお伺いします。

【注意事項】

●校区で解決すべき課題・・・校区まちづくり協議会が発足する前の「市民体験型研修」で住民の皆様から出された意見です。
 住みよい校区をつくるため、校区まちづくり協議会が主体となり取り組む活動です。

●評価・・・次の例を参考に評価をお願いします。

評価	
5点	イメージどおりかそれ以上に解決ができており、達成率 100%
4点	イメージどおりにほぼ解決できており、達成率 80%～99%
3点	おおまかな解決はできたが一部は未解決で、達成率は 50%～79%
2点	一部は解決できたが未解決の方が多く、達成率は 20%～49%
1点	未対応又はほぼ解決できておらず、達成率は 0%～19%

●これまでの取り組み・・・課題解決のために行ってきた取り組みを教えてください。

●課題や問題点・・・これまでの取り組みに関して問題になったことや取り組みができない場合の課題などを教えてください。

●今後の取り組み・・・今後、「校区で解決すべき課題」を解決するために実施する取り組みを教えてください。



校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
例) こどもと地域との関わり	4	・小学校の出前授業に参加。 ・夏休みに学習教室を開催。	・こどもだけでなく親とも関われる機会を作り関係性を作る必要がある。	・親子と交流できる活動を行う。
自治会への加入促進	1	※自治会と南まち協との組織の違いで自治会へのアプローチをしていない。	・加入促進について自治会の役員と話し合いを行っていない。 ・加入世帯の件数を把握していない。	・自治会と南まち協とで加入者をどのように増やすかの話し合いをする。
高齢者の見守り、孤独死防止、老人会活動の促進などの高齢者対策	4	「おひとりさまのつどい」 「一人暮らしの高齢者訪問事業」 「市老連南校区との合同講演会」	→参加者が少ない自治会は他の自治会と合同で開催。 →独居の方と同居家族がいる方との区別がはっきりしない。 →老人クラブ加入者以外の出席が少ない。	→内容をより充実させ活動を行う。 →民生委員の協力を得て活動を続ける。 →自治会役員の方に出席のお願いをする。
防犯、防災、子どもの通学安全対策	4	「防災避難訓練」 「青バト巡回パトロール」 「南っ子の安全・安心を支援」会議	→大規模な訓練は準備期間が長く負担も大きい。 →乗車する人が限られ、中止も多く活動が不十分なこと。 →コロナ禍で学校内での会議開催が難しくなった。	→身近な内容の訓練を計画する。 →乗車する人を増やす工夫をする。 →地域で見守りをしている人の声を学校に届ける
環境整備（ポイ捨て、犬猫のフン、清掃活動）	3	「南小・南中除草作業」	・年に2回の実施では不十分である。 ・定期的に勇定作業をしてくれる方の確保。	学校ボランティアの方々と共同で実施する。

校区で解決すべき課題	評価	これまでの取り組み	課題や問題点	今後の取り組み
交通手段、買い物の利便性向上	3	・「ふれあいマーケット」の開催 ・青空市場(通谷三区)の開催を支援	→通谷公園は駐車場が狭く不便である。 子ども達の参加が少ない。PTAの協力が難しい。 →月一回の開催日をもっと増やすこと。	→南小の中庭で開催する。 →通谷二区・四区にも呼びかける
地域の交流（近所同士の交流・イベント）	4	「合同ウォーキング大会」 「南小ものづくり教室」 「南小ペタンク、グランドゴルフ大会」	→屋外での活動は天候に大きく左右される。 コースを1つにする等短時間で終了する工夫が必要。 →コロナ禍の折は教室や体育館での活動は学校の許可が出ない。	→校区活性化事業の一環としても、 年一回の開催をする。 →運動場で出来ることを計画する。

2. 中間南校区まちづくり協議会が発足してからこれまで活動した中で新たに見つかった地域が抱えている課題がありましたら教えてください。

【注意事項】

- 新たに地域が抱えている課題・・・これまで活動した中で新たに見つかった課題を教えてください。
- 課題とした理由・・・「新たに地域が抱えている課題」として考えることとなったきっかけや理由があったら教えてください。
- 課題と問題点・・・課題を解決するために、困っていることがあれば教えてください。
- 今後の取り組み・・・課題を解決するために、今後取り組みをする予定がある場合は教えてください。

新たに地域が抱えている課題	課題とした理由	課題や問題点	今後の取り組み
例) 子育て世帯の支援の不足	地域の方から子育てに関係する相談を聞くことが増えたため。	具体的にどのような支援や活動をしたら良いかが決まっていない。	小学校やPTAと連携して、地域として子育て世帯に対してどのような取り組みを行うか探す予定。
・高齢者の見守り	高齢化により老老介護が増えており、高齢者の見守りを増やす必要がある。	見守りをする人が少ない。	自治会、老人クラブ、民生委員、まち協が 一つになり具体的な取り組みを話合う。
・ポイ捨て、犬猫のフン	道路や個人の住居に空き缶や犬猫のフンが捨てられている。	一部の人のマナー欠如が地域全体に悪影響を及ぼしている。	被害を無くすための啓発活動の強化。 看板等の掲示。

第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

本市においては、少子高齢化や核家族化が確実に進行しています。また、地域においても、個人の価値観やライフスタイルの多様化等に加え、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により交流の場が制限されるなど、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

こうした中で、第2期中間市地域福祉計画においては、すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきと、互いを尊重し合いながら、自分らしく暮らし続けることができるまち、必要な時にはお互いに助け合い、地域の課題を自分の問題として捉えることができるようなまちをめざして、「笑顔あふれる地域(まち)づくり」を基本理念としました。

本計画においては、第2期中間市地域福祉計画の方向性はそのままに、基本理念を「笑顔あふれる地域(まち)づくり」と定め、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

笑顔あふれる地域（まち）づくり

2 基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の3項目を「第3期中間市地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1	みんながつながる「なかま」
基本目標2	みんなが安心して暮らせる「なかま」
基本目標3	みんなが心豊かになれる「なかま」

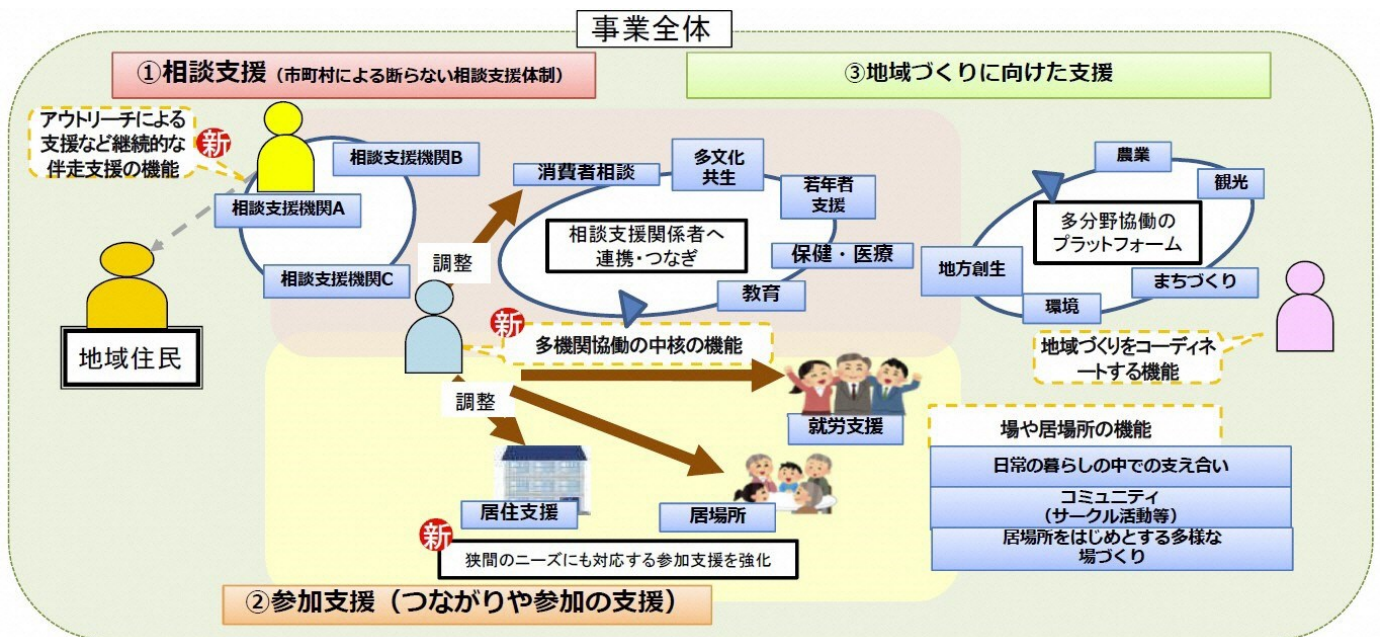
3 重層的支援体制整備に向けた取り組み

(1) 社会の現状と課題

これまでの日本の公的支援制度では高齢者福祉、障がい者福祉及び児童福祉など対象者別・属性別に福祉サービスを提供することで専門的な公的支援が行われてきました。一方で、介護と育児に同時に直面するダブルケアや 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるといった 8050 問題のような複雑化・複合化したリスクには従来の縦割りの公的支援の仕組みでは対応しきれないケースが発生してきています。

福祉の支援を必要とされる方々を取り巻く状況や問題が複雑化・複合化する中で、対象者の属性、世代、相談内容にかかわらず、相談を断ることなく適切に対応し、必要に応じて本人・世帯の状態に寄り添いながら、時に段階的で時間をかけた支援を行うなど、地域において計画的に支援することが可能な包括的な支援体制の整備が求められています。

そのため、本市でも地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する中で、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを生かしつつ、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するさらなる包括的な支援体制を構築するための検討を、現在における課題の一つと考えています。



(2)各事業の基本的な考え方

①相談支援事業

高齢者福祉・障がい福祉・児童福祉・生活困窮者自立支援を所管する保健福祉部が中心となり、各支援機関との連携を図り実施について検討します。

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める包括的支援相談窓口の設置又は体制づくりを検討します。

②参加支援事業

複雑化・複合化した課題に対応できるよう、支援ニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行えるコーディネーターの養成を検討し、新たな社会資源の開拓や既存の社会資源の拡充を図るなど、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズにも対応可能な体制の構築を検討します。

③地域づくり事業

通いの場、認知症カフェなど住民参加型の取り組みを今後も増やすとともに、今後は公民館等の活用なども含め、世代や対象に限定されない住民同士が出会い参加できる場や居場所の創出を目指します。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

社会から孤立している世帯や公的支援制度の対象要件に満たない制度の狭間にある対象者を地域での気づきから支援体制への円滑なつながりができる体制の構築を検討します。

自ら支援を求めることが困難な人や、支援が必要な状況であっても支援を求めている人への支援ができるよう、アウトリーチを含む継続的な支援を行える体制づくりを目指します。

※ アウトリーチ…生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取り組み

⑤多機関協働事業

社会福祉協議会の総合相談の窓口など市内のさまざまなネットワークや協議会などを活用し、事業実施に向けた検討を行います。要保護児童対策地域協議会や地域包括ケア会議などの既存の多機関協働、専門職参加の協議会での取り組みを広げることで、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい支援対象者等への課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、支援の方向性の整理を行える体制づくり、ネットワークの構築を目指します。

4 施策体系図

基本理念	基本目標	推進施策	具体的施策		
笑顔あふれる地域（まち）づくり	みんながつながる「なかま」	1 思いやりの心を育てる	(1)福祉意識の醸成		
		2 心とところをつなぐ交流の促進	(1)ふれあいの充実		
		3 地域で支え合うネットワークの強化	(1)地域のネットワーク体制の充実		
	みんなが安心して暮らせる「なかま」	1 防災・防犯体制の整備		(1)災害時や緊急時の支援体制の強化	
				(2)防犯体制・交通安全対策の推進	
		2 住みよい住環境づくり		(1)誰もが暮らしやすい環境の整備	
		3 サービスを利用しやすい環境づくり		(1)相談支援体制の整備	
				(2)情報提供体制の充実	
		4 サービス向上の仕組みづくり		(1)福祉サービスの充実	
				(2)権利擁護体制の充実	
				(3)生活困窮者への自立支援の充実	
				(4)自殺対策を視野に入れた支援の充実	
		みんなが心豊かになれる「なかま」	1 地域での福祉活動への参加促進		(1)地域団体活動の促進
					(2)地域福祉を担う人材の確保や育成
			2 ころもからだも健康増進への取り組み		(1)健康づくり・介護予防の促進
	(2)生きがいづくりの促進				

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1	みんながつながる「なかま」
-------	---------------



1 思いやりの心を育てる

(1) 福祉意識の醸成

【現状と課題】

誰もが安心して住み続けられる福祉のまちづくりの基本は、お互いの人権を尊重し合う気持ちや、同じ地域に住む者として困ったことがあったら支え合い、助け合うという気持ちが大切です。

しかし、社会環境の目まぐるしい変化の中、自分の住んでいる地域への関心や互いに助け合うコミュニティ意識は薄れつつあります。地域の中であいさつや交流を通じて支え合う意識を自然に育むとともに、市民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが必要です。

すべての市民が、福祉に関する更なる関心を持ち、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動が必要です。

【施策の方向性】

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、市民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会、交流行事等に参加しましょう。
○障がいのこと等、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。
○障がいの有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを家庭の中で育みましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。
○男女の固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が対等な立場で地域や団体の活動に取り組みましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○小・中学校の児童・生徒が地域福祉へ関心を持ち、理解を深めてもらうために、学校や学童等の地域で行う福祉についての教育を推進します。
○子どもから大人までを対象とした福祉に関する講演会や研修会、体験学習等を開催します。
○地域や関係団体等で開催される福祉に関する会議や学習会に積極的に参加します。
○地域の福祉情報を発信し、地域福祉活動の周知・啓発を行います。
○寄付文化の醸成のため、各種募金活動の周知・啓発・参加促進に取り組みます。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○学校教育や社会教育の中で、ボランティア活動や交流等の体験活動や実践を通じた福祉についての教育を進めます。
○社会福祉協議会と連携しながら、学校での福祉についての教育を推進するほか、様々な機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上を図ります。
○講演会や研修会、体験学習等を実施し、福祉に対する意識啓発を行います。
○男女共同参画の視点に基づく団体の育成やフォーラムの開催等、男女共同参画社会づくりを推進します。
○人権センター(隣保館)における講演会や研修会等を実施し、人権問題についての啓発活動を行います。

2 心とところをつなぐ交流の促進

(1)ふれあいの充実

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事等交流機会の減少等が指摘されています。

アンケート調査結果(P.24)をみると、近所づきあいに関する状況では、「付き合いはしているがそれほど親しくはない」が半数近くと最も多く、「ほとんどもしくは全く付き合いがない」は、前回調査と比較して10ポイント以上増加する等近所づきあいの希薄化がみられます。

地域の問題の解決のためには、同じ地域に住む方同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。

地域の中で、住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進することが必要です。

【施策の方向性】

- 「地域のつながり」を大切にし、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 高齢者、障がいのある方、子ども及び子育て家庭等、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○積極的にあいさつや声かけをする等、普段からコミュニケーションをとりましょう。
○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の方との交流を持ちましょう。
○公民館等の身近な地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。
○公共施設を利用するにあたっては、マナーを守って使用しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域住民が気軽に参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。
○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。
○交流の場、居場所づくりを企画し、運営しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○高齢者、障がいのある方、子ども及び子育て世帯等、同じ環境にある方同士が、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会を増やし、充実を図ります。
○地域に暮らす多様な人々が交流でき、様々な活動に主体的に参加できる交流の場づくりを支援します。
○誰もが安心して暮らしやすい地域づくりのため、世代を問わず、福祉へ関心を持ち自主的に参加する地域福祉の担い手の育成及び活動支援を行います。
○同じような悩みや経験を持つ人方等が集い、お互いの悩みや経験を語り合える機会や関係づくりを支援します。
○地域の居場所や活動等について、社協だよりやホームページ等を活用して周知・啓発に努めます。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○地域での世代間の交流を支援します。
○地域の行事、イベント、活動等を、広報、ホームページ等で情報提供します。
○校区まちづくり協議会が行う地域での交流・居場所づくりを支援します。
○身近なところで住民同士が交流できる場所づくりや行事の開催を行います。
○人権センター(隣保館)での相談活動や交流・居場所づくり、人権擁護委員による「悩みごと相談」等の活動を行います。

3 地域で支え合うネットワークの強化

(1) 地域のネットワーク体制の充実

【現状と課題】

高齢者、障がいのある方及び子ども等の様々な要支援者に対しては、地域の個人や各種団体がつながりあって支援するネットワークづくりが必要です。

地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、校区まちづくり協議会等のみんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、ボランティア等や、各種団体、社会福祉協議会等が互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域のネットワーク体制を整えることが必要です。

【施策の方向性】

- 身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○自治会活動、校区まちづくり協議会に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
○地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。
○隣近所で声かけや助け合いを行いましょ。
○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょ。
○一人暮らしの高齢者等は緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょ。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○近所の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を日頃から気にかけてましょ。
○支援を必要とする世帯の見守りや社会活動への参加を促し、障がいのある方やその家族との交流を深めましょ。
○社会福祉法人は地域における公益的な取組を進めましょ。
○近所づきあいや地区の集まり等、様々な地域活動の中で、民生委員・児童委員、ボランティア等を中心に、身近な地域での福祉情報を共有ましょ。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○地域のネットワークの構築・強化に向けて関係団体を支援します。 ○地域で取り組む居場所づくりを地域と一緒に推進していきます。 ○住民や地域に協力を求め、連携して見守り体制の充実を図ります。 ○地域における公益的な取り組みの促進を図ります。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○地域単位で支え合う団体である校区まちづくり協議会等をサポートします。 ○個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。

基本目標2

みんなが安心して暮らせる「なかま」

【対応する SDGsのゴール】



1 防災・防犯体制の整備

(1) 災害時や緊急時の支援体制の強化

【現状と課題】

すべての住民が、住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に安全、迅速に避難できる等、防災体制の整備が必要です。

アンケート調査結果(P.29)をみると、災害(地震や水害)発生時に避難することができるかでは、「一人で避難することができる」が8割以上と最も多くなっていますが、一方で「避難するには手助けが必要である」、「避難することは難しい」とした方も一定数います。また、災害時の避難所を「知らない」とした方も2割以上という結果になりました。

すべての住民が住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に必要な情報が的確に提供されることが必要であるとともに、災害対策は、行政だけの力では行き届かず、住民や関係団体の「自助」「共助」が大切であり、防災意識の啓発や活動の促進、防災訓練等を通じて、地域の防災力を高めていくことが重要です。

【施策の方向性】

- 平時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えとともに、防災等に関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○ 災害時の緊急連絡先や避難所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。
○ 災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。
○ 災害時に必要と思われるものについては、自分自身で備蓄しておき、定期的に確認しましょう。
○ 自分の身は自分で守るという意識をもっておきましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○ 高齢者、障がいのある方及び子ども等災害時や緊急時の要援護者について把握しておきましょう。
○ 定期的な避難訓練を行い、住民同士で災害時の共通認識をもつようにしましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
<p>○要援護者についての情報を共有し、地域全体で災害等に対応できる体制づくりを進めます。</p> <p>○災害時に迅速に行動できるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行います。</p> <p>○行政、関係機関団体等の協力を得ながら防災の研修会を開催し、地域での防災意識を高めます。</p> <p>○災害時にボランティア活動ができる人材を確保するため、災害ボランティアの育成に取り組みます。</p>

【中間市の取り組み】

主な取り組み
<p>○避難所、災害への備え等について、ホームページ、ハザードマップ等で啓発します。</p> <p>○避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。</p> <p>○校区まちづくり協議会が行う避難訓練を支援します。</p>

(2)防犯体制・交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年、経済の低迷を受け、犯罪率の増加、また犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化してきています。さらに、人口の減少にともない地域における住民の目が行き届かなくなっており、子どもの登下校時の犯罪被害や昼間一人きりになる高齢者の悪徳商法被害等、住民が犯罪に巻き込まれる状況も多くなっています。また、交通安全については、高齢者が関係する(加害者・被害者)交通事故等も多発しています。

地域における防犯体制として、戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合い、回覧板や広報等を活用して情報を提供する等、行政だけでなく、住民や関係団体と協働のもと犯罪の未然防止、拡大防止に取り組んでいくことが求められます。

また、交通安全対策については、環境の整備のみならず、高齢者、障がいのある方及び子どもに対して思いやりの心をもって誰もが接し、交通安全に対する強い意識を持つことが必要です。

【施策の方向性】

- 高齢者、障がいのある方及び子ども等を犯罪や事故から守るため、ふるさとみまわり隊の活動を支援し、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○不審者や車を見かけたり、不審な電話等の被害にあったりしたら、周りの方や警察、市役所に連絡・相談しましょう。
○防犯知識を身につけるとともに警察等の犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。
○住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○戸締りや不審者に気をつけるようお互いに声をかけ合いましょう。
○不審者、危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。
○学校、PTA 等の関係団体、警察等公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○各種団体と連携し、防犯活動に取り組むとともに、防犯意識の啓発に努めます。
○地域のボランティア活動を行う団体と連携し、交通安全活動を推進します。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○警察をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。
○住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発を行う等、各種の啓発活動を充実します。
○ふるさとみまわり隊が行う、地域の見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。

2 住みよい住環境づくり

(1) 誰もが暮らしやすい環境の整備

【現状と課題】

すべての住民が安心して快適に生活するためには、道路や各種施設等、地域全体の生活基盤の整備が必要です。また、高齢者や障がいのある方等、支援を必要とする方が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。

すべての方にとってやさしいユニバーサルデザイン(※1)の視点に基づいて、移動が困難な方のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備、誰もが安心して利用できる買い物環境の整備等、誰もが利用しやすい環境の整備が必要です。

【施策の方向性】

- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設等環境や心のバリアフリー(※2)化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 交通ネットワークを充実するとともに、高齢者や障がいのある方等の移動が困難な方への支援を検討していきます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○環境美化活動等、人にやさしく美しいまちづくりに参加しましょう。
○高齢者、障がいのある方等すべての方が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう。 (障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かない等)
○ユニバーサルデザインやバリアフリー(※3)の考え方を理解し、協力しましょう。
○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域で道路等の危険箇所を把握し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者等、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。
○美しい環境を守るため、ポイ捨てや不法投棄、ペットの放し飼い等をしないように呼びかけましょう。

※1 ユニバーサルデザイン・・・障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

※2 心のバリアフリー・・・様々な心身の特性や考え方をもつすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

※3 バリアフリー・・・障がいのある方の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁が除去されたもの

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインやバリアフリーに関連する福祉についての教育を推進します。 ○障がいのある方々が、安全・安心に社会生活を営むために必要なコミュニケーション支援や移動の支援、福祉用具の貸与を行います。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を計画的に整備・改善していきます。 ○重度の障がいのある方等の移動が困難な方への支援を検討していきます。 ○市営住宅の適正な維持管理を行い、快適な住環境の確保に努めます。 ○公園の適正な維持管理により、景観保全に努めます。 ○支援を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマーク(※)の普及促進を図ります。

※ ヘルプマーク・・・義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク

3 サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 相談支援体制の整備

【現状と課題】

地域福祉は、関連する分野が多様で広範囲にわたり、保健、教育、防災、住民活動等、行政における担当部署も多岐にわたります。

アンケート調査結果(P.27)をみると、悩みや不安についての相談先では、「家族・親族」が69.4%と最も多くなっていますが、「市役所等の行政窓口」は7.7%、「社会福祉協議会」は1.5%と少なくなっています。

今後、少子高齢化や世帯の小規模化が進むなか、多様な福祉ニーズに対応していくため、相談窓口の利便性・専門性の向上や窓口間のネットワーク化、関係団体と連携した身近な地域での相談体制づくりや相談員の資質向上等に取り組むこと等、相談窓口の機能充実を図るとともに、専門性の高い相談支援を推進し、関係機関との連携を強化する必要があります。

【施策の方向性】

- 様々な相談に対応できる体制づくりを進め、関係機関との連携に取り組むとともに、住民に身近な地域での相談支援活動に携わる方のスキル向上を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○ 困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。
○ 困っている方がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。
○ 広報紙やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身に付けましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○ 地域の中で周りに困っている方がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介しましょう。
○ 民生委員・児童委員、自治会長等は、身近な地域の相談役としての活動をしましょう。
○ 福祉サービス事業者は、利用者の意見に寄り添い、利用者主体のサービスの提供に努めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○身近な困りごとや複雑化・複合化した地域の相談に総合的に応じ、各機関の相談窓口と連携し福祉課題の解決に努めます。
○地域で把握した生活課題に対し、専門性をもって横断的に地域の中で解決できるよう相談支援体制を整えます。
○相談窓口へ来ることが困難な方には、電話での対応や自宅へ訪問し相談を受ける（アウトリーチ支援）等、誰もが相談できる体制づくりに努めます。
○必要な時に誰もが安心して困りごと等を相談できるよう、地域の相談窓口の周知・啓発に努めます。
○各種研修等に参加し職員の資質の向上に取り組みます。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○広報紙やホームページ等を通じて、相談窓口の認知度向上に努めます。
○各種相談窓口の連携に努めます。
○各種相談員の資質の向上を図るため、研修等の機会の充実を図るとともに、専門的な人材の育成に努めます。
○多様な相談内容に対応できる体制を検討します。
○福祉支援を必要とする方が地域で安心して生活できるように相談体制の充実を図ります。
○人権センター（隣保館）職員の資質の向上を図るため、研修等の機会の充実を図るとともに、専門的な人材の育成に努めます。

(2) 情報提供体制の充実

【現状と課題】

福祉に関わる制度やサービスは、近年めまぐるしく変化しているため、福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助けあい活動についての情報等を、誰もが入手でき、一人でも多くの住民が情報を活用できるようにする必要があります。

すべての住民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動等についての情報を必要に応じていつでも入手できるよう、広報紙やインターネット媒体等を含め、あらゆる手段や機会を活用した情報提供の充実や、高齢者や障がいのある方等にも配慮して情報提供の方法を工夫する等、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた情報提供も必要です。

【施策の方向性】

- 住民誰もが、福祉制度やサービス等についての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がいのある方等に配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○福祉の制度やサービス等に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。
○高齢者や障がいのある方等、情報が伝わりにくい方が近所にいる場合は、声かけや情報の伝え手になる等、できるだけ手助けしましょう。
○広報紙やホームページ等の情報を確認しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。
○地域で活動するボランティア等の各種団体は、見やすいパンフレットを作成する等、活動内容や提供しているサービスについて積極的に発信しましょう。
○民生委員・児童委員は、福祉関係等のサービスに関する周知に努めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○社協だよりやホームページ、パンフレットに関して工夫をし、わかりやすい情報提供に努めます。
○社協だよりやパンフレットの作成等により、社会福祉協議会の活動を周知し、地域福祉に関する情報を提供します。
○社協だよりに身近な地域福祉活動に関する記事を載せる等、内容の充実を図ります。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○広報・ホームページ等様々な媒体を活用した情報の提供を行います。
○広報紙やパンフレット等は読みやすく分かりやすいものとなるよう、内容やレイアウト等を工夫するとともに、分かりにくい専門用語を極力使わないよう配慮し、情報発信します。
○障がいのある方に対する情報保障として、広報やパンフレット等の点訳・音訳や各種講演会等での手話通訳・要約筆記等による支援を充実します。

4 サービス向上の仕組みづくり

(1) 福祉サービスの充実

【現状と課題】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのためには、住民が福祉サービスを質・量の両面で確保していくことが重要です。福祉サービスについては、従来、行政が中心となって提供してきましたが、最近では介護保険法や障害者総合支援法等にみられるように、様々な主体により、サービスが提供されるようになっていきます。

アンケート調査結果(P.30)をみると、地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策として、「誰もが、安心して生活が続けられるための在宅サービス提供や入所施設の整備」が最も多くなっています。

多様化する福祉サービスのニーズに、よりきめ細かに対応するためには、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設等とも連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが必要です。

【施策の方向性】

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わる様々なサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
○行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見・要望等を積極的に伝えましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○サービス事業者は、保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。
○サービス事業者は、サービスについて定期的に評価を実施し、利用者に対してより良いサービスを提供しましょう。
○民生委員・児童委員、ボランティア等は、積極的に研修会等に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
<p>○複合的な福祉課題に関係機関、団体と連携し解決に取り組みます。</p> <p>○住民・地域からの声を反映させ、行政・福祉事業者と協力して継続事業の発展、新規事業の構築に取り組みます。</p> <p>○社協だよりやホームページ等を活用し、各種福祉サービスについて周知・啓発し、福祉サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>○高齢者や障がいのある方、子育て世代等の生活ニーズや生活課題に対応したサービスの提供に努めます。</p>

【中間市の取り組み】

主な取り組み
<p>○「高齢者総合保健福祉計画、介護保健事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。</p> <p>○地域包括ケアシステムの構築のために地域包括支援センターの充実に図ります。</p> <p>○障がいのある方の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実に図ります。</p> <p>○子育て世帯を地域全体で支えることができるよう、子育て支援体制の充実に図り、子育て世帯にやさしいまちづくりを目指します。</p>

(2) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

地域福祉を推進する上で支援を必要とする方の人権を守り、虐待等の権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な方が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

福祉サービスを必要とする方が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

また、高齢者、障がいのある方、子ども等に対する虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)等の課題を抱える家庭は、複数の課題が複雑に絡み合っているケースが多く、高齢者、障がいのある方、子ども等各分野でそれぞれに個別対応を行うのではなく、中間市全体として権利擁護体制を整えて行きます。

【施策の方向性】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 相談窓口の周知や機能充実及び関係機関との連携等、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業等のサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。
○高齢者、障がいのある方及び子ども等すべての方の人権を尊重し、虐待をしない、見逃さない意識を持ちましょう。
○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら、行政や警察に通報しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用が必要な方を把握し、利用につなげましょう。
○サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。
○虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○日常生活自立支援事業を通じて、権利擁護の推進を図ります。
○成年後見制度や日常生活自立支援事業への理解を深めるため、講演会や学習会を開催します。
○虐待や差別問題等権利擁護について学び理解を深める機会の充実を図ります。
○権利擁護を推進する人材の養成・確保に努めます。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○成年後見制度についての相談窓口を充実し、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。
○社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、障がいのある方の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業(権利擁護)の普及・啓発に努めます。
○様々な広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務等虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。
○個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。
○人権センター(隣保館)の相談活動を充実し、人権擁護に努めるとともに差別や人権侵害の解決に努めます。

(3)生活困窮者への自立支援の充実

【現状と課題】

生活困窮者の背景には、勤労世代の収入の減少や高齢化による経済的困窮、社会的孤立等の様々な要因が複合的に絡んでいます。

生活困窮の問題解決には、多くの関係機関と連携することで、初めてその本質にたどり着くことが出来るものであり、現存する社会資源を適切に活用していくことが求められます。

このため他の専門機関と連携体制の強化等、生活困窮者の自立支援に向けた支援体制の整備が求められています。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む方の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

【施策の方向性】

- 市民生活相談センターや自立相談支援事業等の周知を行うほか、関係機関と連携し、生活困窮者に対する支援に取り組みます。
- 社会福祉協議会、民生委員・児童委員等地域のネットワークとの情報共有により、地域に対する日常的な見守りや支援の輪を広げていきます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。
○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○支援が必要だと思われる方がいたら、関係機関へ相談しましょう。
○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。
○民生委員・児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○行政や関係機関と連携して生活困窮者の自立支援を促進します。
○緊急性の高い課題を抱える生活困窮者に対し、関係機関と連携して自立した生活につながるよう必要な支援を行います。
○地域で経済的に困っている世帯に対し、食糧支援等を実施し、一時的な生活支援と困窮世帯の把握、課題解決に取り組みます。
○生活福祉資金貸付事業において資金の貸付相談と関係機関と連携し必要な助言・指導を行います。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援事業等、生活困窮者に対する支援制度の充実に努めます。
○生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、市広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。
○社会福祉協議会、民生委員・児童委員等地域のネットワークとの情報共有により、地域に対する日常的な見守りや支援の輪を広げていきます。

(4) 自殺対策を視野に入れた支援の充実

【現状と課題】

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるよう地域レベルの実践的な取り組みを中心とするものへと転換を図っていくことが必要とのことから、国では自殺大綱を見直しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、自治体、関係団体、民間団体、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

自治体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また、関係団体や民間団体には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、地域住民にも自殺が社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む必要があります。

本市では、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、令和2年3月に、自殺対策基本法第13条第2項にもとづき「中間市自殺対策計画」を策定しました。これは、本市の総合計画のほか、その他本市の行政政策との整合性を図っています。

【施策の方向性】

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「自殺対策行動計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○こころの健康に関心を持ちましょう。 ○周りの方の異変に気づいたときは、声をかけて話を聞いてあげましょう。 ○悩みを一人で抱え込まずに相談しましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○自殺言動がある方等の情報を関係機関へ連絡しましょう。 ○自殺言動がある方等を相談窓口へつなげましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○自殺リスク要因を減らすための事業の情報提供、周知・啓発活動、相談窓口を充実します。 ○行政、社会福祉法人等と連携し、自殺予防に取り組みます。 ○ゲートキーパー研修等受けた職員を相談窓口配置し、自殺予防に努めます。 ○心の健康に不安を抱える方やひきこもりに関する相談支援を行います。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○関係機関とのネットワークを強化し、相談体制の充実を図ります。 ○住民の SOS に気づき、速やかに連携・支援できるよう、生きることを支える包括的な取り組みに関わる担い手・支え手となる人材を育成します。 ○自殺対策への知識を啓発するとともに、相談窓口を周知し自殺予防に取り組みます。

基本目標3

みんなが心豊かになれる「なかま」

【対応する SDGsのゴール】



1 地域での福祉活動への参加促進

(1)地域団体活動の促進

【現状と課題】

民生委員・児童委員、福祉に関わる団体等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障がいのある方、子育て家庭への支援等、様々な分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

アンケート調査結果(P.29)をみると、お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員、また、民生委員・児童委員の認知度では、「担当・活動内容とも知らない」が半数以上と最も多くなっています。

民生委員・児童委員、関係団体等と連携して活動の周知等に取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

【施策の方向性】

- 地域の様々な団体と連携し、地域における活動内容の周知や、人材の確保に向けた協力等を行い、各種団体の活動に対する支援を行います。
- 民生委員・児童委員等福祉に関わる団体の活動内容の周知等を行い、地域の様々な団体の活動の促進を図ります

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み

- 地域の出来事や周りの方に関心を持ち、地域の話し合い等に参加しましょう。
- 自分のできる範囲で、地域の各種団体への協力を行いましょう。
- 中間市の未来や課題に関心を持ち、家族や友人、地域の方と話し合いましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み

- 各地域で地域福祉の課題等を話し合う場を設定し、その解決策を地域の中で検討しましょう。
- 地域で支え合いや見守り活動等を行っている団体同士が連携して、より効果的な活動を行いましょう。
- 地域の団体は、住民が参画しやすい体制づくりに努めるとともに、活動のPRを行いましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動のリーダー役となる方に向けた学習会や研修等の充実を図ります。 ○地域で行われている活動や行事について広く情報を発信します。 ○住民や各種団体等が連携した活動を支援します。 ○地域福祉活動やボランティアを行う団体への助成を行い、福祉活動を促進します。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉に関わる様々な団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。 ○支えあい活動を活性化するためのしくみを推進していきます。 ○地域の団体やグループの取り組みの情報発信に協力します。

(2)地域福祉を担う人材の確保や育成

【現状と課題】

地域の中には、様々な手助けを必要とする方がいますが、これらの方々に対する子育て支援活動や高齢者・障がいのある方への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、NPO やボランティア活動の重要性は年々高まっています。

アンケート調査結果(P.26)をみると、過去3年間のボランティアやNPO活動等の参加状況では、「参加していない」とした方が7割以上と非常に多くなっていますが、今後の参加意向では、「何らかの活動に参加したい」とした方が多くなっています。また、ボランティア活動等を盛んにするために必要な取り組みとしては「活動に関する情報」を求める回答が多くみられました。

一人でも多くの住民がボランティアや NPO 等の活動に関心を持ち参加できるよう、ボランティア活動等の情報提供の充実を図るとともに、活動団体の支援や NPO やボランティアに対する住民への啓発をはじめ、人材の育成に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 住民がボランティアやNPO等の活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供の充実や活動しやすいしくみづくりを進めます。
- 地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成を図ります。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域のボランティア活動や自治会等の地域で行われている活動に関心を持ちましょう。 ○自分ができそうなことを見つけ、楽しみながら取り組みましょう。 ○いつまでも地域で楽しく暮らしていけるよう、様々な社会活動に積極的に参加しましょう。 ○自分でできることは自分で行き、地域の中で自分ができるところをやってみましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりを進めます。 ○年齢や性別を問わず、ボランティアの参加者への育成・指導に力を入れましょう。 ○高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の重要性の理解と推進のため、講座や研修等の充実を図ります。 ○ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する取り組み(周知・啓発・活動支援・調整・養成・研修等)を進めます。 ○地域で活動するボランティア団体について周知するとともに、ボランティア活動の意義や魅力を伝える取り組みを進めます。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターを中心にボランティアの育成・支援に努めます。 ○ボランティアやNPO等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容等を紹介します。

2 こころもからだも健康増進への取り組み

(1)健康づくり・介護予防の促進

【現状と課題】

健康であることはすべての方にとっての願いであり、住民一人ひとりの健康は、地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、生活様式が多様化している現代社会では、生活習慣病等が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。福祉や医療等、いざという時の安全網、支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は、自ら守り、つくるという意識を持つことも大切です。

また、高齢化の進む中で余暇時間が増大し、いかに自分らしくいきいきと暮らすかが、生活していくうえでの大きな課題となっています。仲間づくりにもつながる運動やふれあい・いきいきサロン等、地域ぐるみで取り組むことで健康づくりや介護予防・認知症対応の輪を広げ、住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らし、働くことが地域の活力源となり、地域福祉推進の力にもなります。

本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

【施策の方向性】

- 介護予防教室や生活習慣病の予防・改善事業等を通じ、健康づくり・介護予防を促進します。
- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
○個人の健康に対する意識を高め、生活習慣病の改善等健康づくりに努めましょう。
○隣近所、同世代等気軽に集まることができる仲間同士でウォーキングや体操を行う等健康づくりの習慣化を行いましょう。
○健康診査・がん検診を受診して、自らの健康状態の把握に努めましょう。
○生涯を通じて食事や運動等の生活習慣に配慮し、健康づくりに努めましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
○地域におけるウォーキングや体操等のイベント等を展開しましょう。
○地域で行う健康づくり・介護予防について話し合う機会をつくりましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
○ふれあい・いきいきサロン事業や出前健康教室等を通じて、地域住民の主体的かつ継続的な健康づくり活動や介護予防を推進します。
○住み慣れた地域で健康に社会生活を営めるよう、健康運動指導事業を実施し、安全で継続可能な運動ができる環境づくりに努めます。
○地域住民のライフステージに併せた心身の健康に関する事業を実施します。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
○自分の健康は自らつくると意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。
○健診や健康教育を通じ、住民の継続的な健康づくりを支援していきます。
○口腔機能、運動機能の維持・向上のための介護予防事業の充実を図ります。
○認知症について正しく理解し、誰もが我が事として考えることができる施策を構築していきます。

(2) 生きがいづくりの促進

【現状と課題】

身体的な健康ばかりでなく、心が健やかであってこそ、元気な生活を送ることができます。身体的な健康維持等の取り組みはもちろんですが、長寿化により余暇時間が増大し、いかに自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっての大きな課題となっています。

高齢化の進む中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を地域社会の中でどう感じていけるか、という点は今や本市の定住の条件ともなりうる重要な要素です。

【施策の方向性】

- 自らの知識や経験を活かし、生きがいを持てる機会を増やすためにも、地域住民が各種活動に気軽に参加し、親しむことができる体制を整えます。

【市民一人ひとりの取り組み(自助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○自らの意思や意欲に基づき、生涯学習やスポーツ、就労等、生きがいを持てる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らしましょう。 ○自分の知識や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求しましょう。 ○様々な行事等に参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行いましょう。

【地域・関係団体等の取り組み(共助・互助)】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○各種団体は、生きがいを持てる機会や場を設けましょう。 ○地域で住民の知識や経験等を次世代に伝えるための機会をつくりましょう。

【社会福祉協議会の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい・いきいきサロン活動や子育てサロン、ボランティア活動等の地域福祉活動を通じて、仲間づくりや社会参加を支援し、生きがいづくりを促進します。 ○職員が地域の活動や行事に積極的に参加し社協だより等を通じて情報発信します。

【中間市の取り組み】

主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習の機会を充実するとともに、住民が生きがいをもって取り組む住民活動を支援し、地域福祉活動の推進役の養成を図ります。 ○高齢者の知識や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を推奨し、就労機会の確保に努めます。 ○人権センター(隣保館)が行う講座を充実させ、生きがいと健康維持に努めます。

第5章 社会福祉協議会の取り組み (地域福祉活動計画)

第5章 社会福祉協議会の取り組み(地域福祉活動計画)

1 第3期地域福祉活動計画にあたって

(1) 計画策定の主旨

少子高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化、生活様式の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。これらの変化を受けて地域では、孤独死、社会的孤立、ひきこもり、児童虐待、DV等の問題に加え、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど個人や世帯が抱える問題が複雑化・多様化するとともに、制度の狭間にあつて既存の支援制度では十分な支援・対応に結びつかないケースが増加しています。また、少子高齢化により、多くの地域では担い手の減少が顕著化し地域の様々な活動や運営にも大きな影響を与えています。このような背景のなか世帯や地域において支えあいや助け合いが脆弱化し、人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも「誰にも相談できない」、「適切な支援に結びつかない」ことにより問題が深刻化しています。

本市においても、単身世帯と高齢者のみの世帯が急増し家族の相互扶助機能が低下するなかで、団塊の世代が後期高齢者に到達する2025年が間近に迫っています。これらを踏まえ、第3期地域福祉活動計画は市が計画する地域福祉計画の基本理念「笑顔あふれる地域(まち)づくり」と3つの基本目標を継承し、住民主体を柱にあらゆる関係団体や機関との連携・協働による福祉のまちづくりをさらに発展・強化する活動計画として策定しました。



認知症



介護



障がい



ひきこもり

ネグレクト
(育児放棄・介護放棄)

貧困

(2) 計画策定の背景

平成30年(2018)年4月1日に社会福祉法(昭和26年法律第45号)の一部が改正されました。

社会福祉法は、福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適正の実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律であり、この改正により、地域福祉計画が福祉分野の上位計画として位置付けられました。

(3)計画期間

本計画の計画期間は、本市が策定する「第3期中間市地域福祉計画」の期間に合わせ、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行うこととします。

平成・令和(年度)	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9
中間市地域福祉活動計画	前計画					本計画				
中間市地域福祉計画	第2期					第3期				

2 地域福祉とは

地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域の中で自分らしく生き生きと暮らしていくために、それぞれの役割を持ち、支えあいながら、安心して自立した生活が送れるようにするための取組みのことをいいます。

「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」を連想しがちですが、地域で安心して生活していくためには、地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会を作る必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけでなく、地域住民や関係団体が互いに助け合い、支え合うことが重要です。

(1)地域福祉の取組みを進めるにあたっての考え方

①自助、共助、公助の考え方

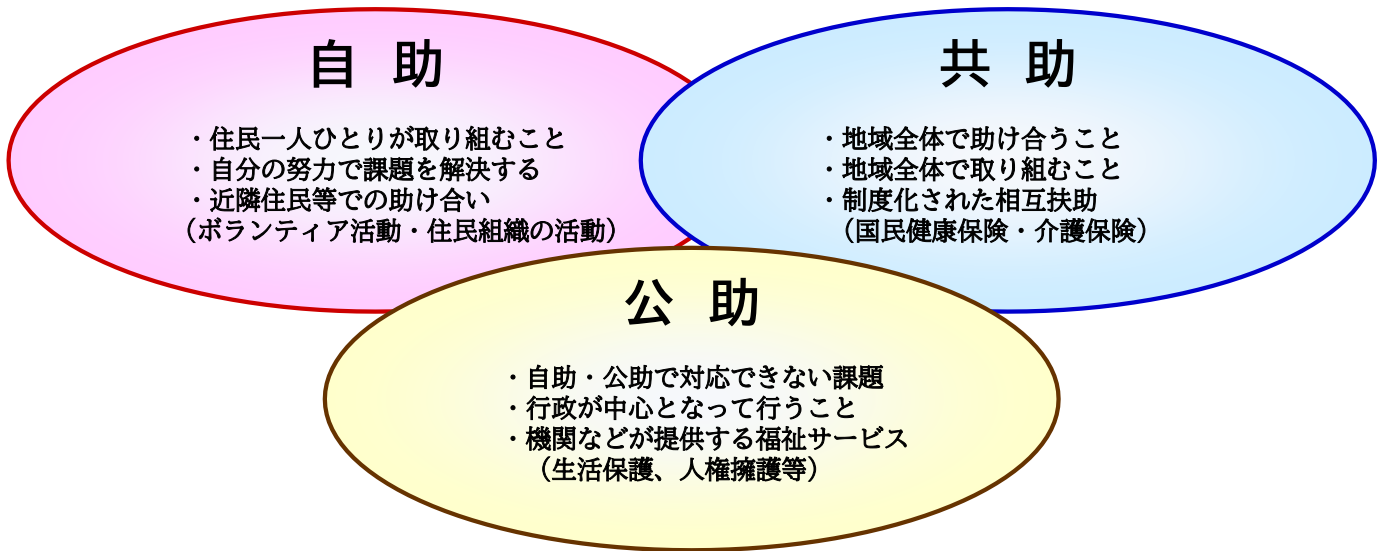
地域福祉を推進するためには、「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点をもとに、地域住民、社会福祉協議会、地域関係団体、行政などが連携し、3つの視点のバランスを保ちながら、それぞれの役割を果たし、取組を進めて行く必要があります。

まず、地域住民一人ひとりが「自助」の力を高めていくことが求められます。しかし、それは必ずしも人の助けを借りずに生活や自立するということではありません。親族などの身近な人との関係だけでなく、挨拶や日常会話を通じた近隣住民との関係を作ることで、困ったときに助けを求めることができることも「自助」にあたります。

次に、「自助」に加えて「共助」の力を高める必要があります。地域住民などが地域の生活課題を把握し、関係機関や団体と連携して、地域生活課題の解決を図ることも求められています。

そして、「自助」や「共助」の力を高めることができる環境の整備や、「自助」や「共助」だけでは対応できない課題に対応するため、必要に応じて「公助」が役割を果たすこととなります。

【自助、共助、公助について】



(2)個別支援の成果や課題を活かした地域づくり

本市の特徴として、16平方キロメートルの人口4万人程度の小さな市ですが、周辺都市のベッドタウンとなっており、商業施設がコンパクトに集約され子育て世代やこれから子育てを始める世代には暮らしやすい制度が整っているのも魅力のひとつです。その一方で団塊の世代の人口構成が大きく、高齢化が進む中で核家族化の進展に伴い、高齢単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加することが予測されています。また、コロナ禍の背景から浮き彫りとなった生活困窮世帯の増加は更なる格差を生み出し今後の地域課題の解決に重くのしかかってきます。

本市の強みは、コンパクトに集約された商店、医療施設、社会福祉施設や北九州市をはじめとした近隣市町等の社会資源など支援機関が充実していることがあげられます。

現在も個別支援と地域づくりが連携して行われていますが、今後その連携をさらに充実させ、地域住民と福祉関係機関・行政等が一体となって福祉力を高めていく必要があります。

これまで本会では、専門職を中心に行ってきた個別支援の積み重ねから見えてきた「課題」や「成果」などから「傾向」や「予防策」を見出し、地域住民や支援機関・団体とともに情報の共有や連携を図り、地域の福祉課題の発生を予防する手立てや解決に取り組み、新たな地域との関係の構築に努めます。

3 地域共生社会の実現

国は、福祉施策改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を掲げています。「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地位の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。また、令和3年4月には、「地域共生社会の実現」を図るため、国は社会福祉法を改正し、社会福祉連携推進法人制度の創設の他、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括支援体制の構築に努めることを規定し、重層的支援体制整備事業として法制化しました。



(1)生活課題解決を支えるための仕組みづくり

重層的支援体制整備事業は、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった異なる分野にわたる複雑・複合的な問題や制度の狭間のニーズを、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須としています。

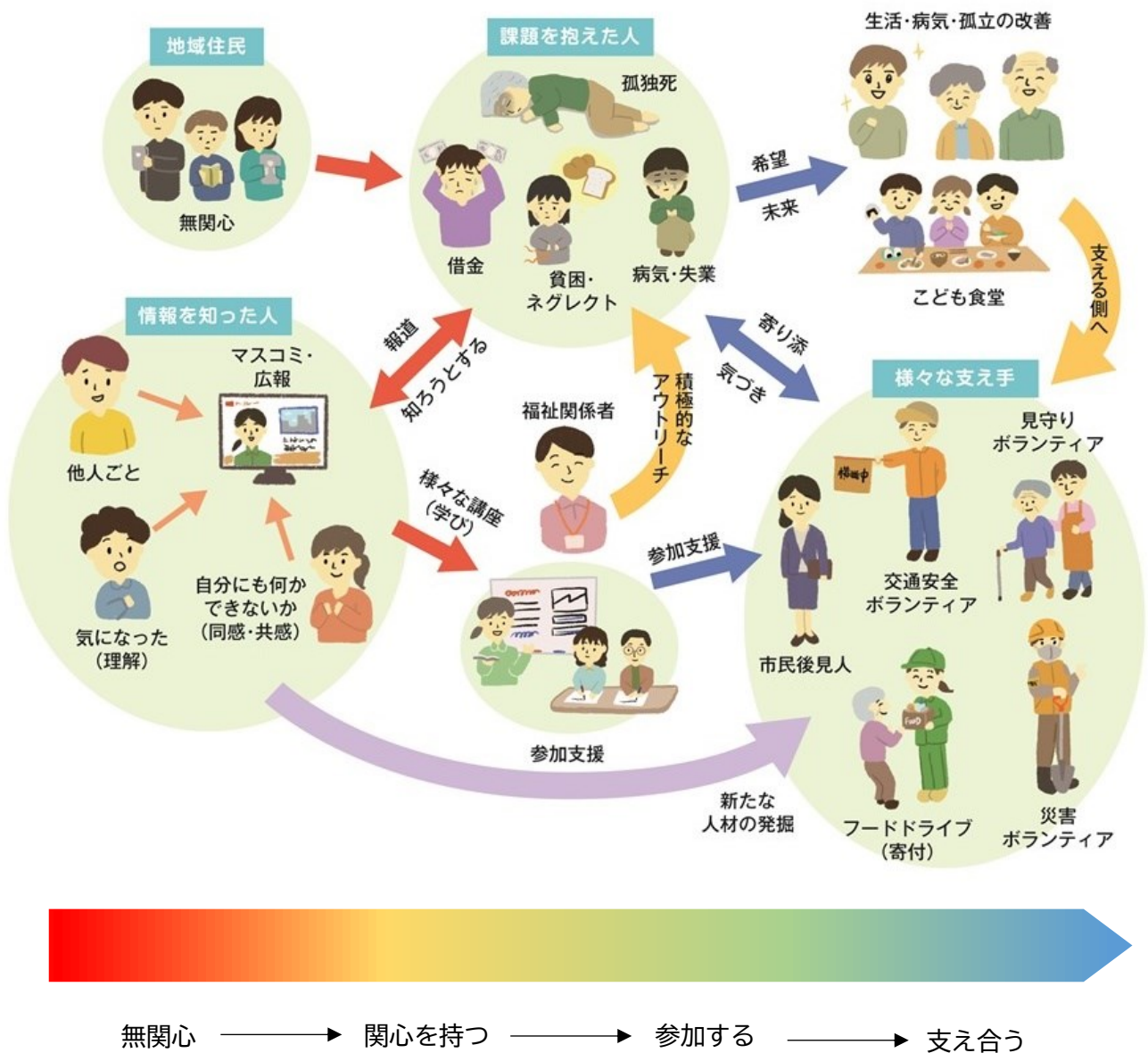
①断らない相談支援(多職種連携のコーディネートと積極的なアウトリーチ)

一人ひとりが主体的にいきいきと生きる力を身につけ、介護や医療・子育てなどの福祉的な支援が必要になっても人とのつながりを持ち続け、地域で安心してその人らしく暮らせるように、相談支援を進める必要があります。また、支援においては、具体的な問題解決を目指すアプローチと、つながり続けることを目指すアプローチがあります。支援が必要な人に伴走する(寄り添う)意識をもちつつ、地域住民の見守りや声かけなど、気遣い合う関係を大切にセーフティネットの構築を図ります。具体的には、支援を必要とする人の発見や相談支援、必要な支援者との関係調整、サービスの利用援助、関係機関及び団体との連携によるサポート体制づくりを行い、支援を必要とする人とつながり続けます。

②参加支援(支えあいのコミュニティサイクルと支援者の養成)

誰もが、地域で安心安全な「自分らしい暮らし」を送ることを願っています。そのためには既存の制度やサービスのみで解決を図ろうとするのではなく、地域住民や地域組織による助け合いや支え合いが重要となります。これまでの地域に根差してきた活動の充実をより図るとともに、新たな活動や支援者の裾野を広げ、地域での活動が期待される人材を発掘・養成し、その方々が活動・活躍できる場が重要となります。支えられる側にとっては必要な支援につながり、支える側にとっても生きがいややりがいを得られ、支え・支えられる関係が循環し、相互に支え合う地域の仕組みづくりにもつながります。また、支えあいの関係もそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、無理なく、楽しみながら活動が続いていくことが重要となります。住民相互で支えあう地域を作っていく「支えあいの必要性の醸成と支援者の養成」に取り組みます。

【中間市社会福祉協議会の支えあいのコミュニティサイクル(イメージ図)】



③地域づくりに向けた支援(お互いさまの関係を築くために)

地域づくりを進めていくためには、地域住民による支えあいから見えてきた課題を、①既存の取り組みを活用して必要な支援につなげる役割や、②必要な情報を整理し、地域住民や地域組織、関係機関等の活動や支援につなげる役割、③既存の取り組みでは対応できない制度の狭間のニーズに対して住民相互の関係性を高め、気づきや活動を促す役割、④地域ごとの産業や文化、地域資源を把握し、活かす役割などが必要です。また、支え合う気持ち・お互いさまの心を大切にしたい取組や、その意識づくりが重要となり、そのためには、ネットワークづくりや人材養成、研修会などを開催し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会を増やし地域づくりに向けた支援を行います。

(2)生活課題解決を人・場・財源で支える

①人で支える

近年、介護や認知症、通院や買い物、困窮、ひきこもり、ネグレクト(※)などの生活課題や福祉課題が増加する一方で、少子高齢化や近隣関係の希薄化などにより、地域での支えあいが脆弱化しています。よりよい地域をつくるためには、住民一人ひとりの参加と活動が不可欠です。また、生活や福祉に関しては、行政をはじめとした関係機関・団体の理解や協力が重要となります。住民が地域を支えていくためには、住民自身が地域の様々な課題に気づき、意識しその解決に自ら取り組んでいく手立てを学ぶ、気づきと学びのプロセスが必要となります。その過程を通して、福祉課題に主体的に取り組む意識が形成され、地域の福祉力が向上していきます。

誰かの役に立ちたいと感じている人や組織や団体・企業などの社会貢献意欲に溢れる人材と連携し、地域において活躍できる機会や場をコーディネートし、協働を図ります。

※ ネグレクト・・・幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為

②場で支える

コロナ禍において、新しい生活様式とともに人と人との新たなつながりの取組みや工夫が行われています。その一方で、身近な地域で気軽に立ち寄ることができる居場所や相談できる場所が今後も増加することで、多様な人材や新たな地域福祉活動を生み出すことが期待されます。多様な住民がそれぞれの生きがいづくりや居場所となる拠点を整備できるよう取り組みます。

③財源で支える

人口減少や財政が厳しい本市において、自治会連合会やまちづくり協議会、NPOなどの地域団体が地域課題を解決していくための公的財源は年々厳しい状況となっています。その一方で地域の生活課題や福祉課題は増加の一途をたどっています。そのため、地域団体は自ら財源を確保し、地域課題解決に向け取組を行う必要があります。

ア)地域福祉課題解決に向けた財源確保の支援

近年、地域の自主団体やボランティア団体などから財源確保についての相談が寄せられています。市の補助金や助成金が削減されるなか、どのように財源確保を行い団体を維持していく

ことができるのか悩み、解散や休止などの選択を余儀なくされる団体もあります。

中間市社会福祉協議会では、団体が抱える課題や今後の方向性について整理を行い、相談や民間助成金等の情報提供や申請の助言などを地域担当職員が財源確保に関する相談支援を行います。また、中間市社会福祉協議会では、ファンドレイジング(※)事業の導入も検討し、自主財源確保に向けた取り組みも行います。

※ ファンドレイジング事業…NPO や社会福祉法人等が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集めるための事業

イ)民間財源を活用した地域支援

新型コロナウイルス感染拡大は、健康面のみならず多くの失業者や退職者を生み出し、生活に困窮する世帯が増加しました。本市においても社会福祉協議会が実施した特例貸付の相談件数は4,000件近くに上り、多くの世帯が「今日食べる物が無い」「住むところがない」という状況に追い込まれていました。また、緊急事態宣言などの外出規制から人と人とのつながりが薄れ、自宅に閉じこもる高齢者の増加や、コロナ差別といった新たな課題も発生しました。

そのようななか、中間市社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響を受けた世帯の方々に対して、市内の住民や企業・団体に協力を仰ぎフードドライブ事業(物資寄付)を実施し、集まった寄付金や生活物資を、生活に不安を抱える世帯に対し無料で配布するフードパントリー事業を実施しました。また、この活動をきっかけに新たな地域との信頼の構築と関係団体とのネットワークの強化につながり、「お互いさま」の関係が徐々に地域に根付き始めました。しかし事業を継続していくなかで新たな課題として、コロナ禍による生活困窮者とそもそもコロナ禍をきっかけとしていない生活困窮者が大半を占めている事実が明るみになり、コロナ禍以前には見えなかった生活困窮者の実態が浮き彫りとなってきました。今後、このような世帯に対し、伴走型の支援を継続するとともに制度の狭間から浮かび上がったこの事実を関係機関と受け止めともに問題解決に向け手立てを検討します。

ウ)共同募金を活用した地域支援

中間市社会福祉協議会では、令和3年度にこれまでの共同募金事業の運営及び配分の見直しを行い、新たな地域福祉活動の発足と活動財源に対応できるよう要綱の改正を実施しました。

今後も共同募金の財源と社会福祉協議会独自の財源の活用のほか、民間企業が実施する助成金等の情報を適宜発信し、地域福祉活動、福祉教育、ボランティア活動、生活困窮者支援などの諸活動・事業及び、生活課題解決に向けた支援に取り組みます。

4 施策体系図(中間市社会福祉協議会)

基本理念	基本目標	推進施策	具体的施策
笑顔あふれる地域(まち)づくり	みんながつながる「なかま」	1 思いやりの心を育てる	(1)福祉意識の醸成
		2 心とところをつなぐ交流の促進	(1)ふれあいの充実
		3 地域で支え合うネットワークの強化	(1)地域のネットワーク体制の充実
	みんなが安心して暮らせる「なかま」	1 防災・防犯体制の整備	(1)災害時や緊急時の支援体制の強化
			(2)防犯体制・交通安全対策の推進
		2 住みよい住環境づくり	(1)誰もが暮らしやすい環境の整備
		3 サービスを利用しやすい環境づくり	(1)相談支援体制の整備
			(2)情報提供体制の充実
		4 サービス向上の仕組みづくり	(1)福祉サービスの充実
			(2)権利擁護体制の充実
			(3)生活困窮者への自立支援の充実
	(4)自殺対策を視野に入れた支援の充実		
	みんなが心豊かになれる「なかま」	1 地域での福祉活動への参加促進	(1)地域団体活動の促進
			(2)地域福祉を担う人材の確保や育成
		2 ころもからだも健康増進への取り組み	(1)健康づくり・介護予防の促進
(2)生きがいづくりの促進			

5 具体的な事業・活動内容

社会福祉協議会が現在実施している事業及び今後実施を計画している取り組みごとに、その具体的な内容を下記に記載します。

基本目標1	みんながつながる「なかま」
-------	---------------



(1) 思いやりの心を育てる

① 福祉意識の醸成

具体的な取り組み内容
<p>○出前教室の推進・地域福祉教育推進事業 学校や地域などに福祉体験用具の貸し出しや、社会福祉協議会職員による福祉出前講座を行います。また、学校における福祉教育が円滑に実施されるよう、小・中学校の児童・生徒を対象に福祉教育教材「ともに生きる」などの冊子を配布するとともに、教育関係者向けに福祉教育講座を開催します。また、市内小・中学校に対しボランティア活動推進協力校として企画・提案を行い、学校が実施する福祉教育を支援します。</p> <p>○地域福祉セミナー 地域福祉セミナーの一環として、社会福祉大会や各種研修会を開催し、地域の支え合いや助け合いの気持ちの醸成や人権意識の啓発に努めます。</p> <p>○社会福祉協議会「なかまの風だより」発行・インターネットを活用した情報提供 広報誌「なかまの風だより」の発行やホームページ、SNS 等を通じて、地域の方々にわかりやすく、必要な時に必要な情報を得られるよう福祉情報を提供し、多くの方が福祉を理解し関心を持つことができるよう取り組みます。</p> <p>○人材確保・育成と専門性の向上 各種研修会や視察などに積極的に参加し、社会福祉協議会職員として地域福祉への理解を深め、地域福祉活動に取り組む力を培います。 地域では、様々な生活課題や福祉課題が存在し、自ら相談できない、どこに相談したら分からないなどの理由から問題が複雑化するケースも見られます。そのような方々が地域から孤立しないように(気づき)、近隣住民や福祉機関・団体などの関係者との連絡調整(つなぐ)を行いながら、地域でお互いさまの仕組みを一緒に考え(つくる)、地域の様々な生活課題や福祉課題の解決に向けて取り組んでいけるようコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を検討します。</p> <p>○共同募金運動の推進 赤い羽根共同募金が地域福祉を充実するために自分たちの住む地域に還元されることを周知、啓発し、地域住民をはじめ企業・団体への共同募金運動への参加促進を図ります。</p>

具体的な取り組み内容

○赤い羽根キッズクラブの設立

赤い羽根キッズクラブの活動として、子どもたちが募金の使いみちなどについて学んだり、募金ボランティアを体験したりする機会をつくり、福祉を身近に感じ、思いやりの心を育てる取り組みを行います。

○ボランティア・実習生の受入れ

誰もが暮らしやすい地域づくりには、世代を問わず福祉への関心と参加が必要なことから地域の福祉の担い手の育成及び活動支援のため、ボランティアや実習生の受入れを行います。また福祉教育などの事業を通して福祉やボランティアに興味・関心を持つきっかけ作りに取り組んでいきます。



福祉施設に子どもたちの年賀状を届けます



共同募金運動(街頭募金)

(2)心とところをつなぐ交流の促進

①ふれあいの充実

具体的な取り組み内容

○ふれあい・いきいきサロン活動事業・子育てサロン事業

高齢者や障がいのある方、子育て中の親など、誰もが無理なく気軽に楽しく参加できる「仲間づくり」「健康づくり」「出会い・ふれあい」の場として、自主的、意欲的に活動できるよう支援し、地域活動の活性化の方策などを検討し、創意工夫した活動を展開します。また、地域で暮らす多様な人々が参画し、お互いに交流する居場所づくりを支援します。

○社会福祉大会の開催・共同募金運動の推進

社会福祉大会や共同募金運動、地域単位で開催されるイベントなどを通し多世代が交流できる場づくりに取り組みます。

○サロンお世話人研修会の開催

サロン代表者研修会を定期的に行い、地域福祉に関する勉強会や各サロンの活動報告等を通じ、交流の促進と活動の活性化を図り、地域住民が自発的に参加し、住民同士のふれあいやつながりが持てるよう支援します。

○在宅介護者のつどい組織化推進事業の充実

介護が必要な方や障がいのある方また、当事者やその家族で同じような悩みや経験を持つ人などに情報交換や分かち合いの場を提供し、共有・共感することで少しでも気持ちの負担を軽減し息抜きと社会参加の機会を提供します。

○関係団体との連携

校区まちづくり協議会などまちづくり、地域づくりに取り組む団体等と連携し、多世代が交流できる行事に参画、協力します。



子育てサロン



社会福祉大会の開催

(3)地域で支え合うネットワークの強化

①地域のネットワーク体制の充実

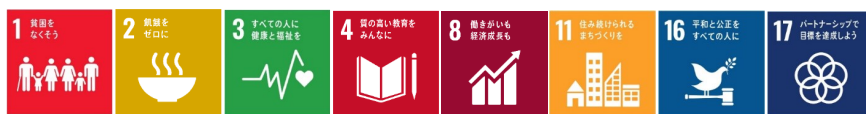
具体的な取り組み内容

- 社会福祉法人地域公益活動推進協議会(仮)の組織化
社会福祉法人は公益性・非営利性の高い法人として、本来の使命を踏まえ、「地域における公益的な取り組み」を展開し、地域のニーズに率先して対応していく役割があります。社会福祉協議会では地域共生社会の向上を目的として、社会福祉法人や賛同を得られる協力機関・企業の共同による組織化を図ります。
- 関係団体との連携
自治会活動や民生委員・児童委員活動、校区まちづくり協議会、また、地域福祉活動を行うボランティア団体等と平時から各団体の活動や課題について共有し、互いに交流・連携を深め地域のネットワークの構築を図ります。
- 地域住民の交流の機会の提供
福祉の関心を広げる意識づけとしてボランティア活動や出前講座、福祉教育、食のおたがいさまプロジェクトなどの活動や福祉の情報発信を積極的に行ってきたことで多くの住民が社会福祉協議会の活動に関心を寄せ、参加するきっかけとなりました。今後も幅広い世代の住民の参加・参画により、住民が主体となってより身近な地域で支えあう仕組みができるよう社会福祉協議会が実施する様々な事業・活動を通して、人材育成や地域づくりにつながり交流できる機会を提供します。
- 外国人への支援
地域で暮らす外国人も徐々に増加傾向にあり、特にコロナ禍での生活に不安を抱える方からの相談は増加しました。しかし、言葉や制度、心の壁など様々な課題があり、十分な対応にはつながりませんでした。このような課題を解決するには、地域で暮らしている外国人住民への関わりや、多文化を理解する必要があります。外国人が安心して暮らすことのできる地域づくりをすすめていくために、外国人を支援する団体などの情報を得て、必要な連携と交流の機会を設けます。
- 社会福祉協議会「なかまの風だより」発行・インターネットを活用した情報提供
地域の関係機関や関係団体等の地域福祉活動について情報を発信し、支えあい・助け合い活動の推進に取り組みます。

基本目標2

みんなが安心して暮らせる「なかま」

【対応する SDGsのゴール】



(1)防災・防犯体制の整備

①災害時や緊急時の支援体制の強化

具体的な取り組み内容

○見守り活動の充実

地域住民や地域福祉活動を行う団体と平時から情報共有を行い、要援護者の把握と災害時に身近な地域住民で要援護者の対応ができる体制づくり、顔の見える関係づくりを支援します。

○災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施

社会福祉協議会だけでなく地元主体で取り組めるよう、地域住民や行政、協力団体、また地域の関係団体にも呼びかけ、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、災害にも強い地域づくりに取り組みます。迅速に活動できるよう、災害時の資材の確保、協力員の確保などについて平時から行政と協議して備えます。

○災害ボランティア講座の実施と人材の養成

地域住民や企業、社会福祉協議会職員を対象とした研修や災害ボランティア講座を実施し、地域住民同士が支え合う意識の醸成や防災意識を高め、災害ボランティアとして活動できる人材の育成・確保に努めます。

○防災訓練の実施

社会福祉協議会が運営・受託する事業及びその施設において、火災や自然災害を想定した防災訓練を定期的に行い、平時から災害に備えるとともに、施設利用者や地域住民に対して防災意識の啓発に努めます。



中間遠賀地区社協災害ボランティアセンター設置・運営訓練

②防犯体制・交通安全対策の推進

具体的な取り組み内容
<p>○見守り活動の充実・関係団体との連携 子どもや高齢者の見守り活動を行っている地域の人々や団体と連携・情報共有し、地域コミュニティによる見守り活動を推進します。</p>
<p>○住民の防犯意識の啓発 社会福祉協議会が実施する出前教室や防犯ボランティア等と連携し、地域住民の防犯意識が高まるような、新たな講座や研修会のほか、地域の中で取り組んでいる防犯活動の事例を紹介・周知し、防犯意識を高める啓発に努めます。</p>
<p>○子どもへの防犯教室の実施 社会福祉協議会が運営・受託する子どもを対象とした施設において、自分の身を守るために普段からできることなど、分かりやすく防犯について学ぶための機会を提供します。</p>



地域のボランティアによる見守り活動

(2)住みよい住環境づくり

①誰もが暮らしやすい環境の整備

具体的な取り組み内容
<p>○福祉教育推進事業 多様な人々が共生できる社会の実現のため、福祉教育において地域住民に対し福祉に関する様々なテーマを提供し、共に考える機会をつくり、すべての住民が住み慣れたまちで安心して暮らせる環境づくりに努めます。</p>
<p>○移動支援事業 障がいのある方の移動支援を行うことで、必要な外出や余暇活動などの社会参加を促し自立生活を支援します。</p>
<p>○コミュニケーション支援事業 中間市総合会館に手話通訳者を配置し、聴覚や言語に障がいがある方の意思疎通の円滑化を図ります。</p>
<p>○声の広報事業 市報や社会福祉協議会「なかまの風だより」、また公的な案内などを音訳し、視覚障がいのある方が日常生活上で必要な情報を取得できるよう支援します。</p>

具体的な取り組み内容

○生活支援活動の充実

高齢者や障がいのある方などのちょっとした困りごと(生活課題)を、ボランティア団体や地域住民を中心とする多様な主体による支えあい活動により解決・緩和できるような取り組みを検討します。具体的には、電球の交換、網戸の張替え、ゴミ出し、買い物や通院の付き添いなどが想定され、身近な地域のボランティアの活用や支えあいサポーターを養成し、有償でサービスを行う「互近所サービス(仮)」の必要性を検証します。



小学校での点字体験(福祉教育)



ボランティアによる音訳活動(声の広報)



(3)サービスを利用しやすい環境づくり

①相談支援体制の整備

具体的な取り組み内容

○福祉総合相談機能の充実

社会福祉協議会では高齢者相談をはじめ、障がいのある方(児者)の生活相談、成年後見制度などの権利擁護、生活困窮者の相談、地域に関する相談など各分野における相談体制を整え、多面的な相談支援を行っています。様々な地域の困りごとなどに対し、社会福祉士等の専門職が総合的に相談に応じ、地域住民をはじめ関係団体や関係機関と連携・協働し、地域の生活課題の把握・解決に努めます。また、地域で支援が行き届いていない方に対し、必要に応じてアウトリーチ支援によるアプローチを実施し、必要な支援につなげます。

今後は、身寄りがない高齢者、中高年の引きこもり、子どもの貧困、ゴミ屋敷問題など多様化する福祉ニーズも顕著化していることから国が提唱するように介護、障がい、子ども、貧困に関する相談を一体的に包括的に実施できる相談支援体制を検討していきます。

○人材確保・育成と専門性の向上

各種研修に積極的に参加し、相談員に求められる知識や技能、役割を身につけ、質の向上に取り組めます。

○インターネット等を活用した情報提供

SNSの活用や社会福祉協議会パンフレットを作成し、総合相談窓口の周知・啓発を図ります。

○法人後見事業・日常生活自立支援事業(なかま成年後見支援センター)

判断能力が不十分な方やその家族、関係機関からの相談に応じ、権利擁護の推進を図ります。

○地域活動支援センターⅠ型事業(地域活動支援センター「パルハウスぼちぼち」)

障がい者相談支援事業を実施し、障がいに関する相談や福祉サービスに関すること、ひきこもりに関する相談などに、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職が応じ、障がいのある方やそのご家族の地域生活を支援します。

具体的な取り組み内容

- 中間市療育センター事業(療育支援センター「親子ひろばリンク」)
 児童発達支援事業や放課後等児童デイサービス、個別相談を実施し、保育士や医師、臨床心理士等の専門職が子どもの心身の発達に関する相談や訓練を行い、成長過程で見受けられる日常生活・社会生活のしづらさを軽減・改善できるよう取り組みます。
- 特別な配慮が必要な子どもへの相談・支援
 社会福祉協議会が運営・受託する子どもを対象とした施設において、特別な配慮(虐待・障がい・困窮など)が必要と判断された場合には専門機関などへ相談するなど、他機関と連携を図っていきます。また、一人で悩まないように相談できる場があることを広く周知し、多様な相談に対応できる体制づくりに努めます。
- 心配ごと相談所事業
 地域で安心して生活ができるよう、弁護士等の相談員が生活上の悩みや心配ごとの相談に応じます。
- ボランティア活動の相談・コーディネート推進
 ボランティアセンターを活用し、市内の福祉施設や活動団体、関係団体などのボランティアに関する情報を集約し、ボランティアをしたい人とボランティアに来てほしい人をコーディネートします。



地域活動支援センター「パルハウスぼちぼち」



療育支援センター「親子ひろばリンク」

②情報提供体制の充実

具体的な取り組み内容

- 社会福祉協議会「なかまの風だより」発行
 定期的に社会福祉協議会「なかまの風だより」を発行し、市民の視点から福祉のテーマを取り上げ、社会福祉協議会活動や地域福祉活動、福祉情報など地域住民が関心を持ち、必要な地域福祉情報を得られるよう取り組みます。
- インターネット等を活用した情報提供
 ホームページを活用し、常に新しい福祉情報を得られるよう、広報活動に努めます。また、社会福祉協議会パンフレットを作成し、地域福祉活動を協働して取り組むことができるよう社会福祉協議会事業や活動について広く地域に周知します。
- 関係団体との連携
 民生委員・児童委員協議会やまちづくり協議会などの地域の関係者と顔の見える環境において、社会福祉協議会の取り組みや福祉情報について周知を行います。



社協なかまの風だより発行(年4回)

(4)サービス向上の仕組みづくり

①福祉サービスの充実

具体的な取り組み内容
<p>○社会福祉法人地域公益活動推進協議会(仮)の組織化 市内の社会福祉法人や社会貢献を行っている企業等に働きかけ、連携・協働しながら地域福祉活動を推進するため「地域公益活動推進協議会」を立ち上げ、複雑・多様化する福祉課題を解決するための仕組みづくりを進めます。</p>
<p>○配食サービス事業 高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、バランスの取れたお弁当の配達に併せ安否確認や健康状態の把握に努めます。</p>
<p>○法人後見事業・日常生活自立支援事業(なかま成年後見支援センター) 判断能力に不安のある方やそのご家族の権利が守られ、地域で安心・安全に暮らせるよう、財産管理や身上監護を行う法人後見事業や日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどの援助を行う日常生活自立支援事業を推進します。</p>
<p>○地域活動支援センター I 型事業(地域活動支援センター「パルハウスぼちぼち」) 障がいのある方等が地域で自立して社会生活が営めるよう相談に応じ、適切な福祉サービスの利用の促進や日常的な居場所、創作活動の機会の提供、社会交流の促進に努めます。また、地域生活支援拠点事業により障がいのある方の親亡き後の居住支援や地域全体で支えるサービス提供体制の構築に努めます。</p>
<p>○中間市療育支援センター事業(療育支援センター「親子ひろばリンク」) 障がいのある子どもが意欲的に日常生活・社会生活を送ることができ、その保護者が主体的に子育てに取り組めるよう相談に応じ、こころとからだの発達や社会生活に必要な生活能力を身につけるためのサービスを提供します。</p>
<p>○移動支援事業 障がいのある方の移動支援を行うことで、必要な外出や余暇活動などの社会参加を促し自立生活を支援します。</p>
<p>○コミュニケーション支援事業 中間市総合会館に手話通訳者を配置し、聴覚や言語に障がいがある方の意思疎通の円滑化を図ります。</p>

具体的な取り組み内容

○声の広報事業

市報や社会福祉協議会「なかまの風だより」、また公的な案内などを音訳し、視覚障がいのある方が日常生活上で必要な情報を取得できるよう支援します。

○放課後児童健全育成事業(学童保育)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象とし、放課後や学校休業日に生活の場を提供し、遊びの指導等を行うことにより、児童の健全な育成と安全の確保に努めます。また、保護者の就労と子育ての両立を支援します。

○車いすの貸出し

病気やケガなどにより、一時的に車いすが必要になった方に対して短期的に車いすの貸出しを行います。貸出しの際には、操作方法についても説明をし、車いす利用時の事故予防に努めます。

○社会福祉協議会「なかまの風だより」発行・インターネット等を活用した情報提供

社会福祉協議会だよりや市報、ホームページ等を活用し、福祉サービスや利用についての相談窓口などの周知・啓発を行い、地域住民が必要な時に必要なサービスが利用できるよう取り組みます。



配食サービス



学童保育所



②権利擁護体制の充実

具体的な取り組み内容

○法人後見事業・日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方に対し日常的な金銭管理や生活支援、サービス利用支援、意思決定支援等を行い、権利擁護のための取り組みを推進します。

○権利擁護人材育成事業

市民後見人養成講座等の開催により、ボランティアのある地域住民を市民後見人として養成・活用し、地域福祉の担い手の確保に努め、権利擁護のための取り組みを推進します。また、円滑な法人後見事業や日常生活自立支援事業の実施を図るため、定期的なフォローアップ講座や研修会を実施し、市民後見人や生活支援員の質の向上に努めます。

○成年後見制度の理解・普及

認知症高齢者や障害のある方などが、住み慣れた地域で安心して生活を続けていく一助となる成年後見制度については成年後見制度利用促進法などの整備により、住民の関心は高まりつつあるものの制度理解においては十分とは言えません。今後も制度の理解・普及を目指し、地域住民を対象とした講座を開催します。

具体的な取り組み内容

○虐待防止対策の強化

社会福祉協議会が運営・受託する事業・施設において、虐待防止のポスターなどを掲示し、虐待防止の理解、啓発を図ります。また、利用者の状況確認のため、家族とのコミュニケーションを図りつつ状況確認を行うなど、必要に応じて関係機関と連携し、虐待の早期発見・抑制に努めます。



日常生活自立支援事業



法人後見事業



成年後見啓発講演会

③生活困窮者への自立支援の充実

具体的な取り組み内容

○生活再建に向けた相談支援

非正規雇用や新型コロナウイルス感染拡大などを背景に、生活再建に関する相談の増加や経済的な問題以外にも、失業、ひとり親世帯、多子世帯、無年金者又は低年金者、病気、障がいなど複合的な課題を抱えている世帯が増加しているため、関係団体や様々な社会資源、その他生活再建に必要な他制度も利用し課題解決に向けて支援します。

○関係団体との連携

生活困窮者自立相談支援機関など生活困窮者を支援する様々な機関や団体と連携し、自立につながる切れ目のない支援を行います。

○生活困窮者への支援の推進(ライフレスキュー事業・フードバンク事業)

緊急性の高く制度では対応できない課題を抱えた生活困窮世帯に対し、ふくおかライフレスキュー事業やフードバンク事業などを活用し総合的に自立生活に向けた支援を行います。

フードパントリー(食糧支援)を実施し、一時的な生活支援に併せ、地域の困窮世帯と課題の把握、さらには関係機関と連携して個別の実情に合わせた自立支援を行います。また、フードドライブ(食糧等寄付を募る活動)の実施により、地域住民や地域の企業・法人等が生活困窮という地域の福祉課題に気づき、困ったときに地域の中で助け合える仕組みづくりに取り組みます。

○子どもの貧困対策に関わる団体への支援

子どもの貧困に関する問題は、物資や金銭的な援助だけでは解決できません。居場所づくりや多様な人々との関係性(信頼)の構築のほか、学びの場を提供する必要があるため、子ども食堂や学習支援団体がその役割を担っていますが、十分に子どもたちに行き届いている状況ではありません。そのような団体を支援するため独自の助成金や民間助成金情報などを提供するほか、支援団体の活動を周知します。また新たな支援団体が発足し、子どもの将来が貧困による格差で閉ざされることのないよう普及支援に努めます。

○生活福祉資金貸付事業

低所得世帯などに対し、関係機関と連携しながら経済的自立、生活意欲の助長促進を図り、安心して生活を送るための資金の貸付相談と必要な助言指導を行います。



フードドライブ(物資の寄付)



フードパントリー(食糧等支援)



④自殺対策を視野に入れた支援の充実

具体的な取り組み内容

- 地域福祉セミナー・出前教室の推進
地域福祉セミナー・出前教室等を開催し、こころの健康に関するテーマを取り上げ、自殺予防に対する地域住民への周知・啓発を図ります。
- 見守り活動の充実・関係団体との連携
自殺リスクを抱える方の課題への気づきや自殺予防のための相談窓口や専門家へのつながりができるよう、地域住民同士の日常の声掛けや気遣い、見守り活動を推進し、支援体制を構築します。
- 福祉総合相談機能の充実・地域活動支援センター I 型事業・ひきこもり支援の推進
ゲートキーパー研修や相談支援従事者研修等を受け、自殺リスクの高い対象者の話を受け止め、必要に応じて専門的な機関や支援につなぐことのできる専門的な職員を相談窓口配置し、自殺予防に努めます。こころの健康に不安を抱える方やひきこもりなど、リスクの高い方に対し、専門職を配置した地域活動支援センターにおいて相談支援を行います。

基本目標3

みんなが心豊かになれる「なかま」

【対応する SDGsのゴール】



(1)地域での福祉活動への参加促進

①地域団体活動の促進

具体的な取り組み内容

- サロンお世話人研修会の開催
サロンの代表者やお世話人などを対象に、地域福祉活動についての研修を実施し、地域福祉活動の推進に協働して取り組みます。
- 社会福祉協議会「なかまの風だより」発行・インターネット等を活用した情報提供
地域福祉活動や地域づくりに関わる方や団体に関する活動を周知・啓発し、住民への参加支援を行います。
- 住民主体の組織機能の充実・関係団体との連携
民生委員・児童委員や自治会、校区まちづくり協議会などの地域組織活動を支援し、地域づくりの活性化を図ります。
- 共同募金運動の推進
市内で地域福祉活動やボランティア活動を行う団体に対し、共同募金を通じた活動の支援を行うことで、地域福祉活動の充実・活性化を図ります。
- 地域の人が集える拠点(場)づくり
住民主体の地域活動を活性化していくには、地域の情報共有や取り組みについて地域住民が気軽に集り話し合える拠点(場)が必要とされています。拠点(場)となる場所について、空き家や空き店舗など有効利用できるような場の情報収集を行い、地域住民が気軽に利用できる場づくりについて検討していきます。



サロンお世話人研修会の開催

②地域福祉を担う人材の確保や育成

具体的な取り組み内容

○ボランティアセンター機能の充実

あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域福祉活動の新たな担い手となるよう、地域の行事や福祉活動・ボランティア活動などの情報を発信し、参加支援を行うことで、様々な年代の人が活動に関心を持ち、やりがいと充実感を得られるよう取り組みます。

また、地域福祉活動についての情報を発信と、地域住民向けの出前講座や学習会の開催により、理解と参加促進を支援し、福祉に携わる人材の育成と確保に努めます。

ボランティアに関する講座や周知・啓発活動を行い、地域住民の地域福祉活動への参加を図り、ボランティア活動の支援を行うことで活性化に取り組みます。

○地域福祉教育の普及、推進・出前教室の推進

将来の福祉の担い手の育成に向け、地域福祉教育を推進し、小・中・高校生等の児童・生徒や学生を対象にさまざまな分野の福祉について体験を交えた学習の機会を提供します。

○福祉人材育成のための支援

質、専門性の高い社会福祉士や精神保健福祉士等の育成のため、現場実習を受け入れ、福祉人材の育成を支援します。



ボランティア活動支援



ボランティア連絡協議会研修会への参加

(2)こころもからだも健康増進への取り組み

①健康づくり・介護予防の促進

具体的な取り組み内容
○健康運動指導事業 トレーニング室に健康運動指導士等を配置し、生涯を通じた健康づくりを支援します。
○ふれあい・いきいきサロン活動事業・出前教室の推進 無理なく体を動かす健康体操などを行い、介護予防をはじめ健康づくりを支援します。また、サロンに参加することで閉じこもりを防ぎ、おしゃべりや相談ができる相手がいることで心の健康づくりを促進します。
○食育講座の開催 食に関する基本的な知識とバランスの良い食を選択する力を身につけ、健康な食生活を実践する力を育むことを目的に食育講座を開催します。
○配食サービス事業 一人暮らしなど見守りが必要な高齢者を対象にバランスの取れた食事の提供を行うとともに、安否確認と健康状態の把握を行います。
○在宅介護者のつどい組織化推進事業の充実 在宅で介護をする方の悩みや不安を、介護者同士で分かち合いや情報交換を行うことで、支える側である介護者が心身ともに健康に介護を続けられるよう支援します。



体操教室の開催



健康運動指導



②生きがいづくりの促進

具体的な取り組み内容

○ふれあい・いきいきサロン活動事業

地域の多様な人たちが気軽に集まり、趣味やレクリエーションを通して交流を深め、仲間づくりを支援することで、生きがいを感じて地域生活を営めるよう取り組みます。

○子育てサロン事業

子育てしている保護者とその子どもが同じような仲間と交流できる憩いの場を提供し、子育ての悩みや喜びを分かち合うことで、いきいきと地域生活を送ることができるよう支援します。

○ボランティアセンター機能の充実

ボランティアに関する情報発信やボランティア活動の需要調整(マッチング)等を行い、ボランティアを通じて地域とのつながりや生きがい、健康づくり、社会参加を支援します。また地域課題となっている地域の担い手の減少は、世代を問わず福祉への関心と参加が必要なことから地域の福祉の担い手となるボランティアの養成及び活動支援のための取組みをおこないます。

○社会福祉協議会「なかまの風だより」発行・インターネットを活用した情報提供

職員が意欲的に地域活動に参画し、協働してまちづくりに取り組み、活動を広報やホームページ等で発信することで、住民が地域に興味・関心を持って社会参加し、地域の中での役割や生きがいを見出せるよう支援します。



ふれあい・いきいきサロン活動



第6章 地方再犯防止推進計画

第6章 地方再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国で刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の割合は、令和2年には 49.1%となり、現在と同様の統計を取り始めた昭和 47 年以降最も高くなりました。

社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等の再犯防止対策としては、就労の促進や出所後直ちに福祉サービスを受けられるよう支援体制の整備が行われており、刑務所出所者等が円滑に社会の一員として復帰できるように帰住先や就労先を確保することや、高齢、障がい等の特定の問題を克服するための支援をすることにより、罪のない人が犯罪による被害を受けることを防ぎ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現につながります。

このような中、平成 28 年 12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行され、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を負うこと、再犯防止推進計画を勘案して 地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならないことが定められました。

これらを踏まえ、本市においては、安全・安心に暮らすことができる社会の実現に向け、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく円滑に社会の一員として復帰・再出発できるよう、本章を「地方再犯防止推進計画」と位置づけ、地域福祉計画と一体的に施策を推進することとします。

2 計画の位置づけ等

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

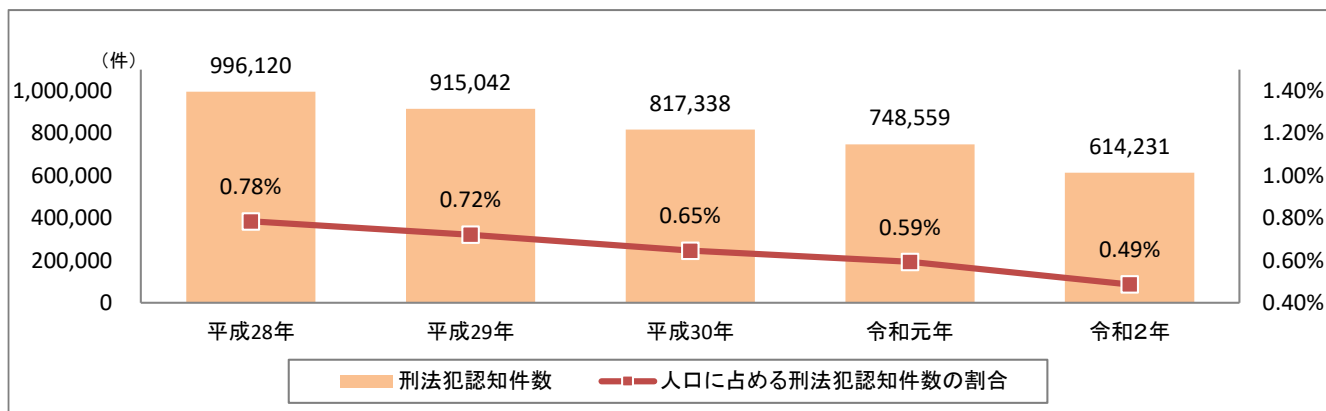
なお、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 再犯防止施策の対象者

本計画において「犯罪をした者等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者を指します。

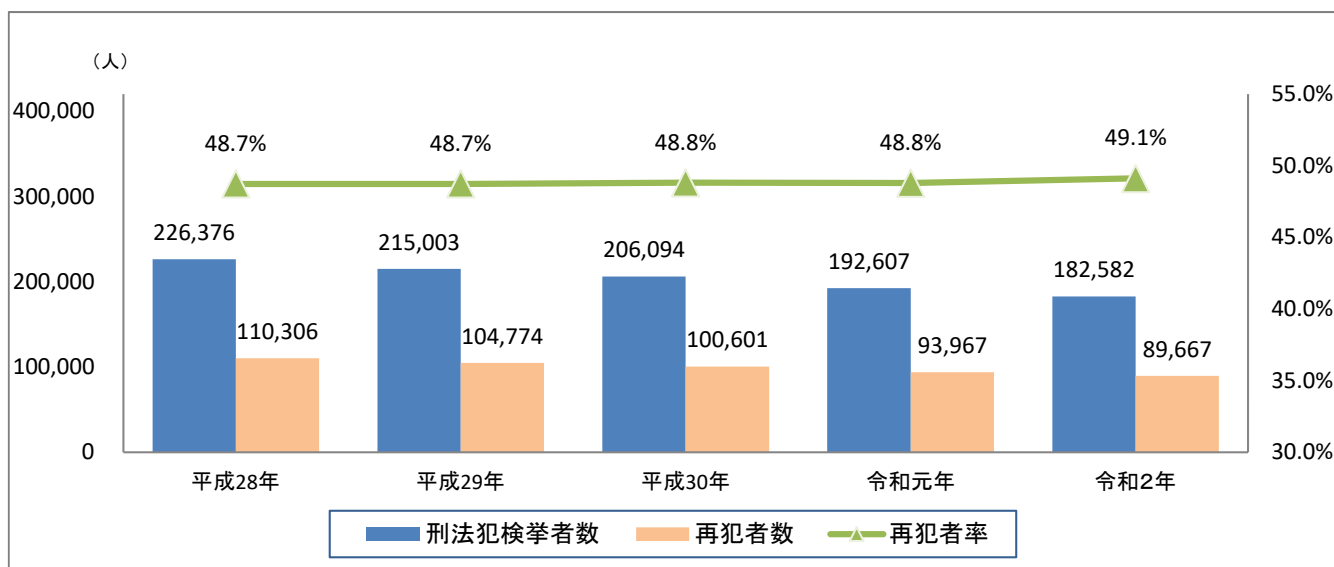
5 犯罪情勢等について

(1) 全国の刑法犯認知件数の推移



資料:警察白書

(2) 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料:警察白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

6 現状と課題

全国の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、これは防犯カメラなどのセキュリティー機器の普及のほか、官民を挙げた警戒や取り締まりの強化が抑止につながっているのではないかと考えられます。

全国の刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は約50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

7 取り組みの方向性

犯罪や非行の防止に加え、犯罪をした者等の再犯防止に向けた社会の気運の醸成と包括的な支援を関係機関・団体等と連携を図りながら取り組みます。

(1) 国の取組

国においては、矯正施設(刑務所少年院等)における職業訓練等の就労支援、協力雇用主の確保に向けた企業等への働きかけ、更生保護施設や自立準備ホームによる帰住先の確保、薬物事犯者等への専門的指導プログラムの実施等の各種取組のほか、地方公共団体との連携強化のため、犯罪をした人等の支援等に必要な情報の提供や地方公共団体との協働による施策の実施等を推進することとされています。

- 特性に応じた指導及び支援等
- 就労の支援
- 非行少年等に対する支援
- 就業の機会の確保等
- 住居の確保等
- 更生保護施設に対する援助
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 関係機関における体制の整備等
- 再犯防止関係施設の整備
- 情報の共有、検証、調査研究の推進等
- 社会内における適切な指導及び支援
- 国民の理解の増進及び表彰
- 民間の団体等に対する援助

(2) 市として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

なお、各種支援を行うにあたっては、対象者の個人情報の適切な取扱いに十分配慮するものとします。

○就労の確保

生活困窮者自立相談支援事業による支援を通じ、生活の安定を図るとともに、公共職業安定所などと連携し、就職及び就労の定着を図ります。

○住居の確保

公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し情報提供を行います。また、生活困窮者自立支援事業住居確保給付金を活用し、生活の基礎となる住居の確保を図ります。

○高齢者又は障がいのある方等への支援等

犯罪をした高齢者又は障がいのある方等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。

○再犯防止に関する啓発活動の推進

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

保護司会と連携し、再犯防止啓発月間において、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施するほか、「社会を明るくする運動」に合わせ、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

○国から提供される情報の活用

国から提供される、国が犯罪をした人等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報を、再犯防止のための取組に活用します。

○国・地方協働による施策の推進

国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するという国の方針に基づき、国が実施する施策への協力を努めます。

○関係機関・団体との連携強化

刑事司法手続を離れた人を含むあらゆる犯罪をした人等が、地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関や更生保護女性会、保護司会等、更生保護及び青少年の健全育成に携わる各種団体等との連携強化を図っていきます。

○情報共有体制の整備

民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者が支援対象者や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みます。

○児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の成長段階に合わせていじめ予防や非行防止、人権、薬物乱用防止教育を実施し、関係機関の職員を外部講師として招くなど関係機関等と連携を図ります。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

(1)住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

(2)福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・NPO・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参加が求められます。

(3)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、社会福祉協議会を本市における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

(4)行政の役割

行政は、住民福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、福祉支援課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

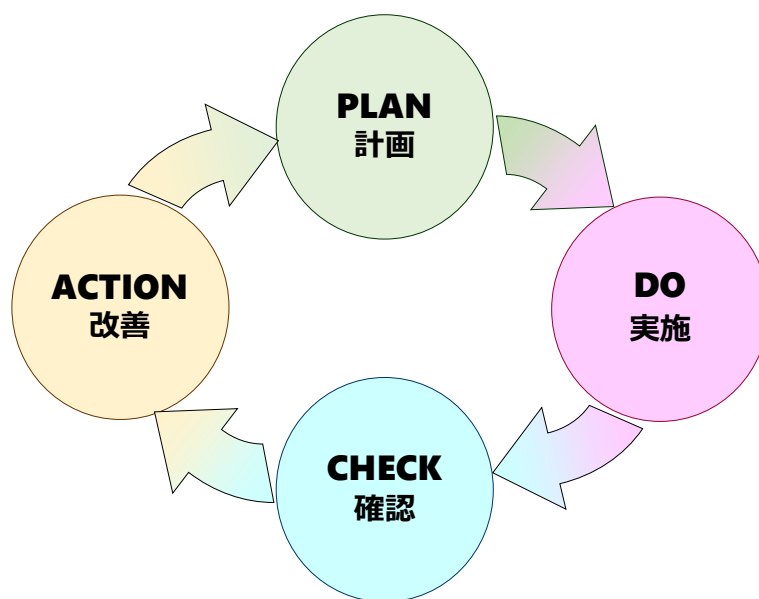
2 計画の点検・評価体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクル(※)に基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会」の委員を中心に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。



※ 「PDCA サイクル」・・・さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(確認)」「ACTION(改善)」のプロセスを順に実施していくもの

参考資料

1 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

氏名	所属又は推薦団体等	備考
鬼崎 信好	久留米大学	委員長
安田 明美	中間市議会	
中尾 淳子	中間市議会	
池田 久紀	中間市自治会連合会	
森本 邦枝	中間市婦人会	
船津 革	社会福祉法人 中間市社会福祉協議会	
河島 隆士	一般社団法人 遠賀中間医師会	
外城 順子	一般社団法人 遠賀中間歯科医師会	
戸畑 典子	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	副委員長
藤澤 冬美	中間市ボランティア連絡協議会「もやいの会」	
鶴戸 正晴	中間市老人クラブ連合会	
小林 哲治	中間市民生委員児童委員協議会	
高橋 寿子	中間市母子寡婦福祉会	
大野木 章	一般公募	

2 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 中間市地域福祉計画及び中間市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）の策定に関し必要な協議をするため、中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、計画策定に必要な市民意識調査項目及び計画策定に関する諸事項について検討し、又は協議し、本市に対して適切な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、選出する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 地域福祉団体の代表者
- (4) 保健、医療又は福祉の関係団体の代表者
- (5) 社会活動団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(選出期間)

第4条 委員の選出期間は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残選出期間とする。

2 委員は、再度選出されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員長は、委員の互選により選出を行い、副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長を定めていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の説明又は意見を聴くことができる。

(書面会議)

第7条 委員会は、特に必要と認められるときは、書面による会議（以下「書面会議」という。）を行うことができる。

2 書面会議を行うときは、委員長（委員長及び副委員長を定めていないときは、市長）は、前条第1項の規定による招集に代えて、委員に対し、期限を定めて表決その他の意見を記した書面（以下「表決等」という。）の提出を求めるものとする。

3 前項の期限までに表決等が提出されたときは、当該表決等を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。

- 4 前条第3項の規定は、書面会議に準用する。
- 5 委員長は、書面会議を行ったときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、書面会議の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(謝金)

第8条 委員が会議に出席したときは、謝金として日額3,500円を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第44号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月1日告示第114号)

この要綱は、告示の日から施行する。

3 中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 中間市地域福祉計画及び中間市地域福祉活動計画（以下これらを「計画」という。）の進行管理等を行うため、中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況を確認すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉に関して必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 地域福祉団体の代表者
- (4) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (5) 社会活動団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、選任された日から計画の執行期間の満了日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選により選出を行い副委員長は、委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として日額3,000円を支給する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健福祉部福祉支援課に置く。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

4 策定経過

日時	内容
令和3年3月1日(月)～ 令和3年3月12日(金)	第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画推進委員会(書面審議) 1 正・副委員長の選出について 2 第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画の進捗状況について ○行政の施策(公助)の状況 ○社会福祉協議会(活動計画)の状況 ○地域(自助・互助)の状況 3 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定に関するスケジュール(案)について
令和4年2月3日(水)～ 令和4年2月18日(金)	中間市の地域福祉に関する意識調査(市民アンケート調査)
令和4年3月8日(火)～ 令和4年3月25日(金)	中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画 見直しのためのヒアリング調査(事業所等ヒアリング調査)
令和4年8月3日(水)～ 令和4年8月31日(金)	各校区まちづくり協議会の取り組み状況及び地域の課題等に関するヒアリング調査(校区まちづくり協議会ヒアリング調査)
令和4年8月4日(木)～ 令和4年8月18日(金)	第1回第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会(書面審議) 【協議事項】 1 委員長の選出に係る事務局の腹案を提案することについて 2 委員長の選出について 【報告事項】 1 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画の策定について 2 令和3年度における実施事項について ○地域福祉に関する市民アンケート調査について ○計画見直しのための事業所等ヒアリング調査について 3 第2期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画の中間評価について 4 今後のスケジュールについて
令和4年12月14日(水)～ 令和4年12月23日(金)	第2回第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会(書面審議) 【協議事項】 1 「第1回第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会」議事録の中間市ホームページ掲載について 【報告事項】 1 校区まちづくり協議会ヒアリング調査の結果について 2 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画骨子(案)について 3 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画「第1章」(素案)について 4 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画「第4章」(素案)の構成変更について

日時	内容
令和5年2月1日(水)～ 令和5年2月9日(木)	<p>第3回第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会(書面審議)</p> <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「第2回第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会」議事録の中間市ホームページ掲載について 2 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画(素案)について 3 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画(素案)に関する市民意見の提出手続(パブリックコメント)の実施について
令和5年3月17日(金)～ 令和5年3月27日(金)	<p>第4回第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会(書面審議)</p> <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画(素案)に関する市民意見の提出手続(パブリックコメント)の実施結果について <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「第3回第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画策定委員会」議事録の中間市ホームページ掲載について 2 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画(素案)に関する市民意見の提出手続(パブリックコメント)の実施結果について 3 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画(素案)の追加修正について 4 第3期中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画の答申案について